

平成20年12月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

平成20年12月8日 午前9時10分開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1号議案 教育委員会委員の任命について

日程第 5 第 2号議案 教育委員会委員の任命について

日程第 6 第 3号議案 飯島町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第 7 第 4号議案 飯島町町民カード条例の一部を改正する条例

日程第 8 第 5号議案 平成20年度飯島町一般会計補正予算（第4号）

日程第 9 第 6号議案 平成20年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第10 第 7号議案 平成20年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算（第2号）

日程第11 第 8号議案 平成20年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第12 第 9号議案 平成20年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第13 第10号議案 平成20年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第14 第11号議案 平成20年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

日程第15 第12号議案 平成20年度飯島町水道事業会計補正予算（第2号）

日程第16 第13号議案 長野県市町村自治振興組合規約の変更及び組合を組織する市町村数の減少について

日程第17 第14号議案 長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少について

日程第18 第15号議案 南信地域町村交通災害共済事務組合を組織する市町村数の減少及び南信地域町村交通災害共済事務組合規約の一部変更について

日程第19 発議第 7号 飯島町議会会議規則の一部を改正する規則

○出席議員（12名）

1番 森岡一雄	2番 曾我 弘
3番 宮下覚一	4番 坂本紀子
5番 三浦寿美子	6番 野村利夫
7番 宮下 寿	8番 竹沢秀幸
9番 平沢 晃	10番 内山淳司
11番 松下寿雄	12番 織田信行

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 小林広美 住民福祉課長 中村芳美 産業振興課長 中村澄雄 建設水道課長 松下一人 会計課長 豊口敏弘
飯島町教育委員会	教育長 山田敏郎 教育次長 塩沢兵衛

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	折山 誠
議会事務局書記	千村弥紀

本会議開会

開 議 議 長	<p>平成20年12月8日 午前9時10分</p> <p>おはようございます。議員各位には年末を迎え公私ともにご多忙の毎日でご苦労さまでございます。今年も国内外の政治も経済も流動的かつ厳しい状況の中で暮れを迎えました。定足数に達していますので、ただいまから平成20年12月飯島町議会定例会を開会します。</p> <p>議員各位におかれては、会期中の本会議及び委員会審査を通じて、慎重かつ精力的にご審議をいただくとともに、円滑な議事運営にご協力いただきますようお願いをいたします。</p> <p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。</p> <p>開会に当たり、町長からごあいさつをいただきます。</p>
町 長	<p>皆さんおはようございます。議会招集に当りまして一言ごあいさつを申し上げます。平成20年11月14日付飯島町告示第116号をもって、平成20年12月飯島町議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位には時節柄ご多忙中にもかかわらず全員のご出席をいただきまして心から厚くお礼を申し上げます。</p> <p>さて、本年も余すところわずかとなりました。今年1年間、議員並びに町民の皆様には行政運営に対しましてご理解ご協力を賜り、計画をいたしました事業がおおむね順調に遂行されていますことに対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。</p> <p>この1年を顧みますと、国際的にも国内的にも政治経済社会すべての面でまさに多事多難、激動の1年でありました。ミャンマーでの大型サイクロン、中国四川大地震、国内では岩手・宮城内陸地震など自然災害の発生が多い年であり、各地で多くの被害が発生をいたしました。幸い当町においてはこれといった大きな自然災害もなく、平穏な年であったことはご同慶にたえないところでございます。また先頃起きたインド、ムンバイでの同時テロでは多くの人の尊い命が奪われました。理由はどうあれ無差別に人を殺める行為は決してあってはなりません。また日本での秋葉原の事件や次官宅の連続殺傷事件など凶悪な事件が発生をし、これまた尊い命が奪われるなど憤りを感じる多くの事件が発生し、誠に残念で胸が痛みます。半面、世紀の祭典オリンピックでの日本選手の活躍や日本人に4人にノーベル賞が贈られるなどの明るい話題もございました。</p> <p>一方、経済においてはアメリカのサブプライムローン問題やリーマンブラザーズの破たんにより、世界的な金融危機と景気減速により国際経済不安は全世界を巻き込み、100年に一度ともいわれる世界同時不況の様相が広まって参っております。各国が協調して金融政策をとっておりますが、この危機を脱するまでには2年から3年かかるとも言われております。この影響により国内企業の業績は軒並み減益に転じ、これが法人税などの減収へとつながっており、当町における法人町民税は大幅な減収が見込まれ、一般財源の確保が難しく厳しい財政運営を余儀なくされておる状況でございます。</p> <p>国政においては福田首相が突然の辞任、2代続けての中途での政権交代となりまして、大変不安定な状況の中で麻生内閣が誕生をいたしました。国では国民生活の安全安心を確</p>

保するための緊急総合経済対策として第一次補正予算を成立をさせ対策を講じているところではありますが、さらなる追加の経済対策としての第二次補正予算の提出時期が定まらず、来年1月の通常国会という考えのようではありますが、一日も早い景気対策や住民生活向上のための対策、また地方自治確立のための財政支援を切に期待をするものでございます。

さて、昭和伊南総合の問題であります、多くの住民の主席の下、伊南4市町村での住民説明会を行ってまいりましたが、更に専門コンサルも含めた経営改革基本プランの策定がされているところでございます。昭和病院をこのまま存続するには相当の改革が必要と考えられます。近日中に経営改革基本プランが示されることとなっておりますので、この25日に議会全員協議会で報告をさせていただく予定でございます。

さて、平成21年度の予算編成ですが、11月28日に予算編成会議を開催し着手をしたところではありますが、国では基本方針の2006以降の考え方を継承し、徹底した歳出削減を図ること、地方に対しては自助努力の促進と地方財政計画の抑制、財政健全化を重視した方針となっております。その一方でこうした財政再建路線、緊縮予算の方針を一時的に棚上げする考え方も台頭をしてきておりまして、結論としては年末の国の予算原案策定時まで予断できない状況でございます。一方歳入の基本となる町税におきましては、先ほど申し上げましたように大変厳しく、また地方交付税の増加も見込めない状況であり、一般財源の確保がますます厳しさを増すこととなってきております。来年度の予算編成にあたっては長期構想に基づく中期総合計画の着実な実践、ふるさとづくり計画及び集中改革プランを軸とした行財政改革の推進を基本方針に重点項目を示し行政改革を推進する一方で、まちづくり交付金整備事業を核として予算を重点配分するという選択と集中による選択実行型のまちづくり予算となるよう、職員の英知と努力を結集し、最大限の創意工夫を行うよう指示を致したところでございます。

さて、本定例会にご提案申し上げます案件につきましては、人事案件が2件、条例案件2件、補正予算案件8件、その他案件3件の計15件でございます。いずれも重要案件でありますのでなにとぞ慎重なご審議をいただき、適切なる決定を賜りますようお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、4番 坂本紀子 議員、5番 三浦寿美子 議員を指名します。

議 長 日程第2 会期の決定を議題とします。
本定例会の会期につきましては、議会運営委員会において協議しておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。
平沢議会運営委員長。

議会運営委員長 会期につきまして報告いたします。去る11月25日議会運営委員会を開催し、本定例会の会期につきましては、案件の内容からいたしまして、本日から12月16日までの9日間と決定されましたのでご報告いたします。

議 長 お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から12月16日までの9日間としたいと思います。

異議ありませんか。
 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって会期は本日から12月16日までの9日間とすることに決定しました。委員長自席にお戻りください。

事務局長 会期の日程は事務局長から申し上げます。
 (会期日程説明)

議長 日程第3 諸般の報告を行います。
 はじめに議長から申し上げます。請願・陳情等の受理について報告いたします。受理した請願・陳情等は、お手元の請願・陳情等文書表のとおりであります。会議規則第92条の規定により所管の常任委員会に審査を付託します。
 次に、例月出納検査の結果について報告いたします。9月から11月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。
 次に、お手元に配布のとおり、定期監査報告がされております。
 次に、本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。
 次いで、9月定例会において議会閉会中の委員会継続審査とした事件等について、各委員長から報告をいただきます。
 内山社会文教委員長。
 社会文教委員長 それでは社会文教委員会の研修視察につきましてご報告を申し上げます。去る10月9日、10日、2日間にわたりまして群馬県吾妻郡草津町の役場を訪れまして、その事情を聞いてまいりました。ご承知のように草津町は観光立町というような形の中で町の運営がなされておりまして、人口は7,419、世帯数が3,525と、これはあの9月1日現在のものでございますか、そんな形でございます。そしてまず庁舎を訪れたときに、庁舎玄関前に「長野県飯島議会社会文教委員会様」というような垂れ幕が下がっておりまして、そのあたりから大変恐縮をしながら研修に臨んだわけでございます。案内に出られた職員の皆さんが何かホテルでも着いたような形のご案内をいただき、エレベーターで3階の町長室わきの応接間で研修を受けることができました。町長自らおいでを願い、そして副町長さん、それから担当の主査の方、その形で講義のようなまあ研修をいただいたわけでございます。草津町の町民憲章、以前の5原則に基づきまして、この5原則は安全、清潔、親切、販売、節約を念頭にした、共生、共創、協働のまちづくりを展開をしておる町でございました。物の時代から心の充実の時代のまちづくりの展開をされて、これからしていくのだという意気込みを聞かしていただきました。年間に300万訪れるという草津温泉を持ち、観光、健康、そして環境のセットとしたまちづくりと、温泉の世界的なつながりの中でこの町長である中澤町長の観光、カリスマ的な行政運営に携っていることをひしひしと感じるお話を聞かしていただきました。行政の組織機構では「愛町部」また「千客万来部」といったユニークな、またまさに適切なそういう部署を設けられて活動をされている様子、そして温泉地の地熱利用による発電のことにつきましては、それから汲み上げる温泉のためにその地域の温泉が枯渇してしまうという事例が方々で出ているようでございます。そんなことのために国へはこの反対の申し込みをしたというお話も聞いてまいりました。さらにその温泉熱を96度から75度に下げる熱を利用して発電をしたらどうかと

いう検討も進めておられるとこういう話でございました。また少子化対策で給食費の3分の1を補助をすると、そして遠距離通学の補助として小学生にはJRバス、それから西武バスが走っているわけですが、その定期代10カ月分を小学生には補助をし、そして中学生には4カ月分を補助すると、こんな施策も講じていることを聞いてまいりました。しかもそれから国保税の資産割ゼロということ、それからエコバスを全町に普及をする運動、そしてしかも人事異動は面接希望調査を行い、その希望の7割がその部署で働ける、そんな形なようでございます。3割の者はどうしてもこういうことでお願いをしたいというようなことで、町の方から願ってその部署を担当していただくというようなお話でございました。職員のやる気を起こさせるそんな形での職員の職場の形をとってあるというようなことでございました。この1時からお話を承ったわけでございますけれども、約2時間の間、中澤町長があたかも私共、講演会を聞きに行ったようなそんな雰囲気に含まれるようなその町長のポリシーを聞かせていただき、大変驚嘆をした視察研修でございました。そんなことの中で最後に中澤町長に、飯島へもお願いすれば講演に来てくれるかねというような話も出、いつでも快くお受けをするというようなご返事を頂戴いたしてまいりました。そして庁舎を後にし宿舎へ向かったわけでございますけれども、その宿舎の接待、待遇、素晴らしいその待遇でございました。心のもったそしてこの中澤町長の名刺には、「歩み寄るものに安らぎを、去り行く人に幸せを」という草津町町民憲章を、いつの会合の時にもこのことを念頭に置きながら会議を進めているということをお聞きをいたし、感動してまいりました。以上で甚だ簡単でございますが研修視察の報告とさせていただきます。

議長 内山委員長自席へお戻りください。
 委員長報告につきましては主な内容のみに集約いただきまして、簡略なご報告にを賜りますようお願いいたします。
 次に議会運営委員会お願いいたします。
 平沢議会運営委員長。
 議会運営委員長 それでは議会運営委員会報告をいたします。議会運営委員会では新潟県湯沢町議会視察研修を10月の21日、22日の2日間の日程で行いました。研修内容はかねてからこの飯島町議会では問題視されていた災害時行動マニュアルの設置の経緯と運用について、また議会運営全般について研修を行いました。湯沢町議会は議員選挙におきまして8名の新人議員が誕生し、議会に対するイメージ等のギャップの大きさを指摘され、不明瞭な申し合わせを議会活性化特別委員会を設置して、湯沢町議会申し合わせ事項として文章化してありました。内容といたしましてはこの議員のあり方について議会基本条例並みに整理がされており、協議会において決定したことなので自覚を持って申し合わせを實踐できるということでありました。その中の意見交換では議会運営について内容の深い質問が出されました。当町においてもこの先進的な取り組みは、これからの議会活性化に向けて積極的に取り組む必要を確認し、その後、互いの議会運営上の問題に対しまして相違点について理解を深めました。以上申し上げまして議会運営委員長の報告とさせていただきます。
 議長 ご苦労様でした。平沢委員長自席にお戻り下さい。
 以上で諸般の報告を終わります。

議長 日程第4 第1号議案教育委員会委員の任命についてを議題といたします。
事務局長に議案を朗読させます。
（議案朗読）
議長 本案について提案理由の説明を求めます。
町長 それでは第1号議案教育委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。
このことにつきましては現委員としてお勤めをいただいております下島恭子さんがこの1
2月21日をもって任期満了となります。後任の委員として引き続き下島恭子さんを任命
したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の
同意をお願いするものであります。今日の多くの教育課題に対処いただく委員として、人
格、識見、並びに女性委員として最適と考えをお願いするものでございます。なお任期は
平成24年12月21日まででございます。よろしくご審議の上、議員各位全員のご賛同
をいただきますようお願いを申し上げまして提案理由の説明といたします。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（なしの声）
議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論を省略し、これから第1号議案教育委員会委員の任命についてを採決します。この
採決は起立によって行います。
本案は適任者としてこれに同意することに賛成の方はご起立願います。
〔賛成者起立〕
議長 ご着席ください。
起立全員です。従って第1号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長 日程第5 第2号議案教育委員会委員の任命についてを議題といたします。
事務局長に議案を朗読させます。
（議案朗読）
議長 本案について提案理由の説明を求めます。
町長 第2号議案教育委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。この12
月21日付をもちまして2期8年教育委員として町の教育行政のために大変ご尽力をいた
だきました今村昇さんが退任をされることになりました。ここに改めて町の教育行政に対
するご尽力に感謝を申し上げたいと思います。さて後任の教育委員の任命についてはご承
知のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によりまして、この4月か
ら委員の任命にあたっては委員の内に20歳未満の子どもを持つ保護者が含まれるよう
にしなければならないというふうに規程をされたために、保護者の中から検討をしてまい
りました。本日教育委員としてご提案申し上げます松村かおりさんは、お手元の経歴書に
ございますとおり、大学卒業後、昭和63年4月から県立木曾高校に教員として就職をされ、
以来、飯田長姫高校と併せて13年間高校で教職に就かれ、現在は飯田市にあります専門
学校の学校法人コア学園「飯田ゆめみらいICTカレッジ」で非常勤講師として勤務をさ
れております。また飯田・下伊那地区を中心にラグビーの普及と競技力の向上を目指して
活動をしています仮称「南信州クラブ」の会計顧問としても活躍をされております。この

ように高校や専門学校での教師としての経験や地域における生涯スポーツ活動への参画な
ど、更には小学生、中学生に3人の子どもを持つ保護者としての現状や経験を生かして、
今後の教育行政の振興に尽力いただけるものと思っておるところでございます。つきまし
ては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条1項の規定によりまして議会の同意
をお願いするものでございます。なお任期は平成24年12月21日まででございます。
よろしくご審議の上、議員各位全員のご賛同をいただきますようお願いを申し上げまして
提案理由の説明といたします。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（なしの声）
議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論を省略し、これから第2号議案教育委員会委員の任命についてを採決します。この
採決は起立によって行います。
本案は適任者としてこれに同意することに賛成の方はご起立願います。
〔賛成者起立〕
議長 ご着席ください。
起立全員です。従って第2号議案は原案のとおり同意することに決定しました。
暫時休憩といたします。そのままお待ちください。
〔下島恭子さん・松村かおりさん入場〕
議長 再開いたします。ここで、只今選任同意されました下島恭子さん、松村かおりさん
からご挨拶をいただきます。
初めに下島恭子さんからお願いたします。
〔下島恭子さん登壇 挨拶〕
下島恭子氏 このたび教育委員として再度選任されることとなりました下島恭子です。子育てを取り
巻く環境、また子どもを取り巻く環境が大きく変化し、親御さんや子どもさんにとって戸
惑いの多い時代です。飯島町の宝である子ども達が健やかに伸びやかに成長できますよう
お手伝いできればと考えています。元より微力なものではありますが懸命に努めてまい
りますのでよろしくお願いいたします。
議長 下島さんには町の教育委員として町の教育振興、教育行政の進展にご尽力賜りますよう
よろしく願いたします。ありがとうございました。
次に松村かおりさんお願いたします。
〔松村かおりさん登壇 挨拶〕
松村かおり氏 このたび教育委員を拝命いたしました七久保の松村かおりと申します。今回このよう
な大役を仰せつかりましたことは大変光栄であるとともに身の引き締まる思いでおります。
私自身3人の子どもの親として日々試行錯誤しながら子育てをしている状況ではありますが、
飯島町の町民として少しでもお役に立てますよう教育環境の向上に努めてまいりたい
と思っております。何分若輩者で至らない点多々あると思っておりますが、ご指導のほどを
よろしく願申し上げます。
議長 松村さんには町の教育振興、教育行政の向上にご尽力賜りますようよろしく願いた
します。松村さんありがとうございました。
暫時休憩といたします。

議 長 [下島恭子さん、松村かおりさん退場]
再開いたします。

議 長 日程第6 第3号議案飯島町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第3号議案飯島町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。本条例は国民健康保険法施行令が一部改正されたことによりまして改正するものでございます。改正内容につきましては産科医療補償制度が平成21年1月1日に創設されまして、その保険料が分娩費用に上乘せされるために、出産育児一時金の額に保険料相当分として30,000円を上限に加算するよう改めるものであります。細部につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

住民福祉課長(補足説明)
議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
5番 三浦議員 罰則についてお聞きをするわけですが、改正前は、案の前は「科する」となっておりまして、今度のは「処する」に統一するということですが、意味合いというものはこれで変わってくるということはないのでしょうか。その点についてお聞きしたいと思います。

住民福祉課長 「科する」と「処する」は微妙に違うわけですが、「科する」とは仕事や税を法に照らして刑罰を負わせる、負担させる、負荷するという意味でございます。また本改正をいたします「処する」とは、決める、定めて行う、刑罰を科するというところでこの刑罰を科するということに該当すると思われましたので本条例の改正に至ったわけでございます。

議 長 他に質疑ありますか。
4番 坂本議員 ちょっとお尋ねします。この産科医療補償制度というのは先ごろまで私なんか、一部の委員達で求めている無過失補償制度に近い制度ということになるわけでしょうか。まあそれとは少し違うとは、具体的に言いますと今言ったんだと、1級から2級ということで2,000グラム以上という形の中で障害の部分具体的に明記されている、つまりは脳性まひということですが、それ以外のことに関しては補償されないということなんでしょうか。

住民福祉課長 先ほど申し上げましたとおり、あくまでも身体障害者1級または2級の重度脳性まひが発症した場合という解釈でございます。

議 長 他に質疑はございませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第3号議案飯島町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なしの声)
議 長 異議なしと認めます。したがって第3号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7 第4号議案飯島町町民カード条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第4号議案飯島町町民カード条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。本条例は本年6月定例議会におきまして、住民基本台帳カードに飯島町図書館の図書館利用券機能を上乘せる条例改正をお願いし、承認をいただいて現在運用をしておるところでございますが、今回さらに飯島町に加えまして上伊那郡市7市町村の公立図書館の図書館利用券機能を町の住民基本台帳カードに付加する、そのための条例改正でございます。町民の利便性を図るとともに住民基本台帳カードの普及による行政サービスの向上を目指すために条例の一部を改正するものでございます。細部につきましてはご質問によりまして担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
5番 三浦議員 お聞きをしたいのですが、この今までも住民サービスということでいろんな機能が町民カードの中に盛り込まれてきているわけですが、例えばこの図書館でカードを利用した場合にこの情報というのは図書館側に個人情報として蓄積されていくというような、そうしたようなことはないのでしょうか。またあのそういうことによってカードの情報が外部に漏れるというようなことはないというふうに、そういうことがプライバシーの侵害とかそういうことに繋がっていくようなことは無い、プライバシーが保護されるというふうに確約できるというか、そういうことが担保されているかどうかお聞きしたいと思います。

住民福祉課長 お答えいたします。今回の改正につきましては住民基本台帳の電子部分のところに独自利用領域の窓を開ける作業で入力でございます。従いましてその窓を開けただけでは図書館の利用はできませんので、飯島町以外の図書館へ出向いていただいてそこへ情報を入力することで、その時点で、窓を開けた時点、それからまた図書館での入力の時点でロックがかかるような仕組みになっておりますので、個人情報に配慮をしておるわけでございます。よろしくお願います。

議 長 他に質疑はございませんか。
5番 三浦議員 只今、中村課長にお答えをいただきましたが、その窓を開ける、図書館でそういった先に図書館でということなんですけれども、そうした場合にはその私のお聞きしたかったのは、まあそこでカード使うわけですね、実際にね、町民カードを。その時に図書館の側にその利用をしたときにその個人情報というのは蓄積されたり、そういうことが情報が後からこうそこに残っていくというようなことはないのかどうかということをお聞きしたんです。

住民福祉課長 住民基本台帳カードにつきましてはカードを作成時点でセキュリティーのロックがかか

っておりますので、本人以外、暗証番号等を利用しなければその個人情報に到達することはできません。公的機関では、今回先程も申し上げましたとおり、独自利用領域のみの設定でございますので各図書館へ出向いて、あのカードに書いてある情報等は見ていただければその時点で情報ということには提供されるかもしれませんが、それが残るということはないというふうに考えております。

議長

他に質疑ありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第4号議案飯島町町民カード条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。したがって第4号議案は原案のとおり可決されました。

議長

日程第8 第5号議案平成20年度一般会計補正予算第4号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長

それでは第5号議案平成20年度飯島町一般会計の補正予算第4号について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ141,632,000円を追加して、歳入歳出それぞれ4,412,666,000円とするものでございます。今回の補正につきましては、町内企業の景気減退の影響によります法人町民税の大幅な減収を財政調整基金を取り崩して歳入確保にあてることといたしましたこと、新たに採択となりました地域福祉空間整備事業の経費、原油価格高騰対策としての補助金を計上したものが主でございます。またふるさと納税であります、ふるさと飯島応援寄付金についてこれまでに多くの寄付をいただきましたので計上をいたしました。

歳出予算の主な内容につきましては、総務費では先ず、ふるさと飯島応援基金は多くの方々から貴重な寄付をいただきまして、当初の見込みを大きく上回って積み立てることができましたことになりました。また新しく委嘱いたしました、ふるさと大使へのアドバイザー契約にかかる経費を予算計上をいたしました。民生費につきましては地域介護福祉空間整備事業を活用した高齢者支え合い拠点としての集会施設の建設や、備品設備費用でございます。保育園では有線通話の終了に伴いまして保護者との連絡手段を確保するために電話回線を増設することといたしました。子育て支援センターは成人者の方々からいただきました寄付金を本の購入に充てる予算でございます。衛生費は七久保診療所へ老朽化をしておりますレントゲン設備を整備して診療体制を充実するものでございます。農林水産業費では原油高騰の影響を受け、施設園芸の省エネ化に取り組む事業への支援対策補助でございます。農地整備に関しましては水路改修のための予算計上をいたしました。商工費は人口増定住対策として行っておりますIターンの方への住宅建設補助について、申請に基づいて追加することと、企業が新たに設備などを新增設した際の補助をその実績に基づいて行うための補正でございます。土木費におきましては住宅の耐震診断と耐震補強工事

の申請に基づいて診断料と工事補助の補正を行うものでございます。消防費は地元要望のありました消火栓の新設とホースの整備費用を計上をいたしました。教育費は飯島・七久保小学校において就学援助の増加に伴うものと学校設備の整備改修でございます。中学校では外国籍生徒支援に対するための支援員にかかる費用を計上をいたしました。また吹奏楽部のコンテスト出場に対して補助を行います。今年度進めておりますパソコン教室の機器更新は入札により発生をいたしました差額を減額補正をいたしました。文化館と田切公民館へは有線通話の終了に伴う代替に公衆電話を設置をいたします。災害復旧費は南割用水などの補修費用を計上をいたしました。なお人件費は全体的に人事異動等に伴うもので、全体として減額補正となっております。このほか補正予算の内容及び細部につきましては各担当課長からそれぞれ説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長

引き続き関係課長より補足説明を求めます。

総務課長

(補足説明)

住民福祉課長

(補足説明)

産業振興課長

(補足説明)

建設水道課長

(補足説明)

教育次長

(補足説明)

議会事務局長

(補足説明)

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番

竹沢議員

原案に賛成の立場ですが、若干質問がありますのでお答えいただきたいんですが、まず予算書で言いますと12ページ等にかかわりまして、厚生労働省所管の高齢者支え合い拠点施設整備事業につきまして、国庫補助約105,000,000円を取り付けていただきまして、私どもの柏木耕地はじめ南割、アグリネイチャー等々数カ所の施設整備の予算計上をされました高坂町長の政治手腕を高く評価するとともに、関係する受益者を代表して敬意と感謝の意を表したいと思うわけであります。

ところで去る11月25日長野日報1面では、飯島町は園芸農家への燃料費補助を行う意向でありましたが、石油価格が下落していることから、今議会へ予算上程を見送ったと、その見解として石油高は燃料だけでなく産業全般の資材高騰を招いており、園芸農家への燃料費補助だけではバランスを欠くことから、様子を見ることにした。箕浦副町長。という記事が報道されております。関連の記事の中では伊那市、駒ケ根市、南箕輪等でリッター2円くらいかな、2円くらいの農家支援が行うようになっています。で、先程提案がありましたように、29ページの方ですけれども国が行う原油高の園芸施設補助事業について、国庫補助に対する部分の助成措置が予算化されたことは承知をしております。また加えてJAなどを中心にして肥料などの高騰の支援策があることも承知をしておりますし、先の小委員会でも報告があったとおりであります。実は私が9月一般質問で提言を申し上げて、いわゆるその園芸農家の燃料高騰に対する町としての支援ということについて提言を申し上げたところ、町長は12月補正で対応するというふうに答弁をされたわけでありまして、当時の長野日報にも掲載されており、私も飯島町議会だより、また自分の後援会ニュースにも報じてしまっちゃったわけであります。なにしろあの私共議員には執行

権がございませんので、あれなんですけれども、国の国庫補助を予算化されたことはいいんですけれども、いわんやこの町としての上乗せの部分ですを申し上げてきたわけでありまして、この報道されておりますところの、様子を見てというふうに報道されておりますけれども、様子を見てどのように今後対応されるのか町長の答弁を求めます。

町 長

今回の補正予算に関連をして原油高騰対策あるいはまた資材、肥料、飼料にかかわるまあ町の独自の補助についてのご質問かと思えます。ご承知のようにまああの昨年の中途からの原油等の異常なまあ高騰に対して、町は昨年いち早く民生的な部分それから産業的な部分に対応をしております。特にまあ原油高騰という部分では今年の夏ごろには、まあバーレルでいきますと150ドル近いまあ非常なまあ値上りをしましたけれども、その後まあ沈静化をしております、今バーレルでいくと約50ドルを切って40ドル台になっておると、でこれがまああのガソリンでありますとか、それから灯油、それからハウスで特に使っておるA重油、軒並みこれに連動して下がっております、ほとんどのものが昨年の現在の水準よりも下の価格であるというふうに認識をいたしております。従ってあの、この原油高騰に対するそうした産業面でのそれだけの議論というのはちょっと、昨年の今の時点に比べてはこうあまり現実的でないというふうには思っております。ただあの飼料や肥料、資材等につきましてはなかなかあのそうした燃料価格の下落に伴っての値段が下がるというわけにはなかなかまいりませんで、今、高止まりのまあ全体的には傾向にあるというふうにも思っております。そこであの民生的、まああの生活弱者に対するこの支弁、町の独自の支援というのはこれはまあひとつの国が直接そうした面での補助というものはございませんでしたし、もう既に9月補正でお願いして、灯油等の価格の推移は下がってきておる傾向はございますけれども、まあ暖かい冬を過ごしていただくというようなことの中で、所得制限を設けて灯油の交付券を予定どおりまあやって、現在受け付け事務は進めておると、これはこのまま進めてまいりたいというふうに思っておりますが、農業の面、ハウスを中心にした面、それからまあそれに対する資材や肥料、それから商工業の部分に対するまあ大変厳しい状況に今出てきておりますけれども、これらにつきましては昨年のこうした対応について一部反省材料もあるわけがあります。特にまあハウスについては2円の重油の上乗せという部分で実施をいたしましたけれども、思ったようなその申請、該当者が出なくてやったこと、それから他にもいろんな産業・農業を営んでおる方たちとのバランス上問題があるというような反省も若干ございましたし、でまあ全体的に考えまして、今日のこの補正提出時点では一応まあ国がこの第一次補正で対応した部分についてはまあ側面支援という形で、積極的に町もこれを取り入れて支援事務を側面支援するという形と同時に、当時まあ9月等の様子を少し見ながらというふうにお答えした内容については、その後まあこうした国の1次補正の部分とそれからJA上伊那、上伊那農協が総額で280,000,000ほどの総合対策を講じていただくと、特にこれはまあ原油の高騰というよりも資材や肥料や飼料といった部分へのまあ独自の支援を打ち出していただいたというようなこともございますので、民生の方はそういう形で予定どおり実施いたしますけれども、町がこの原油高騰に対する上乗せ部分については、今のところ郡下の中で約半々ぐらいでございます。昨年実施しなかった町村も今年はやるというようなこともございますし、昨年実施したこの産業面への措置を今年はまあ取りやめるというようなことも何カ町村かで、だいたいまあ8町村のうち半々ぐらいとい

うふうになっておりますけれども、今のところまあ町はそうした状況の対応をする中でということでございます、独自の上乗せ分については今考えていないと、こういうことでご理解を是非いただきたいというふうに思っております。

議 長

他に質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長

他に質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第5号議案平成20年度一般会計補正予算第4号を採決します。この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

議 長

ご着席下さい。

起立全員です。従って第5号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

ここで休憩をとります。再開時刻を11時といたします。休憩。

午前10時47分 休憩

午前11時00分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開いたします。

議 長

日程第9 第6号議案平成20年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算第3号を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

それでは第6号議案平成20年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算第3号について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正は共済組合負担金増に伴います人件費の増額と高額療養費及び基金利子の増額につきまして補正をいたすものでございます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,176,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1,128,380,000円とするものでございます。

歳入では高額療養費国庫負担金2,040,000円、財産収入及び人件費繰入分をそれぞれ増額し、歳出では一般保険者の高額療養費6,000,000円、総務費、保健事業費の人件費、及び基金積立金でございます、その不足額3,965,000円を予備費でもって対応をいたすものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番

坂本議員

すいません、あの高額療養費のことなんですけれど、これは何人分というか何件分になりますでしょうか。

住民福祉課長

6ページのことかと思いますが、年度末の見込みが251,988,000円の見込みになる見込みですので、先ず歳入の部分で6,000,000円の34%に当たります2,040,000円を計上さ

せていただき、歳出10ページの今ご説明を申し上げました一般被保険者の高額療養費を年度末37,993,000円の見込みですので、その差額を計上させていただきました。

議 長 坂本議員もう少し明瞭な発言をお願いいたします。

坂本議員 すみません明瞭に言います。一応予算の部分では人数から割り出していると思いますので、それが計上されたということは予定より高額にかかった人が増えたということなので、人数を知りたいわけです。

住民福祉課長 ちょっと人数については只今掌握をしておりますが、全期に関わる部分の高額療養費が膨らんだというふうに理解をしております。

議 長 他に質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第6号議案平成20年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算第3号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第6号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第10 第7号議案平成20年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算第2号を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 第7号議案平成20年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算第2号について提案説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出の予算の総額にそれぞれ250,000円を追加して歳入歳出それぞれ113,741,000円とするものでございます。今回の補正は歳入の支払い基金交付金121,000円、繰入金129,000円をそれぞれ増額して、歳出の審査支払い手数料121,000円と国保連合会委託料129,000円の増額補正をするものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から申し上げます。よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第7号議案平成20年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算第2号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第7号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第11 第8号議案平成20年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を

議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 第8号議案平成20年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について提案説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ23,000円を追加し、歳入歳出それぞれ111,858,000円とするものでございます。今回の補正は共済組合負担金増等に伴います人件費の増額補正をするものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長からお答え申し上げます。よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから本案についての質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第8号議案平成20年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第8号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第12 第9号議案平成20年度飯島町介護保険特別会計補正予算第3号を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 第9号議案平成20年度飯島町介護保険特別会計補正予算第3号について提案説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ693,000円を追加し、歳入歳出それぞれ873,784,000円とするものでございます。今回の補正は人事異動にかかる人件費と上伊那広域連合で運営をいたしております介護認定審査にかかる共同システムの改修に伴う負担金を補正するものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長からお答え申し上げます。よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第9号議案平成20年度飯島町介護保険特別会計補正予算第3号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第9号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第13 第10号議案平成20年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 第10号議案平成20年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算の第2号について提案説明を申し上げます。今回の補正につきましては財源組換えによる補正でございます。歳出につきましては一般管理費、公共下水道事業費の給料関係を人事異動によって145,000円を増額し、予備費充当するものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長からお答え申し上げます。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

議長 これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第10号議案平成20年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算第2号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第10号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第14 第11号議案平成20年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第11号議案平成20年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算の第2号について提案説明を申し上げます。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ6,000,000円を減額し、歳入歳出それぞれ235,809,000円とするものでございます。歳入につきましては一般会計からの繰入金を6,000,000円減額をいたします。歳出につきましては一般管理費の給料関係を人事異動により171,000円を増額して予備費充当するものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長からお答え申し上げます。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

議長 これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

3番 宮下覚一議員 管理費から6,000,000円減額ということでございますけれども、管理と称している中身がですね、ちょっとはつきりあれですけれども、要するに設備関係の維持費がですね、年々消耗していくわけでありますが、その機器関係の更新について予備費的に今まで出てきたと思うんですけれども、今後のその改修についての考えをお聞きしたいと思います。

建設水道課長 この補正につきましては6,000,000円は予備費の方を減額しておりますので、給料の関係について増額するという予算でございますので、補正でございますので、ご理解をいただきたいと思いますが。管理費の方を6,000,000円減額ということではありませんので。

議長 今後の計画について。

建設水道課長 今後の計画につきましては、今までも同じようにこの減価償却等ありまして、直さにはならない機械、機器ありますけれども、使えるところまで使うという計画でおりますので、当面の間この予算の範囲の中で機器の修繕等行っております。以上でございます。

議長 他に質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第11号議案平成20年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第11号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第15 第12号議案平成20年度飯島町水道事業会計補正予算第2号を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第12号議案平成20年度飯島町水道事業会計補正予算第2号について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては収益的収支と資本的収支に関する補正でございます。収益的収支では支出予定額を208,737,000円とするものでございます。資本的収支では資本的収入の予定額は140,713,000円に、また資本的支出の予定額は236,897,000円となりまして、資本的収入額が資本的支出に対して不足する額96,184,000円に改めるものでございます。議会の議決を経なければ流用することのできない経費の職員給与31,036,000円を27,773,000円とするものでございます。収益的収支の支出につきましては営業費用の総係費を人事異動により給料関係1,563,000円減額するものでございます。資本的収支の収入につきましては消火栓の新設工事費の繰入金を配水管負担金として1,907,000円を増額するものでございます。支出につきましては消火栓新設工事費による工事請負費1,817,000円を増額するものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長からお答え申し上げますので、よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第12号議案平成20年度飯島町水道事業会計補正予算第2号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第12号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第16 第13号議案長野県市町村自治振興組合規約の変更及び組合を組織する市町村数の減少についてを議題といたします
本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第13号議案長野県市町村自治振興組合規約の変更及び組合を組織する市町村数の減少

について提案理由のご説明を申し上げます。長野県市町村自治振興組合が現在行っている長野県市町村行政情報センターの事務を包括して、電子自治体推進のための事務を共同で行うこと、並びに長野県と共同で行う事務が規定されていることによる事務の受託につきまして、同組合理約の変更を行う、それから組織する市町村数につきまして来年3月30日をもって清内路村が脱退することによります。従って組織する市町村数が81市町村から80市町村に減少するため、地方自治法第286条第1項の規定により協議がございました。つきましては地方自治法第290条の規定によりまして議会議決を必要とするものでございます。細部につきましてご質問により担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第13号議案長野県市町村自治振興組合理約の変更及び組合を組織する市町村数の減少についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第13号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第17 第14号議案長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少についてを議題といたします。

議長 本案について提案理由の説明を求めます。
副町長 第14号議案長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少について提案理由の説明を申し上げます。下伊那郡清内路村が同郡阿智村に来年の3月31日付で編入合併されます。これに伴いましてこの組合を組織する市町村数が63市町村から62市町村に減少することに対しまして、地方自治法第286条第1項の規定により協議がございました。つきましては同法第290条の規定によりまして議会議決を必要とするものでございます。細部につきましてはご質問により担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから本案についての質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
議長 これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第14号議案長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第14号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第18 第15号議案南信地域町村交通災害共済事務組合を組織する町村数の減少及び南信地域町村交通災害共済事務組合理約の一部変更についてを議題といたします。

議長 本案について提案理由の説明を求めます。
副町長 第15号議案南信地域町村交通災害共済事務組合を組織する町村数の減少及び南信地域町村交通災害共済事務組合理約の一部変更について提案理由の説明を申し上げます。

下伊那郡清内路村が同郡阿智村に平成21年3月31日付で編入合併されます。これに伴いまして組織市町村数が22町村から21町村に減少すること、及び関係条文を整備することに対して、地方自治法第286条第1項の規定による協議がございました。つきましては同法第290条の規定により議会議決を必要とするものでございます。細部につきましてはご質問により担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長 これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第15号議案南信地域町村交通災害共済事務組合を組織する町村数の減少及び南信地域町村交通災害共済事務組合理約の一部変更についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第15号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第19 発議第7号飯島町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。本案に対する提出者の説明を求めます。

3番 宮下覚一 議員

3番 宮下議員 それでは会議規則一部改正提案説明を申し上げます。発議第7号飯島町議会会議規則の一部改正につきまして趣旨説明を申し上げます。地方自治法の一部を改正する法律が本年6月11日に成立し、この9月1日から施行されました。この改正理由及び内容につきましては、普通公共団体の議会の実態等を踏まえて議会活動の範囲を明確化するため、議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うための場を設けることができることとしたものであります。そこで当議会の全員協議会及び正副議長委員長会について、議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うための場として会議規則を整備するものであります。また会議における発言要求方法につきまして、従来当議会では挙手をもって行ってまいりましたが、標準会議規則を準用した当町議会会議規則では起立をもって要求することとなっており、会議規則を実態に合わせて整備するものでございます。以上提案申し上げますので全員の皆様のご賛同を賜りますようお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
提出者は自席へお戻り下さい。

議 長 これから本案について討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
発議第7号飯島町議会会議規則の一部を改正する規則を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って発議第7号は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

午前11時31分 散会

平成20年12月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

平成20年12月10日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者 宮下 覚一 議員
 竹沢 秀幸 議員
 松下 寿雄 議員
 平沢 晃 議員
 三浦 寿美子 議員
 坂本 紀子 議員

○出席議員（12名）

1番 森岡 一雄 2番 曾我 弘
 3番 宮下 覚一 4番 坂本 紀子
 5番 三浦 寿美子 6番 野村 利夫
 7番 宮下 寿 8番 竹沢 秀幸
 9番 平沢 晃 10番 内山 淳司
 11番 松下 寿雄 12番 織田 信行

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 小林広美 住民福祉課長 中村芳美 産業振興課長 中村澄雄 建設水道課長 松下一人 会計課長 豊口敏弘
飯島町教育委員会	教育長 山田敏郎 教育次長 塩沢兵衛

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 折山 誠
 議会事務局書記 千村 弥紀

本会議再開

開 議 議 長	平成20年12月10日 午前9時10分 おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。 議事日程についてはお手元に配布のとおりです。 なお、会期中に町からお手元に配布のとおり議案の追加提出がありましたので、昨日 議会運営委員会に協議し、16日最終日の日程で取り扱うことを決定いたしましたので ご報告いたします。
議 長 3番 宮下議員	日程第1 一般質問を行います。 通告順に質問を許します。 3番 宮下覚一 議員 それでは通告によりまして、町の諸問題に対する考え、また取り組みの現在の状況に ついて質問してまいります。まず近年インターネットの普及とともに、特に個人情報の 保護ということが必要以上に過敏となりまして、まあ人それぞれの立場や見解の相違が ある中で、プライバシーの侵害といわれ判断の難しい機会が多く見られますが、行政と してとらえればこういう問題はひとつの課だけのことでなくて、全課に共通している と思われまして。 ここで質問、お聞きしたいのは法的なことではなくて、あくまでも行政の町民への対 応についてであります。1町民からの依頼の場合、行政の窓口対応は現在個人情報のど こまでを開示しているのか、どこまでを認めているのか、その判断基準の状況について お聞きいたします。
町 長	それではあの今議会一般質問の最初の質問者であります宮下議員の質問にお答えをし てまいります。先ず最初に町の窓口対応を含めたこのさまざまな課題への取り組みとい うことについて、その中でまず行政の窓口対応の上でどこまでがこの個人情報、プライ バシーの侵害に当たるかという一つの区切りの問題のご質問でございます。個人情報の 保護につきましては、個人情報の保護に関する法律、それと飯島町の個人情報の保護に 関する条例によりまして、個人の人格尊重の理念の基に慎重な取り扱いを行っている ところであります。個人情報とは生存する個人に関する情報というふうに規定されてお りまして、具体的には特定の個人を識別することのできるものということ、これを指し ておるわけであります。具体的には住所、氏名、生年月日、性別や個人の判断や評価に 関する情報も含めて、直接個人と関連付けられるすべての情報が対象になるというこ とでございます。その他の情報と照合することによって個人を特定しうる情報もこれの 対象になるというふうになっております。E-mailアドレスも名簿の一部であった り、アドレス自体から特定の個人を識別できるものは、これも個人情報になるという ことございまして、なお個人の思想や信条、宗教や社会的差別の原因になる個人情報の 収集や保管などは条例で禁止されておりますので、法令による命令等が特でない限り収 集等は行っておりません。 そこで具体的に個人情報の町の取り扱いにつきましては、個人情報であれば何でも保

宮下議員	護しなければならないというこの一方に戸惑いや誤解が生じることもございますが、法 に定めた以上に個人情報の提供を控えてしまう、いわゆるこの過剰反応もあるわけでござ いまして、例えば学校における緊急連絡網や災害時の要援護者支援などについては、 本人の意思に基づく同意と情報の提供を受ける側の守秘義務の確保を行うなどの個々の プライバシーに配慮をしながら、過剰反応が起こらないように適切に適正な対応に努め ておるところでございます。以上お答えといたします。
総務課長	只今町の考えをお答えいただきました。プライバシーの侵害だと判断するのにですね、 ちょっと例を挙げますけれども、ある人の職業を公表すること、そしてもう一つある人 はその趣味としてやっておるけれども半プロ的な仕事のできる人、まったくボランティ アでやっているけれども職業ではないけれどもその人の特定としてボランティアでやって いますんでわかる方、それはどんな見解かお聞きしたいと思います。
宮下議員	先ほど町長が言いましたように個人が特定できるもの情報ですね、まあこれについて は一応個人情報ということになっておりますので、第三者の要求にすぐに応えるという わけにはいかないと思います。
町 長	なかなかこの境が難しいとこでありますけれども、実はこれはある課の、職員を責め るつもりは毛頭ございません。一つの実例であります。町民のAさんがあることに困っ て役場の担当者へ相談しました。その職業とかまあある種の人を紹介してもらいた かったわけでありますけれども、対応した職員は、まあそういう人を実際知っていたの か全く知らなかったのかそれは分かりません。もし知らなければ調べて後で連絡します という言い方もあったと思いますけれども、まあその職員はそれは個人情報だから言え ませんという返事だったと思います。まあその人は困ってですね、考えたあげくに仕方 なく駒ヶ根市役所の担当者へ同じ相談をしました。そうしましたら市役所の職員は全く 懇切丁寧に教えてくれた上に、その職業の人がすぐに来てくれて解決したそうでござ います。まあこれは一種の人的被害を伴う事でありました。どちらが法的に正しかったの かはともかくとして、住民にとってみればですね、まあ結果は明らかであります。当然 ながら飯島役場はまったく町民のためになっていないと憤慨しておりました。まあこの 隣同士の行政でありながら何でこんなに対応が違うのか、まったく疑問でございます。 まあこれはほんの一例でございますけれども、この積み重ねが町全体のイメージダウン になってしまうわけであります。プライバシーの問題は今後一層難しくなると思われま すけれども、行政としてですね町民のための行政を行う上で個人情報のどこまでを開示 できるという統一の判断基準を作っておくべきだと思いますけれども、町長の考えをお聞 きいたします。
町 長	今の1住民の方の照会に対する一例を取り上げてのことでございますが、まああの常 に私も理事者全体で町民の皆さん方には常に親切丁寧にモットーにしてほしいと、これ を第一番目にまあひとつ掲げて住民サービスを行っておるわけございまして、常にそ うしたことで努めておるわけありますけれども、一方でまあ今さっきも申し上げまし たように過剰反応の部分もなきにしもあらずでございますけれども、職員としては何か あったときにこの個人情報プライバシーの侵害につながっては困る、いけないという一 つの基本的な考え方は気持ちの底にもって仕事をしておるわけでございますので、その 辺でまああの悩んだんではないかというふうに思いますが、駒ヶ根市の方ではそういう ことで印象よく対応していただいたということでございますが、これがまたそれが派生

して万が一トラブルに発展したときに、それじゃそのプライバシーはどう守られてよかったのか悪かったのか、ということにも発展する要素はもっとおるかと思います。これもまあケースバイケースだろうと思いますけれども、従ってあのなかなかこの境目というものが日常の生活、特にこの行政の窓口等では非常に微妙なこととして出てくるわけでございますけれども、今お話のようにできるだけ細かくまあひとつその統一できるような指針というものを、決定するようなものができればいいのかなというふうに思っておりますので、検討をさせていただきたいと思っております。

総務課長

個人情報第三者に対する提供につきましては、先程から言っていますように、本人のまあ同意がなければできないということになっておりますが、同意がなくてもできる場合として、その生命・身体・財産の保護に必要なときには、これはあの同意がなくてもできるということになっております。従いましてこちら辺の区別を職員も徹底してまいりたいとこんなように考えます。

宮下議員

次、上伊那の各市町村の主とする観光の場所を載せてある、上伊那の秋の名勝と銘うった観光パンフに当町では与田切溪谷がございます。まあこれは与田切川流域を指していると思いますけれども、それはどの辺を想定しているのか、まあ例えばパンフレットを見てですね、観光を目的としてそこで行きたいと問い合わせがあったら今のように説明をしておられるのかお聞きしたいと思います。

併せて今まさに立ち上げようとしている与田切川里山公園整備計画、まあこの内容については後日説明が予定されていますので細かいことは結構でありますけれども、この整備計画とのエリアの関連はどのようなのかお聞きいたします。

町長

上伊那の観光マップによるこの与田切溪谷、この範囲はどこを意図して表しておるのか、併せてこの与田切の沿線の里山公園整備構想、計画、との関連のご質問でございます。お話ございましたようにこの上伊那地域の観光に関するパンフレットにつきましては、さまざまな機関から発行されておりますけれども、このご質問の上伊那観光マップは上伊那郡全体と木曾地方の花マップガイドとして、春の名勝や秋の名勝、このガイドの2通りが作成されておるわけでございます、これらは県の元気づくり支援金事業の中で発行をして活用しておるということで、上伊那全体それから木曾全体に交付されておるということでございます。で、当町の関係ではこの中に与田切公園、千人塚公園、西岸寺等の桜、さらには与田切溪谷の紅葉、アルプス花の里コスモス畑、本郷地区のソバの花などが重点的にまあ掲載されておまして、この中の与田切溪谷ということになるわけでございますけれども、与田切川はご承知のとおりこの中央アルプスを源にしまして幾多の滝を形成しながら、この清流が天竜川に注がれて流れておるわけでございます、当町のおおむね中央を流れる河川でございます。この天竜川に注ぐまでの間には谷の合間をいくつも河川が蛇行をしながら、中央アルプスの山々と周りの自然が見事に合いまって、美しい空間を形成して、春の新緑、秋の紅葉と年中まあ楽しめる名勝であるということでございまして、従ってこの与田切溪谷というのはこの与田切川の範囲を広範に捉えておるということでございまして、起点がどこから、まああの流域は天竜川に注ぐ位置になるわけでございますけれども、全体としてこの起点を定めておるということではございませんけれども、与田切川を全体的な広範囲として捉えたものであるというふうに認識をいたしております。従ってあのこのパンフレット等に対する照会につきましても、今、奥山のその林道が荒れておる関係で一部立ち入り禁止というような、

自己責任で入っていただくというようなこともあるわけでございますけれども、そうしたことも含めてこの説明をさせていただいておるということでございます。

それからもう一つのこの仮称でありますけれども、与田切川の里山公園整備計画でございます。これはあのこの与田切溪谷の一部の区域を取り上げて、森林それから護岸的な整備をしようということで今計画を進めておるわけでございます、整備されて与田切公園に比べてその周辺は必ずしも訪れる人の心を癒す状況にはなっていないということもございまして、かつてまあこれまでは平成2年に策定を、一応まあ計画をしましたリバーサイド整備計画というものもございまして、それから、ふるさと森と川の基本計画の素案を持っておるわけでございますけれども、これらの各種の計画の趣旨に沿うような形で今策定をしたいとこういうことでございます。そこでこの区域を国道153号の橋梁からいわゆる御座松までの与田切川の兩岸を一つの区域として、心に残るこのふるさとになるような、また自然の森林や砂防の学習の場の提供ができるような一つの場所として、特に植栽計画をして整備をすることによってこの構想計画を進めていきたいという考え方でございます。一部あの当時はリバーサイド計画の中では全体に遊歩道やサイクリングロード等を整備して、少し大々的なこのプロジェクト開発というものも夢見ておるわけでございますけれども、なかなかこうした財政事情のこの節ではそうしたこともなかなか実現できませんし、それから国土交通省天竜川上流河川事務所のいろんな施設整備も相まって進んでまいりまして、最終的には今この整備構想がどうも当面の一番の姿ではないかと、自然を生かした姿ではないかということでもまあ計画を進めておまして、現在庁舎内にプロジェクトチームを立ち上げて今研究をしております。これに加えて県や国のオブザーバーにも参加をいただきまして、更に肉付けを検討しておるわけでございます。今後ともこの自然の恵みを生かした整備計画を与田切川のひとつの売り物として多くの人に来ていただけるような構想を進めていきたいとこういう考え方でおるところでございます。

宮下議員

この与田切溪谷を何でこんなに掘り下げたいかと言いますと、まあ先日ご承知のようにですね、上伊那地域の主だった観光地のアンケート結果が発表されました。まあこのアンケート結果の一番重要なことは、県外の人たちのアンケートであったということでございます。まあその中でですね、中京、関西、関東、九州も1人おりましたけれども、要するに県外の人合わせて70%の人のアンケートでありまして、その中のこの与田切公園、溪谷というところに行ってみたいという人がですね、100人のうちなんと22名おったというこういう結果でございます。県の担当者曰く、まあ溪谷という名前がよかったんじゃないかというふうに言われておりますけれども、まあそうは言ってもその知らないところでありながらこれだけの人たちが行ってみたいという、そういう関心度の高い場所があるということは今後においてですね、多めに活用すべきと思うわけでありまして、西山山麓構想を含めてですね、町長の考えをお聞きしたいと思います。

併せてまあこの溪谷という名に称する中に、まあ今答弁ありましたように、どうしてもそのシオジ平が忘れがたい存在でございます。まあ通行止め状態が続いているという林道でありますけれども、この整備なんかかならないかなと思うわけでありまして。せつかくの絶景がですね、近くで見られない、この溪谷の絶景がその場所へ行けないという状況であるわけでありまして。まああの与田切公園から遊覧ヘリコプターでも飛ばせばこ

の道も必要ありませんけれども、まあそれはともかくとしてこの林道整備の状況、今後の考えを併せてお聞きいたします。

町 長

この今上伊那共同で発行しております2種類の、ちょっと先程お示ししなかったけれどもご承知のとおりこの2種類で、春用の花のマップとそれから秋の紅葉を中心にした、大変まあ立体的な表現でこれは紹介されておりますので、非常にあの飯島町のこの与田切溪谷というこの溪谷美が立体的に映し出されているものですから、非常にそうしたことが共鳴を受けたというふうにもお話でございましたけれども、まさにそのとおりであります。であの、これに対する照会に対するお答えや受け入れ態勢もできるだけまあ努めておりますけれども、今お話のようにこのシオジ平を中心にした本当の溪谷美である奥山の溪谷に積極的なこの来ていただくような活動ができないというところが私どもの今一番辛いところなんですけれども、地獄谷から上、シオジ平の方面に至るまで、お話のように大変林道が荒れております。これはあの少しやそつとの荒れ方ではなくて、非常に断崖絶壁的なところがあるものですから、なかなかこれはあの県の治山やそれから関連する南信発電管理事務所、与田発の関係の取水の源流にもなるものですから、お願いして治山も含めて少しずつ整備をいただいておりますけれども、どうしても一冬立ちますとこの落石がまた続いてくるというようなことで、なかなか全面的な解決できるような手の打ちかたがございません。従ってあそこのあの第6砂防堰堤の手前のところで一応バリケードをして、登山者等については自己責任で十分注意してやっていただくということで表示をしてあるわけでございますけれども、車両等を自由に行っていただくという状況にはございませんけれども、今後ともそうしたシオジ平の良さも含めて、国、県、与田切発電の関連道路整備も含めて、今計画的にあの何カ所か工事をしていただいておりますので、今後ともぜひ強力にお願いをして林道整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

宮下議員

次3つ目に入ります。政府与党、特に麻生政権の追加経済対策の目玉といたしまして打ち出している総額2兆円の定額給付金についてでございますけれども、まあ2転3転した所得制限については設けないということを基本方針で示されました。まあしかし今後予想される給付方法の混乱等いまだにはっきりしない状況が続いております。政府や党内部でも意見がまとまらず、一時はこの方法を市町村の判断に任せると言われていたこの交付の目的が一体何なのか全く理解に苦しむところでございます。まあともあれ最近になって市町村単位の事務的説明会があり、また県レベルの町村会としての動きもあるというふうに聞いております。町としてこれから年度内給付を目指しての対応として今後予想される事務負担への問題など、町の現在の対応とこの給付金に対する町長の考えをお聞きいたします。

町 長

この2兆円に上る定額給付金に対する町の対応でございますけれども、この件につきましてはもう連日のようにテレビや新聞等で報道をされておまして、町民の皆さんも非常にまあ関心の高いところであるわけでございますが、これに盛り込んだ第二次国の補正予算というものが未だに上程をされておられません。年明けの通常国会にまあ上程されるというふうにまあ報道をされておるわけでございますけれども、なかなかあの一部流動的な面もございまして、計画どおりにいくかどうかということもまだちょっと確定的ではございませんけれども、一応まあこれが予算どおり方針どおり設定されますと年度内支給ということで国もまあ考えているということだろうと思います。で特にあのこ

れはまあ国が決めて国がする施策でございますので、ひとつの国の考え方に沿っていかなければならないわけでありましてけれども、その中にこの所得制限という問題は各自治体の判断に任せるということが今のところまあ国の考え方では出ておまして、でまあこれにつきましてもいろいろ議論のあるところでございます、去る11月の末に開催をされました全国町村長大会、ここにおきましてもこの問題が提起をされました。やはりこれはあの最初まあ生活支援、その後まあ景気対策というようにいろいろ転々とした考え方があるわけでありましてけれども、まあ今ではその双方の考え方でこれを交付していくというようなところに考え方としては落ち着いておるといふふうに思いますけれども、でそうしたところを考えますとやはりこれは所得制限を設けるんでなくて、一律全国民の皆さん方に支給をするべきだというような考え方を、自治体町村会としてはまともしておまして、私もそのように飯島町に対しては基本的にはそのような考え方でおるわけでございます。でこの事務の執行につきましてもでございますけれども、当然まあ給付の窓口を設けて手続きをしていくことになろうかと思っております。経済対策の面もありますけれども一応生活支援という考え方でございますので、町といたしましては住民福祉課の福祉係をこの窓口によって、場合によってはプロジェクトを組んで、人員配置も考えながら万全の体制をとっていきたいというふうに考えております。なかなかまだあの叩き台というものがこの12月の初旬に示されまして県の説明がありまして、担当者出席しただけではまだなかなか先が全容が見えておりません。そうした市町村の意見を聞いてさらにまあ项目的には詰めていくというふうなお話であったようでございますけれども、いずれにしてももう時間がないわけでございますので、できるだけ簡素な手続きでそしてスピーディにこれが執行できるような、そしてまた若干の人件費等も事務費も当然かかるわけでありまして、これはまあ国の施策ということに鑑みて、是非、国の方でそうした必要経費は支弁してもらおうというふうな考え方で、これもまあ全国町村会を窓口にして総務省に要請をしておるといふことで考えております。これが予定どおり執行されますと、町で対象者総額では156,000,000ほどの総額に上るといふ形になるわけでございます。以上であります。

宮下議員

町の考え、お答えいただきましたけれども、まあいずれにしてもこの2兆円も元はと言えばですね国民から集めた税金であり、また国の大きな借金の一部に変わりはないわけでありまして、まあ目的とする景気への効果が期待できるような流れになってほしいというふうに願うものでございます。まあシンプルな形でという答弁でございますけれども、この給付方法について、もう少し具体的に考えがあったらお聞きしたいと思っております。

町 長

これはあのいろいろ意見の分かれるところでありまして、生活に対する支援、同時にまたにわかにかような経済状況の中での経済対策という両面は持つておるのではないかとはいふふうに思いますが、従ってあのできるだけこの地元はその考え方が、落ちるような形でというふうに私も思います。できれば全部この町内の通用する商品券でということも考えたいわけでありましてけれども、これらのポイントについてはやはり国の施策でありますので、いろんな照会があるようございましてけれども、これは基本的にはダメだといふふうな見解が今出されておまして、であの町をまたいで近隣の市町村での買い物ということも含めて、じゃ町にないものはどうなるんだというふうなことも含めて、どうも貯金に回る率が多いんじゃないかというふうな議論もあります

けれども、是非これはひとつそうした制度に乗っかって、できるだけ地域にこの資金が還流して少しでも生活支援の部分とそれから経済の活性化、要するに消費に回るような形で私としてはお願いして、またそのことを期待しておるということでございます。

宮下議員

次4番目に移ります。当町の赤坂地籍に32戸の県営住宅陣馬団地がございます。まあ築約30年でございますけれども、県の管理の下、建物設備的には特別なトラブルもなく推移しているというふう聞いております。さて今、県ではですね生活の基盤である住宅行政はその市町村が行うのが適当という立場からですね、建設の25年以上経過した団地の土地・建物ともに無償で市町村へ譲渡すると言われております。この譲渡に対しての町長の見解をお聞きいたします。

町長

県営住宅の市町村移管の問題、特に飯島場合は陣馬にその県営住宅団地があるわけでございますけれども、お話にございましたようにこの県では長野県の住宅マスタープラン、これが策定をされておまして、この中で飯島町の陣馬県営の住宅団地につきましても平成37年ごろに廃止をすることを検討して、ある程度具体的になった段階で飯島町への移管も含めて調整をするというふうに出てきております。陣馬団地は昭和50年、51年この2年間にわたって32戸現在建設をされておまして、時間が経過をしてきておるわけでございます。当然まあ移管につきましては県の考え方は無償譲渡ということになりますけれども、その譲渡後も引き続き10年間は町の公営住宅として直接町が管理することが必要であると、こういう条件が今提案をされておるわけでございます。で、これを受けて町の全体的な町営住宅の考え方でございますけれども、平成14年に策定をいたしました飯島町公営住宅のストック総合活用計画というのがございます。これを基にして人口増や活性化それから若者定住、それから町営住宅の環境改善の向上に向けて、若者向けの住宅の建設と既存町営住宅の再生整備というものを行ってきておる。まあ一部土地開発公社による宅地分譲等も並行してこれまでやってきておるわけでございます。でこうした考え方の中でこの陣馬団地につきましても建築後30年が経過して、大変まあ老朽化もしておることも事実でございます。まあある程度のリニューアルをして移管をするときにはするというような県の考え方も出されておるようでございますけれども、なかなかその後の本体の老朽化というものは当然あるわけでございますので、修繕費、維持管理費等が相当その後の経費負担として見込まれるというようなこともございますので、今特にこの若者が求める住環境というようなもの等を含めますと果たしてこれがスムーズにいくかどうかということは、もう少しちょっと分析をしたり研究をしないとなかなか結論が出にくいんではないかというふうに思っております。また若干あの市街地から距離も若干あるというようなこと等を含めまして慎重に考えていきたいというふうに思っております。で、いずれにしてもこれから23年度からの長期計画、中期総合計画の住宅施策というものの当然まあ打ち込んでいかなきゃならんということもございますので、今後の民間住宅建設等の流れの中でどういうふうに捉えていったらいいか、それから町営住宅全体の集約運営というものもどういうふうに捉えていったらいいかということを、この基本の中で整備して今後の方向を定めてまいりたいというふうに思っております。

宮下議員

次、5番として通告してありますけれども原油価格の関係、これにつきましては一昨日の本会議である程度の方向が示されましたので飛ばします。6番の関係でございますけれども、地球温暖化防止に対する対策についての関係でございますね、21世紀は持続可能な

循環型社会の実現を目指す、エコ的な取り組みを行っていく必要というふうにいわれておまして、そうした中で役場庁内の取り組みとしてこの4月からCO2削減を主とするプロジェクトチームを立ち上げ、活動されているということは評価するところでございます。半期が過ぎた今、その成果はどうか、また今後の活動の目標はどうかお聞きいたします。

町長

環境問題、町のエコ・アクションの成果と今後のまあ対策でございます。全世界共通の課題となっておりますこの地球温暖化防止対策、これに対しまして町も一事業所として行動指針と目標を定めたこの飯島町地球温暖化対策実行計画を今年の6月に策定をいたしまして、平成24年度までに二酸化炭素の排出量を5%削減すると、こうした目標を掲げて庁内一丸となって現在取り組んでまいりました。ご質問のこの成果といたしましては、平成20年度上半期の実績において計画の基準年である平成18年度に対しまして、ガソリン、軽油、灯油、それからプロパンガス、電力の使用量の合計で既に6%計算上では二酸化炭素の排出量を削減ができました。その具体的な内容につきましては担当課長の方から申し上げます。今後ともさらにまた8月に設置をいたしました飯島町の地球温暖化対策推進会議委員会で新エネルギーの導入あるいはグリーン商品の購入等も含めて、町民の皆さん方にも強力に呼び掛けてこのことを町全体として広がるような努力を町としてやっていかなきゃならないということではまい考えておりますのでよろしくご理解いただきたいと思っております。

住民福祉課長

本計画のあの基準年の18年度上半期と20年度上半期を項目別に比較しますと、CO2の排出量で比較をしました。ガソリンにつきましては8%の減、軽油につきましては31%の減となり、まあ出張や会議に公用車を乗り合わせて出張したり、遠隔地への出張には公共交通機関を利用したなどの成果と思われま。また灯油については9%の減、プロパンについては残念ながら18%の増でありました。一番CO2の排出量の多い電力使用量につきましては、こまめな消灯やノー残業デーの強化、クールビズの徹底等冷房使用を極力控えたことなどにより5%の二酸化炭素の排出量の削減となっております。これからの冬季間についても暖房の温度設定や上半期に引き続いた対策により、より一層二酸化炭素の排出量の削減に努めてまいりたいと考えております。

宮下議員

成果をお聞きいたしました。まあこれだけの現在活動をしているわけでございますので、まあ上伊那の中でもですね、いくつかの行政がやっておりますけれども、エコに関する制度のこのエコ・アクション21への認証制度に登録するかどうか町の考えをお聞きいたします。

町長

この国のまあ認証制度でありますエコ・アクションの21、まあ21世紀を目指したこのエコに対するアクションというひとつの行動計画であろうと思っておりますけれども、この取得については上伊那の中でも1、2の町村がすでに取得をしたところが一つの町、それからまあ研究をしておるというふう聞いておるのも一つの村であるように聞いておりますけれども、まあ当然そうした認証を受けてのメリットもあるわけでございますけれども、かなりまあ費用もかかると、数百万円の単位でかかるというようなこともございます。で、そういうことを考えてまいりますと、町の現在取り組んでおりますこの地球温暖化対策実行計画というものが決してこの認証を取る取らないにかかわらず、この活動を通じて十分その成果が得られるというふうに考えておまして、現在のところこれを別個にこのエコ・アクション21というものを認証を受けて取り組んでいくこと

は必要ないだろうということで、今その考え方は持っておりません。

宮下議員

次7番目でございますけれども、ジェネリック薬についてであります、まあこのお高い新薬とジェネリック医薬品の差はまあ2割から7割程度安くなるというふうに言われております。まあしかしこれはあの薬をもらうというか買う人の気持ちに納得できるかどうかであろうというふうに思うわけでありまして、医療費の削減・軽減のためには是非理解して納得できる環境づくりが大切というふうに思いますけれども、現状の把握と取り組みについてをお聞きいたします。

町長

ジェネリック医薬品、これは後発の医薬品というふうにも呼ばれておるかと思っておりますけれども、この薬品は特許が切れた後に製造されるために非常に低価格である、まあだいたい従来の薬の半額ぐらいというふうに聞いておりますけれども、こうした低価格で提供される医薬品であります。有効成分や効能等は決してあの新しい従来のこの薬と変わるわけではないというふうに言われております。従ってこの医療の質を落とさずに医療費を軽減する一つの手段として国も使用促進に努めて、2002年からは診療報酬を改定をして何点かの加算がされるようになっておると、使用促進を促すというようなことも言われております。で、この使用の状況につきまして町内での実態はどうかということですが、町としてはこの薬の使用量というものを把握しておるわけではございませんけれども、この取り組みにつきましては住民の皆さんから相談があった折りには説明をしておる状況でございます。ただまあ町が直接この使用を促すというようなことについてはできるわけではございませんので、あくまでもこれはお医者さんと患者の方が合意に基づいて納得した上で使用されるというべきものというふうに考えております。

宮下議員

次2項目目に入りますけれども、経済対策の関係についてお聞きいたします。まあアメリカ発の金融危機が不況の波、ついに世界的な規模に及ぶに至りました。日本でも例外でなくてですね、今日の経済状況連日のように、企業の減収・減益、また大企業でさえ何千人の規模の正社員のリストラ等が発表されまして、失業者の増加また新卒の就職内定取り消し等、まあキリがありませんけれども大変な状況でございます。民間企業、商店をはじめほんとにいろいろな場面で身にしみて実感として感じるわけでございます。まあこれは民間企業の努力の問題だと言い切れない大変な大きな外圧に遭っているわけでありまして、行政としてもですね放っておくわけにはいかない状況であるわけでございます。行政としてはいま何をなすべきか、まずそのお考えをお聞きしたいと思います。

町長

それでは大きく2つ目の経済対策、緊急経済対策の対応について行政、町として出来るまた取り組むとする対策の問題でございます。お話がございましたように日本を含めて世界経済まさに原油市場への投機資金の流入等によりまして、未曾有のこの原油価格の高騰を招いたことによりまして、加えて米国のアメリカ・サブプライムローン問題の顕在化、金融市場が非常にまあ不安定となりまして、これが全世界に飛び火して実体経済はまさに減速、転落の方向に進んでおるといってお話のとおり状況でございます。この日本でもこうしたことから今、各大企業も含めて中小企業、原材料の高騰、さらには受注、それによって消費や設備投資が非常にまあ減少をしてきて、このことが影響して個人消費も非常に冷え込んでしまっていると、加えて株価や円高というものが進んでまいりまして、特に輸出を主体としておる多くの業種において大変な極めて深刻な状況が続いておるといこの実態認識でございます。でこうしたまあ世界的全国的な状

況を受けて飯島町におきましても当然のことながらこの影響が及んでおるわけでございます。各企業の業績の悪化はいろんな面でまあ情報も把握しておりますけれども、受注減やコストダウンに加えて雇用面までもう影響してきて波及しておるといことでございます。で、町といたしましてまあこうした状況をとらえる中で、国のいわゆる第1次総合経済対策が先行して進んでおるわけでございますけれども、いろいろと中小企業にとりましても多岐にわたっております。それらに関する内容につきましては関係機関いち早く末端の方までその手を打ってきておるわけでございます。例えば地方事務所の商工担当、あるいはハローワークや労政事務所、その他の金融機関、労働機関を通じていち早くそうした方々に周知をされて、金融の面それからその他受注確保の面等もいろいろやっておるようでございますけれども、なかなか状況は厳しいということでございます。で、町独自の対策につきましてはすでに決定をさせていただいておりますこの福祉灯油券やプレミアム商工会との連携での商品券の活用、それから初日に議決をお願いいたしました町の補正予算で対応しておるわけでございますけれども、国の第二次補正予算の状況を見ながら今後ともまた対応していかなきゃというふうに思っておりますし、同時にすでにもう商工会や金融機関、その他の機関と連携してこの資金の融資・貸出の問題それから雇用情勢などを十分に相互連携をして、今現在町では産業振興課の中に緊急経済対策の総合窓口というものを設置をして、それぞれ関係機関と連携をして精いっぱい取り組んでおります。これからも取り組んでまいりたいというふうに思っております。

宮下議員

町、行政としてはですね手を打っていただいているということでございますけれども、まあ町内企業、商店を含めてですね、受ける方がどういうことを必要としているんだということによってですね、まあその対策が変わってくるだろうというふうに思うわけでございます。まあそういうことでですね現状把握、景気動向調査等ですね調査はされているのか、あるいはその商工会との関連で連携でどんな現在の状況を把握しているのか、そのへんについてお聞きいたします。また大きな町税、法人税の落ち込みがあるわけでございますけれども、その予算組みについてですね、次年度の予算組みについてどのように対処していこうというお考えをお聞きいたします。

町長

まあこうした状況は今後とも一層厳しくなって年明けも進んでいくというふうに考えておりますので、その状況調査につきましては現在のところまだ商工会とも話をして進めてはおりませんが、いずれこれは近いうちにそのことを含めて現状把握をしていく必要があるというふうに思っておりますので、また相談をさせていただきたいというふうにも思っておりますが、ただあの非常にこうした厳しい状況の中で、私も自ら町内の幾つか7社ほど、まあいろいろ回ったり、それから社長さんと直接行き会ったり、それからいろんな状況をお聞きしてきております。再三申し上げておりますようにこの仕事量が極端に減ってしまったと、ある企業等については中国なんか非常に先行してそうっておりますので、情報関係や家電関係等がもうほとんどストップしたというような企業もございまして、国内とまあアメリカあたりもまあ20%くらい受注が減ったというようなこともある企業もあるわけでございますが、ただあの雇用問題もまあここにきて、特にあの契約雇用の職員の皆さんパートなんかはまあその人員整理というようなことの中で進んでおるようでありまして、できるだけあの今後のまた展開のこともあるんで、できればこのワークショップ的な考え方の中で、この仕事の量を分散を

してできるだけ雇用の人員だけは確保してまた次のステップに備えていきたいというよ
うな企業がかなり多くお話を聞くことができました。今ここで切ってしまうとまた立ち
上がる時に支障があつては困るというようなこともございますので、特に地元の正規
のお願いしておる方については何とかしてまあお願いして維持していきたいというよ
うな心強いことを言っていたいておりますので、まあそうしたことに期待をしておるわ
けでございます。であの資金融資等につきましても今、商工会や金融機関と連携してや
っておりますけれども、一応あの低利な融資制度につきましてもこれまでの制度の中
で十分枠としても対応できておりますので、今後の推移を見ながらやってまいりたいと思
っております。

それから当然このことが町の予算の来年度編成に厳しく乗がかかってくるわけであり
ます。すでに補正予算の中でも 80,000,000 ほどの減額補正をさせていただいておりま
すが、来年はもっと厳しくなるというふうにも覚悟をしておるわけではありますが、ま
あ一方である今、国の予算編成や税制改正大詰めを迎えておるわけでありまして、道
路特定財源のまあ一部交付金化によつての財源確保、それから臨時特例交付金の復活
というようなこともちょっと言われておるにして、全国の町村会、自治体ごぞつてこの交
付税を中心にした一般財源の増額要請というようなものも強力に今進めて、どう決着
するかちょっと予断を許しませんけれども、精いっぱい財源確保は努めてまいりたいとい
うふうに思っております。以上であります。

時間です。

質問を終わります。

8番 竹沢秀幸 議員

通告に基づきまして一般質問を行いたいと思います。最初にちょっと所見を述べたい
と思いますが、まず高坂町長、2期目の1年目が経過しようとしておるわけでありま
して、この間の自立し持続可能なまちづくりに日夜奮闘されている高坂町長に対しま
して敬意と感謝を表する次第でございます。われわれ議員も町民の皆さんと一緒に自然環境
に恵まれ、先人が残した多くの財産を継承し、さらに飯島町がこの町に住む町民が幸
せに暮らせるには何をなすべきか、この議場で大いに議論をし、夢のあるまちづくり
を推進しなければならないというふうにも痛感するものでございます。来る21年3月17日
告示、3月22日投票で飯島町議会議員選挙が執行されるべく、先の飯島町選挙管理
委員会で決定されておるにして、巷の噂では新人候補の出馬動向もありまして、われ
われ現職は襟を正し、この間の活動を総括し新たな決意と展望をもって対応しなけれ
ばならないというふうにも思う次第でございます。

NHKの番組「その時歴史が動いた」の中で、関東大震災後の東京区画整理事業など
を行った後藤新平さんの講演が6月4日にございましたが、この後藤語録の中で皆さん
もご承知かと思いますが、後藤さんが死の直前に残した言葉で、上・中・下で例えた言
葉といたしまして、「金を残して死ぬものは下だ、仕事を残して死ぬ者は中だ、人を残
して死ぬ者は上だ」、と述べております。要は「人づくり」が大切であるというふう
におっしゃっているのかなというふうにも受け止めておるわけでございます。われわれ議員
も本人の活動のみでなくて、議員活動を通じて自治というか町の政治について関心を持

っていただく町民の輪を広げることが必要であり、その支持者や後継者の育成、また地
域活動で頑張る皆さん方とともに活動することが求められるということの後藤氏の教訓
として活かしたいというふうにも思うところでございます。また私たち議会議員のお手本
でありますワシントンのポトマック湖畔に桜の苗木を3,000本贈った、衆議院議員
連続25回当選63年間その席におりました尾崎行雄先生、の言葉の中では、「人生の
本舞台は常に将来にあり」また「私たち議員は多いに夢を語れ」と述べているところ
でございます。私も早いもので約4年が経過しておりますけれども、常に「キラリ輝く飯
島町」と申しますか、要はこの個性的な他の町に秀でるまちづくりということを提言し
ておるわけでありまして、ここに新たにまた今後とも頑張る決意を表明するものでござ
います。

さて、去る11月18日飯島町の平成21年度予算編成にかかる示達会議がありまし
て、町長より全項目5%カット、それから一般会計総額が現在の40億円台から30億
円台に縮減されるというふうにも、11月29日長野日報で報じられているところ
であります。この件についてまた同僚議員から質問がありますのでこのことは触れませ
んけれども、まあ総じて大変厳しい財政事情は理解をいたしますけれども、町民の皆
様の福祉向上につながる事業は継続するとともにですね、新たな時代の趨勢により要
請される事業につきましては、これを吟味し実施しなければならぬという責務があるか
というふうにも思います。そういう観点から通告した4項目について質問を行います。

1つ目でございますが、まず現状の状況をお伺いしますが、この数年にわたりわが町
として高齢者インフルエンザ予防接種を補助をして行っておるわけでありまして、お
年寄りの健康保持に尽力されていることに敬意を表するわけですが、この飯島町にお
ける事業の実施状況また効果についてお伺いをいたします。

それでは竹沢議員の質問にお答えいたします。まず全体的に高齢者支え合い事業の充
実という観点の中から、町が実施をいたしております高齢者インフルエンザ予防接種
の事業効果の問題でございます。このインフルエンザは平成13年の法律改正によりま
して二類疾病に分類をされまして、高齢者等に市町村長が行うというということになり
ました。この二類疾病とは個人予防すなわち個人の発病や重症化防止の目的に重きを置
いたこの疾病でございます。今年で8年目ということになります。初年度39.2%の接
種率でございましたが、以来昨年度は64.3%というふうにも上がってまいり
まして、これは上伊那ではトップの率というふうにも自負をいたしております。二類
疾病の予防接種は主に個人予防の目的のために行うものでございまして、自らの意志
と責任で接種を希望する場合のみ接種を行っておるわけでございますけれども、町と
いたしましては個々に該当者にご通知を申し上げて、できるだけ受けていただくよ
うにといいことで啓蒙をしておるところでございます。

で、この事業効果につきましてはなかなかこの確たる分析ができないわけでありま
すけれども、数字としてお示しできるようなデータは今持っておりませんが、同時
に今までこう振り返って、町といたしましてはこのインフルエンザ予防接種開始以
来、特にこの集団的なですね大量的なインフルエンザの発生というものはほとんど
ないということでございますので、こうした当初の効果は徐々に上がってきておるもの
というふうにも考えておるところでございます。

只今答弁ありましたように、わが町のこうしたインフルエンザ予防接種につきま

議 長
宮下議員

議 長
8番
竹沢議員

町 長

竹沢議員

は郡下でもトップの接種率ということで、その関係する担当課並びに職員の皆さんの努力に対して高く評価をいたすわけでございます。でこれとも関連をするんですけども、次です。高齢者がお亡くなりになる病名として肺炎の占める割合が高いというふうに言われております。わが国では死因別で申し上げますと、1位が悪性新生物、2位が脳血管疾患、3位が心疾患でありまして、次いで肺炎が4位であります。それで全国的に分析しますと肺炎による全死亡者を100とした場合に、全国的には年齢別割合は65歳以上が95%を占めているというデータが公表されております。そこで飯島町における65歳以上の肺炎の発生率はどのくらいか、また他の病気と比べてのランクももしわかりましたらお答えをください。

住民福祉課長 お答えいたします。65歳以上の肺炎の発生率のデータはありませんので、把握しておりませんので町全体の死亡率と医療費の現状からお答えをしたいと思います。まず17年度の死亡率を見ますと人口100,000対、国は85人、長野県は88.4人、上伊那は79.4人、飯島町は少し高くなっておりまして104.1人というのが現状であります。次に医療費につきましてですが、19年5月の国民健康保険会計また老人保健会計の全医療費107,000,000円弱のうち、肺炎の医療費は年間1.4%にあたり18,120,000円になります。このうち75歳以上の医療費が80%、約14,500,000円を占めているのが現状でございます。よろしくお願ひします。

竹沢議員 ただ今報告がありまして、わが町はそうは言っても医療費は少ないわけで、保健予防活動が重点的に進められているその成果だというふうに思いますが、それはそれとして、いわゆる病原菌による感染の肺炎というのが今注目されておりまして、こうしたこの肺炎を防止するために肺炎球菌ワクチン接種という方法の予防方法がございます。すでに町内でも、ある医療機関のドクターのお話で言いますとその医療機関だけでも40人すでに接種をしておるとお伺いしておりますが、この肺炎球菌ワクチン接種をするについては保険が使えませんので、だいたい今7,000円から7,500円の費用がかかります。それでこの費用のうち2,000円から3,000円位を助成をしている自治体が長野県下の町村でございます。その町村についてお答えください。

住民福祉課長 お答えいたします。まず全国的な推移でございますが、今年の6月現在全国では73市区町村でこの肺炎球菌の公費助成を実施しております。長野県内では3町村助成をしておるふうに把握をしております。一番先発が下伊那郡の下條村でございます。平成17年度から70歳以上を対象に、接種費7,350円のうち4,350円の助成をしております。それから平成18年度からは波田町と山形村が75歳以上を対象に6,000円の接種費に対しまして3分の1の2,000円を助成をしておる状況でございます。なお接種率につきましては下條村が10%波田町が42%山形村が20%の状況であります。

竹沢議員 県下、全国的にはそういう状況になってございます。実はあのこの事業についてですけども、前々回の国民健康保険の町の運営協議会に私が提案した経過がございます。でこれを受けましてですね、同国保運営協議会の委員で町内の医療機関の先生がこの課題について同調いただきまして、11月に開催をいたしました国民健康保険の運営協議会において、先生の方から肺炎ワクチンの必要性、それから県下の上記の助成状況ですとか、それから医療費削減に大いに効果があるという資料を提出いただきました。それからワクチンのパンフレット、これなんかそうして、これ資料ですが、当日先生が出していただいた資料です。で先生もおっしゃるのに、こうした制度をですね確かに県

下では下條、波田、山形の3町村ですけれども、今でも医療費削減に努力する飯島町ですけれども、上伊那郡市に先駆けてこうした制度を取り組んで行くことについては、町民の皆さんからもありがたがられることでありますし、活性化にもつながりますので、大いにやってほしいというふうに先生も述べられておったところであります。

ところでこの肺炎はウイルスですとか各種細菌が主な原因となっております、なかでも肺炎の原因は肺炎球菌が第1位であります。でその予防はどうしたらいいかということですけども、まずは手を洗う、入浴、うがい、運動、日光浴、そして予防接種の方法があります。で、肺炎球菌ワクチンですけれども、肺炎などの感染症を予防するためのワクチンでありまして、1回の接種で5年以上の免疫が持続をいたします。従いまして65歳以上の高齢者が一生にまあ1度接種すればよいわけでありまして、逆に考えますとわが国の医療制度の中ではこのワクチンは一生に1回しか接種できないことになっております。それから先程ご答弁いただきましたインフルエンザワクチンが当町は接種率高いわけですけれども、これとですねこの肺炎球菌ワクチンを両方を接種することによって、より高い肺炎予防効果があるというふうに言われているところであります。で、このワクチンですけれども現在わが国、1社しか製造しておりません。万有製薬株式会社のみでございます。これが万有製薬のワクチンのパンフレットです。そこで冒頭も触れましたように飯島町も財政的に厳しいと思いますが、平成21年度からこの肺炎球菌ワクチン接種助成をですね、行うことを提案をしたいというふうに思うところであります。飯島町としてこの地域の発展や個々のご家庭のご繁栄にご努力をされていた町内の高齢者の皆さんにですね、健康で長生きしていただくということと同時に高齢者医療費の削減にも大きな効果があるということで、高齢者支え合いのまちづくりの事業として、町内の医療機関の皆さんにもご協力いただく中で実施すべきというふうに考えるわけでありまして、予算措置の関係もありますので立ち上げの中でですね、例えば対象年齢まあ本来は65歳以上からスタートすることがよろしいですけれども、70歳とか、75歳からやっておる自治体もあるようですけれども、要は1回やれば効果あるわけでこれを何年か続ければその対象者の全員が接種いただけると、特別の事情がない限りですね、そういうことで何カ年かかけてこの持続的な取り組みをやっていくことによってその効果が期待できるということになるわけでありまして、そういう意味でその肺炎球菌ワクチン接種にかかわる公的助成を町として行っていただきたいよう提案するわけですけれども、町長の見解を求めます。

町長 肺炎に関しまして特にこの肺炎球菌のことで、ワクチン接種を町内でも率先して取り組んだらどうかということでございます。お話にございましたようにこの肺炎球菌というのは同じ肺炎でも大変重い肺炎を引き起こす細菌であるというふうに言われております。免疫力の低い方にはインフルエンザ同様にワクチンの予防接種が大変有効であるというふうにも言われておるわけでございます、お話もこれもございましたように、このワクチンは1回の接種で5年間ほぼ有効というふうにもお聞きしております。同時に日本ではこの一生に1回しか接種できないというふうな設定でございます。今お話にもございましたがこの医療費全体的な削減も当然まあ努力をしていかなきゃならん問題でございますし、先ほどご答弁申し上げましたように、この肺炎になる率が飯島町の場合全体として全国平均、それから県、国の80、90%台に比べて100を超えておるポイントがまあ事態としてあるというようなことも総体的にまあ考えまして、町も新

年度から是非このことを取り組んでまいりたいというふうに考えております。まあできれば多くの町民、65歳くらいから考えればいいわけでございますけれども、この肺炎になると非常に重症化しやすいという年齢、75歳以上というような1つの考え方も底辺にございますので、飯島町におきましては新年度75歳以上の高齢者、約1,660人ほどございますけれども、概ねまあ2分の1の助成制度というようなことを念頭に、現在予算編成作業を進めておるということでよろしくお願ひしたいと思います。

竹沢議員

只今明快な答弁をいただきました。先程も触れましたけれども、飯島町の発展また地域の発展、それぞれのご家庭の発展にご尽力されました高齢者の皆さんが、健康で長生きできますようこの制度を立ち上げていただいて、また接種率も高める行政指導もしていただく中で、健康で長生きできるお年寄りが安心して暮らせるまちづくりをぜひ推進していただくようお願いを申し上げます。

次に先般も新聞報道でも報じられておりますし、何回かこの間に機関会議等々県及び町を含めて会議が行われておりますけれども、新型インフルエンザの予防対策について質問いたします。人のインフルエンザはA、B、Cのウイルスの型がございます。鳥インフルエンザにつきましてはH5N1型で抗病原性インフルエンザでございます。この鳥インフルエンザから人に感染すると新型インフルエンザになるわけでありまして、過去にも例がありますが、人のインフルエンザのうちA型ウイルスのH1N1がスペインカゼとソ連カゼでありまして、H2H2がアジアカゼ、H3N2が香港カゼであります。これらウイルスの大きさは10,000分の1というふうにいわれておりました、この医療用語では大流行することをパンデミックというふうに言っているようでありまして、感染すると死亡率も大変高いというふうに言われております。本県すなわち長野県の試算では8週間すなわち約2カ月発生して治癒するまでにかかるといわれておりました、想定では感染者440,000人、入院が37,000人、死者12,000人と想定しておるところでございます。国は平成17年11月新型インフルエンザ対策行動計画を策定をいたしまして、19年3月同ガイドラインを策定をいたしました。本県長野県は平成20年5月、長野県新型インフルエンザ予防対策行動計画を第一次改訂版として策定をしたところでございます、先般10月にこれに基づく対応訓練等々実施し、また各市町村向けの説明会等々も行っているところであります。報道等によればこれらを受けてわが町は11月15日職員プロジェクトチームを立ち上げまして、各課・係でできる予防対策の検討に入ったというふうにお伺いしております。県の方でも各部・課・局での対応策というのがホームページで公表されておりますけれども、この対応策についてどのように取り組みをなさっておるかお答えをください。

町長

2つ目のこの新型インフルエンザ予防対策に関しましてでございます。今毎日のように各報道で取り上げられておりますこの新型インフルエンザ、その感染経過実態等については今お話のあったとおりでございます。一度この新型インフルエンザが発生をいたしますと、短期間にこの世界的に大流行をする恐れがあるということでございまして、病原体が中程度でこれは致死率が0.53%、この場合には飯島町の発生する患者予想は約1,400人、死者11人、で、重度になりますとこれは全体的には死亡率2%までありますがけれども、これは飯島町の死者42名というようなひとつの想定が県の方で被害想定として試算をされてまいりました。そこでまあ国や県の新型インフルエンザ対策を踏まえて、住民に最も身近なこの町の段階での対策推進を始めていかなければな

らないと、いうことで取り組んでおるわけでございます。そうした発生の事態に備えて感染の拡大防止、それから早期対応の充実をはじめとしてさまざまな必要な対策を構築するために、お話にございましたように、10月に飯島町新型インフルエンザ対策プロジェクトチームを設置をいたしまして、この飯島町新型インフルエンザの対策本部設置要綱というものを、それから庁舎内に連絡会議の設置内規というものを11月にそれぞれ策定をいたしました。現在町の対応マニュアルを策定をしておるところでございます。で、これでまあ発生前から発生段階に応じた対応を作成をするとともに、住民のみなさんへの感染予防や発生の備えについて今後広報を中心にして進めて始めてまいりたいと思います。有線テレビの活用や町の広報で、町の広報では1月号でもって特集をして大きく啓発していきたいというふうに思っておりますし、今後とも随時そうしたことを進めてまいります。この流行期間は一応8週間程度というふうに予測をされておまして、このためには内容的には感染を防ぐためのピーク時の外出を極力控えていただくというようなこと、それから発生前の2週間分くらいのこの食料品やを日用品を備蓄をしていただくというようなこと、また日ごろからうがいや手洗い等の予防方法を習慣付けていただくという、この大切さというようなことも今後も周知のご協力ご理解をいただく中心的な1つの予防対策というふうになろうかと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

竹沢議員

新型インフルエンザの町としての対策につきましては早急に対応していただいて、今後また町民の皆さんへの情報提供、指導もしていただけるということでありますので、これもいつ発生するかわかりませんが万全の態勢をとったり、また発生時における対応策を含めまして引き続き町民の皆さんにご指導いただくようお願いを申し上げます。

続いて3つ目の課題でございます。高齢者や障がいを持つ方の健康維持増進、あるいは機能回復、それから老若男女の皆さんがスポーツを楽しむために、雨や雪の降る日でも行えるような屋外運動施設の建設について、高齢者の皆さんからまた障がいを持つ団体の役員の方から要望を承っております。そこでまずお尋ねしますが、先に実施計画のローリングがあったと思っておりますけれども、町としてはこの課題について、まあ例えば厚生労働省の地域介護福祉空間整備等交付事業などの活用を含め検討したのではないかなと想定するわけですが、この課題どう検討されていらっしゃるかとお尋ねします。

町長

次のご質問は高齢者・障がい者、健康維持増進・機能回復等に屋外のドーム的な施設の建設について現在町では実施計画等検討する中でどのようにまあ位置付けて検討しておるかということかと思っております。この全天候型の屋外運動場建設に対する要望というのはこれまでも、例えば七久保地区あたりでは放課後児童広場、子ども広場等の活用場所として、また町内高齢者クラブの皆さんからも、あるいはまた体の不自由な方々が気楽にスポーツや生きがいづくりをする、その後拠点としての屋内広場や屋内ゲートボール場として何とかというようなことで、多方面から要望をいただいてきております。町といたしましてもこれまでまあこれらに対応できるこの全天候型の屋内運動場について、平成21年度からの実施計画の中で検討を始めてまいりました。その結果でありますけれどもいろいろとまあその検討の中では、例えばゲートボール場1面でも最低、まあ坪で申し上げますと、150から180坪ぐらいは必要であります。それから全体とし

てこの安い建設費、安価なこの方法として、まあガラス作りと申しますか、硬質なプラスチックハウスというようなものも今あるわけでございますけれども、建築の中で検討をしてみましたけれども、やはりこれは不特定多数の方が競技をする運動場ということになりますと、建築の確認申請、確認基準というものをどうしても満たす必要があるということになってまいります。従ってそうした条件にあてはめますと最低でも 70,000,000 ほどの費用が必要になってくるということになります。それからお話にございました今取り組んでおります厚生労働省の地域介護福祉の空間施設の整備事業、交付金事業、これらについてもどうかというようなことも考えましてやりましたけれども、どうしてもこれはあの補助残を含めて一般財源で 40,000,000 を超える町の財源が必要になるということでございます、現下のこうした厳しい財政状況また税収等の今後の見通し等も考えますと、当面どうしてもこれはご期待に添えるようなわけにはいかないと、困難であるということの判断でございますので、今のところはそうしたことの建設の方向性については見通しが立っておりませんのでよろしくご理解をいただきたいと思っております。

竹沢議員 只今答弁ございまして、この課題については平成 21 年度実施計画に盛り込まれておる課題について検討したけれども、ガラスハウス方式でまあ 150 から 180 坪くらいで、建築基準法等の法的クリアを含めるとまあ 70,000,000 円くらいかかると、厚生労働省の 30,000,000 をいただいても 40,000,000 持ち出しになるので、時課題であるということご答弁であったわけでありまして。新たに建設をすると多額の費用がかかるのでここで知恵を出さなければならないというふうに思うわけでありまして。既存の町社会体育施設の有効利用ということで、七久保柏木にあります B&G 財団の方から招致をいたしました屋内プールを活用するのはどうかというひとつの提案であります。この B&G のプールを活用する場合に二つ方法が考えられると思っております。一つは財団の関係もあるので一定期間プールとして使用し、それ以外の月について、まあ 10 カ月くらいですかね屋内運動場として使うように二つの目的に利用するということでもあります。議事録に残してもらっちゃ困るが、黙ってやればね、それは済んじゃうかもかもしれませんこれはね、2 カ月ほど利用するプールを活かす方法としてですね、このプール使用期間以外はまあそのプールの 25 メートルプールの中を何らかの方法で埋めてやるという方法が考えられるわけでありまして。この方法アイデアについてまた後である方法を昨夜まで考えたのでまた提案しますが、でもう一つはプール全体を考えたときに町全体とかですね、与田切公園にもプールあるので、まあこの際 B&G のプールには土を入れちゃって、平面整地をして、採光だとか換気の機能や屋根ですかそこらへんの補強もして、1 年中老若男女がだれでもまた昼間も夜も使えるようなふうにする方法もあるかと思っております。まあそういう方法、既存の施設を新たにつくるんじゃなくてやれば、町の財政負担もですね少なくてできるという可能性がそこに見出でてくるわけでありまして。で先程も触れましたけれども、1986 年に B&G より招致されました同施設につきましては、所有権等確か飯島町の方に移管されているというふうに思っております。かれこれ 22 年が経過しておるわけでありまして、ただ他目的に転用することについてはたぶんその財団との協議も必要であると思っておりますし、まあこの種の施設でしたのでなかなか全国的にも他の目的に転用したという事例はあまりないかもしれませんが、もしそういうのをお調べであればお答えをいただければというふうに思っております。

そういうわけであの町として検討していただいた経緯は先ほど答弁いただきましたけ

れども、今言った二つの方法を含めてですね、町民の皆さんから要望の多い屋内運動場につきまして、ゲートボールですとかまた天候に左右されず、いろんなスポーツが楽しめる町民の皆さんの健康増進、あるいはスポーツ振興に貢献する施設改良型の事業ということでぜひ実行してほしいなあと思うわけでありまして。この事業がですね、もともとその実施計画にも盛り込まれていることでもありますので、町長の政治手腕が実行されれば高く評価されるということになるかと思っておりますが、町長いかがでしょうか。

町長 まああの新築するこうした屋内運動場の新規の建設というのはとても無理なので、今ある例えばまあこの B&G のプールあるいは施設改良によってそのことが叶えられないかというご提案でございます。当然のことながら一つのまあ知恵として、この建設の検討の中でそうした具体的な分についても研究をさせていただいたわけでございます。この B&G のプール、体育館等の施設につきましては昭和 61 年の建設でございます。以来長年にわたってまあ多くの町民の皆さん方にご利用をいただいておりますが、費用対効果の面から使用については試行錯誤しながらもここ数年間は夏場の特にプールでございますけれども、夏場約 40 日間、夜間の午後 6 時から 9 時の開館としてまあ運営をしてきておるところでございます。その状況で利用者は 1 日当たり約 30 人前後、期間中 1,400 人程度の理由となっていることございまして、当初の目標からはだいぶまあ、プール全体のこの運営が厳しい状況の中、与田切公園とのプールのこともございますので、なかなか思うような利用に上がっておらないのが現状でございます。でこれをまあ多目的な屋内の運動場として年間を通じて体育施設として用途変更をして、利用率の向上を図っていくことができないものかどうかということでございますが、その一方で今触れてお話もございましたけれども、この施設は無償譲渡をされておるわけでありまして、やはり将来にわたってこの用途については B&G 財団の方針にやっばり従っていかなくちゃならない、こういうことがございます。特別の事情のない限りこの用途変更というものは難しいというふうにいわれておまして、当然のことながらこの用途変更ということについての助成もなかなか当然のことながら無いという話になってまいりますので、今お話のようなまた検討したようなこの B&G 施設の全国にいくつもあるわけでございますけれども、こうした改良をした目的変更の事例というのは現在のところ全国で 1 件もないというふう聞いておるわけでございます。であのもう一つあの体育館の方を、今、バレーやバスケットやその他多目的に大変まあ利用、こちらの方は利用率高く使っていただいておりますけれども、その一部、床をまあ改良しながら全天候型のこうしたゲートボールも含めて多目的に使えないかということも併せて検討をしておるわけでございますけれども、まあかなりのお金もかかるわけでございますし、当然 B&G 財団との協議も今申し上げたことが当然同じように降りかかってくるものでございますので、黙ってやってというわけにもこれはありません。そうしたことは公のこととしてこれは許されないことでございますので、ただまああの将来にわたってこの B&G 事業に取り組む姿勢として、この熱意、利用度等によっては補助率もあがるというようなことも聞いておりますので、今当面する実施計画の中では組み込めませんが、ひとつの将来的な課題としてはとらえて検討して努力をしてまいりたいというふうにご検討しております。以上であります。

竹沢議員 課題として努力とこういう答弁でありました。それであの要するにあの二つの方法があると申しましたが、まあ結論的にはね 1 つの方法すなわちプールの期間はプールと

して十二分に使うということによろしいかと思えます。でそれ以外の期間を要するに何らかの方法を考えてプールの水を抜いてそこを埋め立てるといふか、そういうことをしてその利活用するということが考えられるわけです。でこれいろんなことが考えられますけれど、土を入れたりしちゃうとダメですけど、木の箱とかね、発泡スチロールとかいろいろあります。であの例えばこういうことがですね、企業誘致と絡んでできないかっていうことを考えたわけです。柏木工業団地に某プラスチック成型会社がきますけれども、南アルプスの工場も見に行ってきましたけれども、例えばコンテナでもですね、こればっかのこのちっちゃいコンテナに圧縮してねできる、そこまであそこでは作っています。ということは埋め立てる容積のでかい物をですね逆にあそこで商品開発していただいて、そういうものをこう要するに我々人間がこの手でね運んで、収納するのあまりスペースがなくても置けるというようなそういう方法も含めて技術開発をさせていただいてですね、そういうものから実際上厚いボードとかマットとかそういうものを敷いてやれば利活用できるというふうに思うわけです。そういう意味でこの際ですねそうした某プラスチックトップメーカーにですねこういう研究開発していただいたりすればですね、全国47都道府県にB&Gの施設はいっぱいあるわけです。そういう施設利用で現実困っている市町村も必ずあるわけでありまして。そうするとこれは営業展開も含めてですね、その企業発展にもこの厳しい経済状況の中で対応できるということも含めて、そういう新しいアイデアも含めてですね検討していただくことによって財団にも怒られなくてですね、町民の皆さんにもお年寄りの皆さんにも老若男女にも利用していただけるような、そういう方法というものが考えられるのではないかということをお願いしたいので、課題として努力するということとですね、さらに一層努力いただきたいと思っておりますので申し添えておきます。

最後に細かい問題で継続の課題で恐縮ですけども、前回あの提案した趣旨が教育委員会当局のほうで理解を頂けなかったかということもありまして再度質問します。まあ俗称、全国的には導入されている給食選択制ですけど、まあこれを要するにその献立をですね給食献立表をあらかじめ児童生徒に配って置いて、それで事前に予約して給食費を前払いでいただいて食べるということで、あの前回説明あったときに確かに全国的にはあの、お弁当をね、持ってきたような学校が給食に切り替えるひとつの手法として取り入れている部分もあることは承知をしておりますけれども、要はこの給食選択制、要するに事前予約、給食費前払い方式というこういう制度を飯島的にそしゃくをして、いわゆる給食費を納めていただけない保護者にこの制度を適用したらどうかということをお願いするわけです。現状をお聞きをすると給食費の滞納者は若干おるそうでありまして、まあ人数が少なくてもですねこの教育上給食費を払わないということは私は問題だというふうに思います。で現在の滞納者は過去の料金については分割で納めているというふうには聞いてはおりますけれども、そこでですねこの過去の料金の分割納入はこれは引き続きやっていただくということではどうですかけれども、これらの方の皆さんにこの制度の周知をしていただいて、例えば1月の給食予定献立表をですね今月配って保護者に配って事前予約をいただいて、その1月分の給食費を前払いで納めていただくと、このことによってどういう効果をもたらすかということ、給食費の滞納額を新たに増やさないとこういう制度になるわけです。過去のことはだんだんに清算していただくとして、これ以上増やさないとこういう対策、まあ税関係も同様なその制度が工夫しなきゃ

いけませんけれども、そうしたことでおやりになったらどうかということをお願いするわけでありまして。

常識として人々が商店へ行って物を買うときは、商品と引き換えに現金をお渡しして商品を得るのが通常であります。給食費だけ納めなくて済むというそういう全国的な常識、飯島町も数人の方がいらっしゃるけれども、このことは私はおかしいと思っております。そういうことのひとつの解決策として提案申し上げますけれども、教育長の見解を求めます。

教育長

9月の定例会に引き続いて給食選択制につきましてご質問をいただき、この件につきましては公費の滞納ということについて注意を喚起するそういう意味で大変ありがたいご質問というふうに承っております。学校費給食の滞納防止等を前提とした今議員ご提案の給食費選択制の概要につきましては前回の定例会においてもご説明申し上げたところであります。でその折りにですね学校給食の意義につきましてもお話をしたところでありますが、学校給食は学校教育活動の一環として実施しておるところでありまして、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけるうえで重要な役割を持っているというふうには理解しております。今年の6月には学校給食法も改正され食育に関する指導がその中で一層明確に位置付けられてきております。その中で給食週間というのが1月にあるわけでありまして、その意味からこのような制度を設けられているわけでありまして。只今議員からご提案いただきました給食費滞納につきまして、その滞納する保護者を対象とした給食選択制の導入についてでありますけれども、私は結果的にですね子ども達を選別することにつながっていくのではないかなということをお願いしております。すなわち人権問題に絡んだ事柄に発展する恐れが十分あるのではないかな、そういうことを持っているのではないかなというふうに考えております。給食の意義、学校教育活動の中における給食の意義を含めて、今申し上げた子どもの選択、選別というようなこともそのような観点からも、給食費の滞納を防ぐことを目的にした給食費選択制度を導入する考えはございません。給食費の滞納状況につきましてでありますけれども、担当の努力もありまして滞納額は年々減少している状況であります。また過年度分につきましてはご理解をいただき、少しずつではありますが確実に納入されてきている状況であります。なおあの一般的に言われている経済的に支払い能力があるにもかかわらず払わない保護者、いわゆる規範意識の欠如した該当者による無名滞納はないものというふうには認識しております。今後もより一層学校PTAとの連携を深めながら保護者の理解をいただくとともに、経済的に支援が必要な家庭につきましては支援制度もありますので、それらの制度を有効に活用していただき収納率の向上に努めてまいりたいというふうには思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

竹沢議員

見解の相違があるものであれですけど、その、この制度を導入することによってその選別、選択、あるいは差別、人権問題だとかいうふうには教育長はおっしゃっていますけれども、私が言っているのは教育現場ですね、その給食の食育等をやるのは学校の中でやればいいことであって、これは保護者の問題ですよ、子どもじゃなくて保護者の問題、だから保護者にそのことを訴えなければいけないということで、そのことについての見解を求めます。

教育長

保護者に対してもですね児童に対してもその1軒の中で生計を同じくしているものでありますので、例えばですねその通知を悉皆に配るのはまあ問題ではないと思っておりますが、

該当の児童に献立表をあらかじめ事前に配ることによって、周囲の子どもから特定、選別される恐れがあるという状況で、保護者といいますか子ども達を選別につながるのではないかなというふうに、いわゆる方法論でありますけれども、実際の進め方においてそのようなことが生ずる、そういう懸念があるということを申し上げております。以上であります。

議長
竹沢議員

時間です。
質問を終わります。

議長

ここで休憩をとります。再開時刻を11時10分といたします。休憩。

午前10時55分 休憩
午前11時10分 再開

議長

休憩を解き、会議を再開いたします。一般質問を続けます。
11番 松下寿雄 議員

11番
松下議員

金融危機に始まった世界同時不況は想像以上の悪化をもたらしております。各業種とも減収減益を発表しており、特に自動車産業は大きな打撃を被っております。多くの人員削減がなされておりますし、当町においても派遣社員が多く、今後の動向が懸念されるところであります。関連企業、下請企業においては受注が全くなっているところがあると言われております。このようなことが全業種に及ぶとみております。ここにきて状況は一段と悪化をしております先行き不透明であります。まったく予断できない状況になってきておのではないかと思われるわけでございます。このような状況が続けば商業、サービス業まで影響を及ぼし、町財政に大きな影響を及ぼすことと懸念をするものであります。

それでは質問通告書に基づきまして質問をしてみたいと思いますが、長い答弁を求めるものではありません。簡潔にして実のある答弁を期待するものであります。

1番の平成21年度予算編成留意点についてお伺いをしてまいります。金融危機による景気後退が現実となっている今、町内企業の実態を把握しているのかについてお伺いをいたします。私は前々から町長理事者の企業訪問を提案・提言をしてみたいと思います。先ほどの同僚議員の質問に対して行っているとの答弁でありましたが、私が聞く限りではなかなかそのような状況は把握をしておりますけれども、まあそれはそれとして今日の実態を把握できているのかお伺いをいたします。

町長

それでは松下議員の質問にお答えいたします。第1点目、大きくまあ21年度予算編成の留意点ということに関しまして、最近のこの企業実態についてでございます。最近のこの経済状況につきましては今お話にもございましたし、また前段の宮下覚一議員の質問にもお答えをしたとおりでございます。わが国はもとより世界全体が大変厳しい状況になっておるということをまあ繰り返し申し上げておるわけでございますけれども、当然のことながら町内企業におきましても同様でございます。一層そのことが進んできたというふうに認識をしております。製造業のみに限らず建設業や小売業などの全業種で悪化しているというふうに認識をしておりますし、今後も年明け後一層このことが

深刻になっていくだろうというふうに厳しく見ておるわけでございます。今もお話ございました私自身も、特にあの年間を通して折りに触れて企業へ訪問したりして、いろんな経営状況や経済状況、意見交換ということで胸に置いてはおるわけでございますけれども、なかなか1年を通して定期的というわけにはまいりません。折りに触れていくつかの企業は訪問させていただいておりますけれども、特にこの11月下旬から12月の中旬にかけては直接あのお伺いをしたり、それから社長さんや工場長さん直接経営担当する方にも、7企業ほどになりますけれども、そうしたことをお願いしてまいりました。生の声を聞いてきております。個々の企業名を出しての状況は申し上げることはできませんけれども、その実態感としてまあ総合的に判断をお聞きしますと、やはりこの受注減というものが、特にあの輸出型の下請けが非常に多い飯島町の中堅企業につきましては厳しいということで、中国等につきましてはもうほとんどストップしたというような1つの企業もございますし、アメリカ国内は平均2割から3割くらいの受注減であるというようなこと、それから昨年からの原材料の高騰はどうしても単価に上乗せできないということがひとつ圧迫している要素、それから特にここへきてまあ連日全国的にも報道されておりますけれども、人員整理がどうしても余儀なくされてきたということの中で、その点については町内企業におきましては何とかまあ次の将来への転換もあるので、なんとか雇用だけは維持して、ただあの町内には700人くらいの外国人の方の就業者がおりますけれども、通常年末年始母国に帰る方がかなりの数おるようでございます。でひとつの部分的にそのことをこの期間埋め合わせをして操業を続けてきたというような企業もあるわけでありましたが、今年の場合はその点をちょっと補充をするのではなくて、一部ラインを休んでおるといようなちょっと特殊な実態もあるようございますし、なんとか、先程あの私ちょっとワークショップというふうに申し上げてしまったかと思っておりますけれども、この時間を短縮した操業を続けていくワークシェアリングというふうにちょっと置換えさせていただきたいと思っておりますけれども、そうした考え方の中で何とかまあ技術屋さんを確保してぎりぎりの線で維持操業していきたいという企業もかなりございました。是非まあ頑張ってくださいというようなこと。それから資金対応につきましても、まあこれら内容につきましては全体的な商工会等との連携の中で把握しております数字を後ほど担当課長の方から申し上げたいと思います。

まあこうした状況を受けまして、町におきましても国の緊急経済対策に対応しながら、また第2次出てくるであろうこの第二次補正予算との対応もしながら、特に県それから町の融資制度の周知を図って、この資金確保を関係機関とともに進めてまいりたいというふうに考えておるところでございますのでよろしくお願いしたいと思います。

産業振興課長

それでは具体的なところを私の方からということでございまして、町では商工振興会議というのを開催しております。これは産業振興課と商工会と金融機関それぞれ担当者等で情報交換をしたりいろんな要望をお聞きしたいということで不定期に行っております。で12月に入りましてその会議を開催いたしました。で今町長が申し上げましたように町内の企業の状況については一言で言えば極めてまあ深刻な状況であるというふうに認識しております。内容的には10月ころから特に厳しい状況になってきたということで、現在は人員整理が急速に進んでいる状況で、パートとかそれから派遣労働者のもとより、一部の会社については正規社員の整理も始まっているという情報を得ております。また受注が大幅に減少しまして、その半面でまた原材料費も高騰しているという中

で、受注しても利益が見込めないというような業種も出ているということでございまして、そんな中で冬のボーナスの支給もできないというところもあるというふうに聞いております。また個人消費の方も低下してまいりまして、商品の販売だけではなくて飲食店への影響も出てきているということでございます。また借り入れても返済が非常に厳しいメドが立たないといったような情報も得ておりまして、以上のようなことを今飯島町の企業の状況というふうに認識しております。以上でございます。

松下議員

町長まあ7企業ほど回ったということで結構なことだと思いますが、まあ企業誘致、まあ当然これは重要な施策であり、まあ今実行していただいておりますが、まあ地域振興まあ発展のためにもやっぱり地場産業の実態を認識していただくのもやっぱり理事者の重要な施策の一環と思うものでございます。まあ関係者にお話をいたしましたところ、是非まあ町長には大変お忙しいということは十分承知をしておりますが、まあ定期的ということは無理だと思いますけれども、まあ時を見て町内の企業回りをぜひやっていただきたいとそんなふうに、これは要望いたしますので是非折があったら実行していただきたいとまあそんなふうに思うわけでございます。また今年末手当て等のお話をお聞きいたしましたわけですが、私も商工会等関係者を回ってお聞きをしますと大変厳しいものがあると、いま中村課長が言われたような新しい資金を借りたくても今までの借金があり、そのうえ借りても返済のメドが立たないので借りられないとか、また年末手当てを払うことができないとか、まあ本当に町の内企業も大変なようであります。まあそんな事態を行政としてやっぱり金融機関、商工会等と力を合わせる中で、事業者に対して適切な相談ができるような態勢を整えていっていただきたいと思いますが、町長ご見解を。

町長

今、中小企業の大変まあ厳しいこの状況の中で、特にあの資金需要の対応でございます。いろんなあの資金種類の中で対応しておりますけれども、なかなかあの借りても返すメドが立たないというところにやっぱりひとつ問題があるかと思っておりますけれども、かといってやっぱり資金回転をしていかないことには乗り切れないといういろんな企業の実情もあるわけでございますので、これに対しては十分ひとつまあできる限りの対応を、県やそれから町では商工会、各金融機関とも協調をしてこれらに対応してまいる覚悟でございます。総体的に今いろいろと検討しておりますので、これも状況についてまた担当課長の方からご説明申し上げます。

産業振興課長

本年度の制度資金の利用状況についてでございますが、県の資金と町の資金がありまして、町内では県の資金が今14件で84,500,000円ということでございまして、町の資金の方は4件で15,350,000円となっております。でこれを両方を合わせて昨年と比較しますと、件数で3件、融資額で4,500,000円の増加となっております。なおあの町の制度につきましては当初予算にもありますように100,000,000円を預託して、そのだいたい4倍の額、400,000,000円をまあ貸出ができる枠として確保してあるわけなんですけど、約その30%程度が利用されているということで、枠についてはまだ十分残っているという状況でございます。以上です。

松下議員

枠は十分残っていてもやっぱり実態が実態としてやっぱりその借り入れができないというまあそういう深刻な問題があるんじゃないかとまあ思いますので、まあ相談に来たらずいそれなりの対応をしていただくように希望するものであります。

それでは次の質問に移ります。先日の本会議に上程されました補正予算によりまして、

町長

法人税等まあ80,000,000円が減額補正をされております。なおかつ財政調整基金の取り崩しを行っており、先程も申し上げたように本年度に入り経済状況の落ち込みは大変なものがあります。法人税、住民税等の減収が予想される中どのような予算編成を行うのかお伺いをいたします。町長は予算編成にあたりすべてにおいて5%の削減を指示しておりますが、その骨格についてお伺いをいたします。

再三申し上げておりますこの厳しい状況が結果として町の財政運営にのしかかってくることはもう当然のことであるわけでございまして、中小企業も大変でございますけれども、この町もまさに大変というふうに危機感を持っておるわけでございます。でそのことが21年度予算編成にどう取り組んでいかまた判断できるのかということで、なかなかあのちょっと今の今日のこの段階では見通しがつきにくい部分大変あるわけでございますけれども、一応まあ今まで出されておるこの指針によりまして、こうした減速方向、減収・減税も含めて地方交付税の主要な歳入であります交付税については、国はこの概算要求基準枠の中で対前年比、今年に比べて来年は3.9%今年も削減という方向が出されて、まあ一応おるわけでございます。それと同時に補正予算でもお願いした税収見通しを考えますと、一般財源というものがさらに今年に比べて減少することは、億単位で減少するということは必至でございますので、大変なかなか難しい予算編成になるというふうに思っております。で先に指示したところでございますけれども、今年のそうした減額補正等、交付税の減額等比べてみますと、だいたいここ数年間41-2億円の当初予算で推移をしておりますけれども、1億、2億というような数字になってまいりますとどうしても40億を切る予算枠ではないかというふうに思っております。でこれはまあ結果として5%で収まらないのではないかというふうな気もいたしますけれども、また後ほど申し上げますけれども、そうしたことは全国的な各自治体危機感を持っておりますので、今国がいろいろとこの対応を協議していただいておりますので、今のところそうした考え方に沿って予算編成をしておるという形になります。同時にあのもう今山場を迎えておると思っておりますけれども、来年度のこの地方財政対策というものが、特にひとつには道路特定財源の地方委譲の問題が新たな考え方が今、ほぼ方向が出てまいりました。各市町村が県もそうでございますけれども含めて、臨時特例交付金制度で道路整備をやってきたものが約7,000億ほど国にあるわけでありまして、これにまあいろいろ議論ありましたけれども、もう3,000億ほど上乗せして、新たなこれはあの臨時のこの地域の活性基盤の創造交付金というような仮称の名称を今言っておるようでございますが、1兆円枠で配分をしていくという形になりますので、まあ若干あのこれも8割以上道路特定財源的な考え方をすべきだということも言っておりますので、今、町の方では国道153号伊南バイパスのアクセスの道路がいよいよ21年度本格的に始まることを考えますと、ひとつの朗報であるというふうには思っておりますけれども、これがあの全体的な5兆あまりの国の道路財源の直轄部分に影響することをやっぱり一方では心配をしております。今の試算では11%くらいどうもそれが影響を受けるというようなことでございますが、まあまたあの新年度予算編成に合わせて国の方へもその確保をお願いしておりますけれども、それがどうなるのかということ。それから新たなまた交付税の一つの特例交付金復活を含めた1兆円規模の増額交付というようなことも全国の市町村あげて今要望をして、すこし国の方でもそのことがどう決着するかわかりません。いずれにしても財源問題が絡みますので、そん

なこともまあ期待しながら一応今のところでは最も厳しい見方でもって予算編成作業を急いでおるとこういう状況でございます。

松下議員

まあ只今町長のご答弁のとおり、まだまだ国に国政に目を向けてみるとやっぱり来年度予算に対するまあ成案というか確定したものがなかなか政府でできていないと、まあそんなことでまあ町の予算編成も大変なことだと思うわけでございます。まあそこで町長におかれましては高い見識と洞察力を発揮していただきまして、そのあたりをまあ把握をしていただき、町民が納得できるような予算編成を行っていただくよう期待するものでありますがお伺いをいたします。

なおいま問題になっております昭和伊南総合病院の問題ですが、まあこれも一般会計からの繰出金、また負担金等、また負債の問題等もあるわけでございますが、ここでお伺いしたい点もございまして、今、病院改革プランも発表される矢先とお伺いしておりますので、住民の方に無駄な混乱を与えるような質問はここでは差し控えたいと思っておりますが、それ以外のことについてお伺いをいたします。まあ町民に納得できるような予算編成をぜひ行っていただきたいと期待するものであります。

町 長

新年度の予算編成につきましては今申し上げたような、こう考えられる枠の中でやって少しまあ緊縮した枠、総額というものが想定しながら、ただいろいろまあ実施計画、中期計画の中で継続事業もございまして、それからこれからの町の目指しておるこの協働のまちづくりという視点、それから人口増活性化、そのための子育て支援や若者定住やそれから健康予防、このことが将来の医療費のまた防止につながるというような総合的な面から考えて、大変厳しい状況にはありますけれども、ひとつひとつ十分吟味をして、言葉としてはまあ「選択と集中によるひとつの予算配分」という形で、その効果測定をしながら編成をしていくという基本的な考え方でございましてよろしくお願ひしたいと思います。病院については今あのこうした大変厳しい状況を受けて、昭和病院の維持存続の為に何ができるかということの中で、コンサルも入れたり、それから病院内部あるいはまた伊南行政の参加の中で改革プランというものをいま煮詰めて大詰めに来ております。近く伊南行政組合議会で全員協議会でもた報告がされ、25日には町の全員協議会をお願いしてその全容をご理解いただくということでございまして。当然あの利息の低い今病院建設の借り入れを短期に償却をするというような借り換えのいま検討をしておるわけでございますけれども、今後また具体的にお願ひをしたり相談してまいりますけれども、各市町村の財源から一部を補てんしていくこともひとつの選択肢として今考えて検討されておりますので、ぜひまたその折りにはご理解いただきたいというふうに思っております。

松下議員

それでは次の質問に移ります。固定資産税の評価替えについてお伺いするものでありますが、まあ町税のうちでも固定資産税は安定した税であると私は認識をしておりますが、評価替えによる課税額はどのようになるのかお伺いをいたします。また当町において評価基準地は何カ所かちょっとわかっただけでお伺いをいたします。それから難しい率であります経年減点補正率というのがあるようですが、それは何%になるのか、それを割り出した課税額ということになると思いますがそれをお伺いいたします。

町 長

固定資産の税収に絡んでこの評価、あるいはその課税の方式等の質問でございます。固定資産税の評価替えについてはご承知のように3年に一度という形でございまして、21年度がその基準年度にあたるということで今準備を進めておるわけでございます。

この固定資産税のうち土地でございますが、土地の内の宅地についてはこのところのまあ地価の下落によって毎年評価額の修正を行っておるわけでございますけれども、実際の課税といたしましてはこの評価、一気にこの負担が激変しないような措置として課税標準額というものを設けて、この標準額が評価額に近づけるための措置、いわゆる負担調整という事務を行っておるわけでございます。従ってあの評価が下がってもこの一部には宅地についてはおおむねこれは税収は増につながるという要素になっておりますが、一方でまあ農地等におきましては宅地化によってこの増収をする部分、それからその他の農地を中心に153もそうでございますけれども、この公共用地化に模様替え、地目転換することによって非課税になる部分もあって、これはまあ減収要素というそれぞれまあ増収、減収要素があるわけでございますけれども、一応今担当の方で分析をしております新年度の収入見込みとしては、土地では159,000,000ほど、今年度とほぼ横ばいという見方をしておるところでございます。それから家屋につきましてはこれはあの3年ごとに減価償却、まあ減価の事務をしてまいるわけでございますけれども、従って評価額が下がっていくという形になります。今ご質問のあの3年ごとの減価の率は平均して経年減点8%というくらいになるようでございますけれども、こうしたことを考慮いたしますと新造家屋等も相殺をして約30,000,000ぐらゐまあ減になる見通しということで、これは総額で269,000,000ぐらゐの税収、家屋の税収になるんじゃないかというふうに思っております。その基本になる基準地・標準地のことにつきましては担当課長の方から申し上げます。

住民福祉課長

お答えいたします。平成21年度の評価替えの標準宅地の基準地でございますが、基準日を平成20年1月1日といたしまして町内72点の調査を実施しております。今のところマイナス1.6から9.1%ということで、平均しますと約5%の17年の1月に比べて5%の下落という状況でございます。

松下議員

それでは次の質問に移ります。機構改革についてお伺いをいたします。平成18年、3年前になりますか、行政改革により庁内組織を変更しましたが、大課制を実施されました。果たして現在行政運営に対して必ずしもメリットばかりではないと思われまして私は懸念をいたしておりますが、運営上の実態についてお伺いをいたします。

町 長

2つ目のご質問でございます機構改革の見直しに関して、かつて実施をいたしました大課制、課の組織を大きくして行政処理を事務をしておる内容についてのメリット・デメリット等に関するご質問かと思っておりますが、この大課制につきましては地方分権時代に対応した持続可能なこの自立しうる自治体として、行財政改革を伴うまちづくりを実践するための計画であります「飯島町ふるさとづくり計画」そして飯島町の集中改革プランに基づきまして、主には平成18年の4月から取り組みまして実施をいたしました。その後「こども室」それから「収納対策室」「会計課」の設置など見直しをして実践をして今の形になっておるわけでございます。でこの大課制につきましては簡素で効率の良い組織ということを目指して、小規模並びに類似の課・係、共通する課等については統合をして、各担当間の連携をとりやすくする町の組織の一体性の確保ということを主眼に図っておるわけでございます。ご承知のように計画に基づきます職員100人体制というものを掲げておるわけでございますが、これを前提とした、まあ若干あの事務の対応については増減も想定をいたしておりますけれども、基本的にはこれを実践をしていかなければならないというふうに思って、現在今のところはこの職員

体制年次計画以上にまあ進めておるとというのが現状でございます。まあこのことによりましてご意見もございますけれども、職員がいくつもの事務事業を担当しなければならないという、この人的な問題もあるわけでございますが、一方で職員みんなでカバーをしながら現在も取り組んでございまして、一概にまあメリットばかりではないしデメリットばかりでもないということがございますけれども、そうした方向の中でこれからはいろいろとまあ住民サービスとの関連も十分考慮しながら、この職員の定員管理、課の設置のあり方というものも常にまた検討をして、改めるべきところは改めていかなきゃならないとこういう考え方で現在進めておるところでございます。

松下議員

それでは次の質問に移りますが、これはデメリットの部分ではないかと、そんなふうを考えて私は質問をいたします。まあ今滞納額が 100,000,000 円という数字が出ておるわけでございますが、まあこの問題につきましては飯島町に限らず各自治体とも大変なご苦労をされていることでありまして、特に担当職員の努力に対して労うものであります。しかしながらその未収金が減る気配がないわけでございます。私が議員になったころはまあちょっと数字が定かではございませんので、まあ数千万円台だったと記憶をしております。しかしここにきて急激に増えております。従って不納欠損も発生しておると、まあそんな状況で未収金の処理方法については法令等規定に基づき執行されているのか実情をお伺いをいたします。

町 長

滞納に対する処理を今後どのように考えていくかということでございます。平成19年度の町の税の滞納額は 97,000,000 あまりになります。その対応として今年度におきましては4月から住民福祉課の収納対策担当という位置付けで、鋭意まあこの解消対応に努めてまいりましたけれども、さらに充実をする組織といたしまして、この収納対策室に昇格をして対外的にも徴収の業務の強化を図ってまいりました。また月に1回のペースで大口滞納者を中心に、県の個人県民税の対策室というのがございますけれども、こと共同で滞納整理を実施をしたり、3カ月ごとに徴収強化月間を設定して庁舎内の税やその他の料金の収納対策会議を開催をして、この中で班編成を行って随時滞納者宅を訪問しての徴収に努めておるということで、かなりまあ成果も上がってきておるというふうに認識をいたしておりますが、そんな中でこの約束した税金を納めていただけないこの滞納者については、預貯金であるとか給与等の調査を行いまして最終的に強制執行、いわゆる差し押さえの方式でもって徴収を実施しております。ちなみに本年は11月末までで33件の差し押さえを実施をいたしまして、額としては 1,400,000 円あまり、これを収納ができておりますが、このうち約7割というものが外国人であるということでございます。最近のこうした状況を考えますと、なかなかこの辺のところはひとつの課題かなというふうに思いますけれども、いずれにしてもまあ今後ともこの方針を堅持しながら滞納額の整理に努めてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

松下議員

まああの例を言いますと、学校給食が先ほど問題になったわけでございますが、まあこれを見ても約 560,000 円くらいの未収金があるわけでございます。まあそんなことで努力は多とするところでございますが、なかなか実態は減ってこないと、まあそんなことで私は提言をするわけでございますが、ふるさとづくり計画はふるさとづくり計画として重く受け止め、また実施計画も重く受け止める中で、私はまあ税務徴収課を設置すべきと提案するものでございます。まあ調べてみますと上伊那郡下で税関係で独立して課がないのが宮田村と飯島町だけであります。なお年度末までには未収金が1億円を大幅

町 長

に超えるとの予測もあるようでございますが、このような状況を見たとき名称はともかくとして、税に関する課を私は設置すべきと考えますが町長どのようなご見解か。

徴収専門担当の課をまた独立させてというご提案でございます。先程の質問にもまあ大課制の効果と弊害、メリット・デメリットという関係でもお答えをしましたけれども、いずれにしてもまあ今の置かれておる地方自治体、私どもの町も簡素で効率の良い組織を目指していかなきゃならないということ、そして職員の全体数を100人規模の体制でというこの行政運営をしていかなきゃならないということの中で、今後とも滞納部分をどう考えるかということは当然これはまあ重要なこの滞納額解消は要素でございますけれども、現実的な対応をしていかなきゃというふうに思いますけれども、この今申し上げましたように現在さらに充実をしたその専門の収納対策室という形を住民福祉課の中に今年から設置をして取り組んでおりまして、人員的にも11月からさらに1名増員をいたして、また年末、年度末、出納閉鎖に向けてのこの収納部門の強化も図っておるという形で、できるだけまあ収納向上を目指してやっておるわけでございます。で、先程ちょっと県の取り組みとの連携も申し上げましたけれども、県におきましてもこの課税業務それから徴収業務双方ともに今大きく体制の見直しを今行うべく準備を進めております。平成21年度から段階的ではございますけれども、一部の税目と専門性の高い調査業務を長野、松本あたりのこの基幹地方事務所に集約をするというようなことと、それから現在全市町村とともにこの滞納整理を提携してやっております個人住民税の対策室、これとの滞納整理特別班という組織があるわけでございますが、これらをすべて統合をいたしまして、今まだ正式名称にはなっておらないようでございますけれども、県税徴収対策室ということで機構改革を行うという方向で今、広域連合単位でも研究をしておってくれるわけでございますけれども、すべての税は県と市町村の一体化した中で、この特に徴収部門を整理統合していくという一つの方向がうち出されておりますので、まあ町もそうした独立した専門の課を今ここ1、2年のところでという形でなくて、ここ数年のうちにこの具体的な取り組みが始まってくると思いますので、当面は現在のこの体制の中で収納対策室1名増のこの税務スタッフを中心にひとつまた徴収、この合同プロジェクトを通じて課税業務・徴収業務に頑張っていくという方向で考えておりますので、今当面すぐにこの独立した徴収部門専門の課を設置するという考え方はございませんので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

松下議員

それではあの集約をして私の考えを述べるなかで最後の質問に移りたいと思っております。まあ只今までの質問に対しましてご回答いただきましたが、まあすべてに満足というご回答ではないわけございまして、再度質問をいたします。まあ機構改革による行政のスリム化による課の統廃合を実施したものの、やっぱり国県の関連事務の多様化に加え、また住民への説明責任の増大、また協働のまちづくりといった新たな事業が次々と加わり、職員の削減の中でなかなか進まない事務事業の効率化、このギャップは町行政の要となるやっぱり企画立案力の弱体化という形で表れているのではないかと、まあそんなふう考えるわけでございます。その点をどう思っているのかお伺いをいたします。

まあ職員はそんなことで今、目先のことで手一杯で、やっぱり町民が何を求めているのか独自に企画アイディアを打ち出したくても、情報を集めた企画施行を行うようなそういう時間があまりないのではないかと思うものであります。しかしながら先程も申し上げましたが、行政運営上、健全財政の確立が基本であります。まあ監査報告でも指摘

をされておりますように、滞納対策を一般財源確保対策と位置付け、抜本的で総合的な取り組みを構築されたいと指摘をされております。私も全くそのとおりだと考えております。まあ私はくどいようですが、よって課の設置というものを柔軟に対応して求めるものでございます。このような厳しい経済状況の中こそ理事者、職員とも常に奉仕者として経営感覚の醸成を図り、効率的な行政運営に努めることこそ、町民に対する安心で安全な飯島町を目指す最も重要な課題であり、理事者、職員の責務と思うものであります。所見をお伺いをいたします。

なお、新年度に向かつての決意をお伺いし私の質問を終わります。

町 長

組織のことに今徴収部門、それからさらに企画立案部門での充実強化というふうな事の中で、組織を見直したらというご提言もいただきましたが、まああの職員もひとつの限られた人員体制の中で次から次へとまあ国や県からこう増えてくる業務もあって、で行政サービスを低下させないという大前提の中で対応をしておることはほんとにあの苦勞をしておると思って、大変に思っております。ただまあひとつのこの方向づけできておりますので、大変厳しいわけでありませけれども、職員共有するその考え方の上に立って今後とも効率行政を進めていかなきゃならないということでございます。ただまああの企画立案の部門につきましても、これは町の行財政運営の中で一番根幹をなす一つの部署でもございますが、ただ1係りだけでこのことを対応するわけにもまいりません。全職員がこの企画立案能力を持ちながら、それぞれの部署部署において企画立案をして予算編成あるいはまた実施計画というものの中でこうまとめていくということが大切であるというふうに思っておりますので、今後ともそういうひとつの職員意識も、今もやっておりますけれども、さらに進めていきたいということと同時に、次なるこの長期構想、中期総合計画がいよいよ来年からその編成作業の日程に入っておりますので、次の中長期を展望する町の将来計画としてこの企画立案、方向づけというものがいっそう飯島町にとっては重要なこの要素になってまいりますので、いっそうまたこの対応等も含めながら今後の検討にしていきたいというふうに思っております。

なおあの新年度予算、今編成に入っております今月中にまとめて1月から査定に入っております。国の動向もはっきりわかりませんが、できるだけの地方に手厚い財源確保したうえでということ期待しておりますけれども、限られた財源の中でどう住民要望に応えていくかということが一番大切でございますので、あくまでも選択と集中で予算編成を進めていくと、こういう考え方でございますのでよろしくお願い致します。

松下議員

はい、終わります。

議 長

ここで昼食のため休憩をとります。再開時刻を午後1時30分といたします。休憩。

午前11時58分 休憩

午後 1時30分 再開

議 長

休憩を解き、会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。

9番 平沢 晃 議員

9番

平沢議員

本論に入る前に今日の新聞紙上は自動車業界に続いて、電機大手メーカーがソニーが正社員を含む大規模な人員削減に乗り出したことが報じられておりました。世界的な景気悪化を受けた日本の製造業のリストラがいよいよ加速をしております。正社員だけではなく自動車業界や電機など主要製造業は生産現場を中心に派遣社員や期間従業員の削減を相次いで打ち出し、雇用情勢は一段と悪化しております。当町の80社余の多くの関係製造業の皆さんの心中を重く受け止めているところでございます。行政としても物心両面の最大限の支援をお願い申し上げます。

それでは通告に従いまして景気悪化の中で次年度の行財政健全化についてを、これをメインテーマとして、以下財政運営の指針の策定についてと、財政分析による財政計画について順次質問をしております。予算査定は時期でありますから町民のみなさんも関心を持ってお聞きしておりますので、率直な答弁をいただけるものと思っております。世界経済が冷え込み日本の景気も悪化する中で緊急な景気対策が求められておりますが、一向にその兆しが見えない状態にあります。県財政も大幅な減収となる見通しの中で、わが町も交付税が当初見込みを下回り、また景気悪化の影響で町税も大幅な減収となり、一般財源が大きく減少しております。このような状況を町長はどのように展望しているのかまず最初に所見をお伺いいたします。

町 長

それでは平沢議員の質問にお答えをいたします。財政運営の指針の作成ということに関して、数値目標を入れた財政運営指針の作成とその必要性ということのご質問でございます。お話にございましたように財政運営の状況は毎年の決算期においてこの運営結果をそれぞれの目的や性質に応じて把握をいたしまして、年とともに変化を見ながらこの原因を分析をすることで評価を行ってきております。厳しい財政状況の中にあっては特に注意をしなければならぬこの数値といたしましては、財政のまあ硬直化を表すこの一つの数値であります経常収支比率、次が負債の負担の度合いである実質公債費比率、そして財政健全化法の制定に伴って今年度から新たに加わりました赤字比率、連結赤字比率、将来の負担比率などでございまして、これらの指標を今後の財政運営に考慮した財政運営が求められるとこういうことでございまして、で行政運営の中で政策・施策というものが主でございまして、それに連動する財政計画はその裏付けとなるこの従という関係、主従の関係にあるわけでございますが、もとよりこの健全財政なくして確実な財源を担保できるというものではございません。そのためにはこれらの数値指標を注視して、財政を正しくコントロールすることによって政策を実現していく上でこのことが大変大切な要素であるということになります。そこでまあ財政運営における数値的目標は常に試算を行いながら、実施計画策定時や予算編成時に数値の改善を意識した財政計画を立てることによって、年度当初の予算執行方針の中でもこの事業効果の追求や計画的・効率的な執行予算というものをもって、そして早期にその投資効果を高めるといふ工夫と併せて徹底した経費削減を掲げて、常に職員へ周知徹底を図って状況の改善、数値の維持継続を図っていくと、こういう手法で今現在進めておまして、ご質問にございましたようにこの数値的目標をもって財政運営をすることがまあなによりも大切であるということございまして、次年度におきましてもこの実施計画、予算編成に当たっては最大限の配慮をしながら今そのことを進めておると、こういうことでご理解をいただきたいと思っております。

平沢議員

実施計画に基づいてやっているということでございますが、この厳しい展望というも

のはそれぞれ町民の皆様も自覚しておると思います。この景気対策の名の下に財政規律が緩み過ぎて今行われているような国で行われているような、ばらまき型の使い方になったりしてはこれはまずいことで、こういう時だからこそ、この賢明なやりくりが求められるんだと思っております。そこで先ほど町長申した数値目標を明確にした財政運営指針の作成が必要と、これはそのとおりだと思います。それで私は例えば財政の健全化を目的としてもうすでに飯島でも一部取り組んでいると思いますが、まあこの徹底した行財政改革この取り組み、それから二つ目として優先順位をつけた事業の選択、それからこの地方債残高が累積しない財政構造の確立を基本方針に設定して、これ何年までに達成すべき数値目標をこの経常収支比率で約何%以内であるとか、それで公債費比率では何%未満、それから地方債残高比率がいくつ未満と設定することによって、惰性的に流されることなくこの英断を振るえるのではないかと私は考えておりますが、まあこうした新たな財政指針を早急に作成すべきだと考えますが、この提案については町長はどのようなお考えでございましょうか。

町 長

それぞれの経常収支比率、それから実質公債費比率、それから新しいこの健全財政健全化法、これとのそれぞれの数値目標というものはまあ指導としてあるものもございすし、それから国が示した一つの基準ということで、この数字をオーバーすることに至った場合には起債のこの制限をかけてくると、あるいは許可制にするというような足かせがあるわけでございますので、今あの飯島町の財政状況の中ではこうした数値はいずれもクリアしておるわけでございますけれども、経常収支比率等につきましては非常にまあ高い位置にあるというようなことで、何年後のこの数字でもってクリアしていくというようなことは具体的には定めてございせんけれども、その枠の中でいけるような財政コントロールをしておるということでございます。若干その内容等につきましては総務課長の方からお答えいたします。

総務課長

只今あの町長の方から答弁いたしましたように、特に数値目標を掲げて何年度までに実行ということはやっておりませんが、ただひとつ実質公債費比率でございます。これにつきましては現在17%、県平均では14.1ということであります。それでこのままいってしまいますと平成23年度にはこのラインと言われております18%を超えてしまいます。従いましてこれにつきましては18%以下にするための繰り上げ償還金等を含めて、現在19、20、21の3年間で実施をしているわけでございますが、22、23につきましても町独自の繰り上げ償還を考えないとこの数値目標を達成できないということで、財政的にはこの方向今考えて取り組んでいるところであります。以上であります。

平沢議員

当町では短期の取り組み、これは理解しておりますけれども、これから23年ころにかけてですね、この償還が非常に一番ピークに達すると、そういう意味を含めてこの私の提案は少し大変かと思っておりますけれど、もう少し長期の計画が必要であることを申し添えておきます。

次に滞納対策について質問を行います。前任の午前中同僚議員の質問に答弁いただいておりますので、私はちょっと角度を変えてお聞きしたいと思います。日本経済の冷え込みの中で派遣労働者の離職が大きな社会問題になっております。これを先ほど前段で申したとおりでございますが、上伊那でもトップの外国人労働者を抱える当町にとっては、これは特に大きな問題として受け止めなければならないと思います。社会経済の現

状や今後の見通しから徴収強化のみではこの滞納額増加に歯止めをかけることはこれは至難だと私は推測しております。滞納はこの税の公平負担の原則を脅かすもののみならず、その金額が一般財源の不足額となり、この厳しい町の財政運営になおさら拍車をかけることとなります。地方税については課税客体それから課税標準等の適正な把握、着実な滞納整理を図り、徴収の確報を努められたいと毎回監査委員からも再三指摘を受けておりますが、滞納額が年々累積してもう1億円になろうとしていると、このような本町の実情からして主に外国人滞納者の対策に留意すべきと考えますが、この点については特に何かお考えがありましたらお伺いしたいと思います。

町 長

先程の松下議員の町税の滞納の件についても少し触れましたけれども、町の全体のまあ税の滞納というものは1億弱という形で増えてまいりました。まあこの中で特に外国人の方の滞納に関してのご質問でございます。まああの外国人対象だけの個人的な情報になるかどうかわかりませんが、あんまり踏み込んだ内容をお答えするのも若干問題もあるかもしれませんが、総体的な部分としてお話を申し上げますけれども、こうしたまあ経済状況、それから常に人の移動が激しいという一つの特別の要素のあるこの外国人の労働者の方の対する税の問題、なかなかいろんな面であの徴収に収納に苦慮しておるのが現状でございます。今12月1日現在の飯島町の在住の外国人の籍の方は726人、これはそのこの玄関の階段の入り口に表示してあるまあ人口になるわけでございますけれども、まあこの方が全部あの住民税等を納めていただいておりますわけではまいりませんが、町民税県民税併せてそれぞれまあ課税がされておるわけでございます。これにつきましては特別徴収と申しまして会社に依頼をして給料から天引きする毎月収納のこの特別徴収制度もお願いをしておりますけれども、なかなかあの人材派遣会社とかかわりの中で移動も激しいということで、定例的にこの天引きができないような状況もあるわけでございます。その結果として転出を急ぎよされる、まあ今後そうしたことがこうした経済状況でございますので、かなりあの突発的に増えてくるのではないかとこの事実上徴収ができなくなってしまうということでございますので、まあできるだけあのこの人材派遣会社等ともお願いをいままでもしておりますけれども、この移動情報というものを的確にひとつ聞かしていただきながら、その資料を徴収して、できるだけ事前にまあ訪問徴収、あるいは窓口に来ていただいて納税をしていただいてからその移動をしていただくというようなことに努めておりますけれども、現実なかなかうまくいかないというのが実態でございます。でまあその滞納者の移動情報等が入った場合には、その方への直接まあ訪ねて対応をしてというようなことでございますが、通年を通してはこの辺につきましてもやはり差し押さえ、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、こういうまあ徴収を実行しておるケースもございす。外国人対象33件、うち7割のこの強制執行、外国人対象というようなことでございます。非常にまあその移動もなかなか事前に把握できないということもございすので、徴収において大変難しい面がございますけれども、いろいろとまあ外国人とのいろんなまたあの交流なんかも一方ではしておりますし、それから協力会へのまた参加の事業にも参加をいただいております。まあそうしたあの地域の溶け込んだ活動と同時に、こうした町民としてのまあ納税義務というものもやっぱりひとつ果たしていただきたいという観点の中から、できるだけ情報交換しまた接触

をして収納率が上がるようにということで現在職員一同努力をしておるとこのこと
でございます。

平沢議員

答弁にございましたように、この時期だからこそやはりこの年末にかけては非常に派遣者あるいは従業員の首切りとかそういう一つの雇用が発展するという形の中で、あえてこの滞納対策について述べさせていただいております。この滞納対策を財政運営上の最重要課題と位置付けてということでございます。これはということはこのあらゆる滞納対策、滞納があるわけでございます。あるいは先程申した給食にしても水道にしてもこういうようなものがあらゆるものに関連していることから含めて申し上げております。それで徴収強化に加えて私はいまこの失業者対策みたいな形の中で雇用対策の中で、やはり飯島の活性化・人口増を含めたときに、この職のあっせんそれから福祉施設の充実などこの滞納額を減少させるための行政としての対策があるのではなからうかと、これは合わせて複合的な対応策が必要じゃなからうかというふうに思うわけでございます。そしてまさにこの派遣労働者は外国人ばかりではありません。いま本当に切実な飯島でも派遣職員も大勢おります。そういう問題が今つぶさにここに表れてくる、これから年末にかけてはもっともっと厳しい状態になるのではなからうかと思っております。先ほどの答弁におきましてはこの収納対策に一名を増加したと、こういうことをお聞きいたしましたけれど、もっともっと積極的な対応をするべきではないかということをお聞き添えておきます。

それでは次に移ります。次に地方交付税の見積もり方法について質問をいたします。この地方交付税はこの前年度の決算額に単純に前年度比を乗じて、結果として最大見積もりを行うことのないように算定していると思っておりますが、まあこの本町ではこの交付税が当初見込みを下回り、一般財源が減少してきておりますが、これはもちろん町税の大きな80,000,000の減収は大きなウエートですが、この予算計上額はその地方交付税の場合にはどのような配慮をなされて一応見積もりをなされているのかこの点についてお伺いしたいと思います。

町長

町の一番まあ重要な部分を占めるこの地方交付税、この見積もり方法でございます。大変まああのある面では法律等に基づいた複雑な算定をして細かい部分が決まるわけでございますけれども、大まかには今お話がございましたように、飯島町なら飯島町の標準的なこの行政経費というものをカウントして積み上げていって、そしてやはり税を中心にしたその標準的なこの歳入収入というものを見込んで、当然これはあの全国的にもいくつかの不交付団体はあるわけでありまして、ほとんどの県や市町村が差額でこのお金が足りない状況にあるわけでございます。この辺のところを行政水準の均衡と申しますか、それぞれの市町村の立場に立って穴うめをするというのがこの交付税制度であります。従って入ってくる方は基準財政収入額というふうに呼んでおりますし、それから必要な行政経費は基準財政需要額ということで、この差額をルールに基づいて算定をするということでございますので、中身につきましては総務課長の方から若干掘り下げたご説明をさせていただきたいと思っております。

総務課長

それではあの予算編成にあたりましての地方交付税の算定につきまして、概要を説明させていただきたいと思っておりますが、只今あの町長の方からご説明いたしましたように、基準財政需要額の見込みと基準財政収入額の推定を行いまして、この足りない分は交付税ということでございますが、算定におきましてはこの国の地方財政計画に基づく地方

交付税の全体的な見込みを勘案しながらやっているというところでございますが、たまたま平成20年度の例をとってみたいと思っておりますが、実はあの予算編成はもう始まっております。昨年この時期から始まっておるわけでございますが、そうしたときに実際に税の調定の方が実はまだ最終確認に行っていないということで、昨年場合には今年の3月の議会で147,500,000円ほどの税の増収を補正予算で出したと思っております。これについてはまあ基金の方へ積み立てをするということでやってきたわけでございますが、当時算定した中ではこの税のこの伸びが見込みが立たなかったというようなことで、この分が実は今年へ地方交付税がマイナスになった原因のひとつでございます。そういうことで早く国の方針が分かればいいわけなんです、たまたま平成20年度の予算編成においてはこの予測を上回る税収の増加があったということで、最終的には21年度の地方交付税が減少するということになったわけでございます。それで最初この算定基準につきましては基準財政需要額というのは毎年そんなに大きな変化はないと思っております。行政をしていくにはどのくらいの経費が必要かということですので、そんなに大きく変化はないわけでございますが、基準財政収入額の方は只今申し上げましたように、この法人税によっては本当に大きく左右するということでございます。昨年見込んだ収入額、町税でございますが975,000,000円ほどを見込んで、この交付税の算定の基礎数値としたわけでございますが、実際には1,170,000,000ほどあったということで、実質この分が減収になってきたというこんな状況でございますのでお願いをしたいと思います。

平沢議員

ここでこの地方交付税の見積もりについて申し述べておるのは、先程申したとおりの前年比3.9%の削減ということでございましたが、私はこの当町ではこの永続的な事業が続いておるわけでございますので、この計画策定段階からやはり実践まで一貫したこの住民合意の形成が重要であると思っておりますのでここで述べさせていただいております。前年度決算状況からこの単年度の税収増に伴う一般財源増分は昨年前半期におきましては基金積み立てを行って、この健全運営に努めたことは、これは高く評価するところでございます。財政健全化に向けた取り組みでそれぞれの指標が基準を下回っている、先ほど総務課長申したとおりの、実質公債費比率も当町17%、これは県は14%、それから将来負担利率も長野県市町村平均をこれも大きく上回っております。県平均よりこの財政状況は悪化しているがこの点についての認識と改善に向けた取り組みはどのように考えているのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

町長

それぞれのまあ財政健全化法に基づく指標についても、指導数値基準よりは下回っておるというものの、実質公債費比率ひとつ取りましても17%、これは18%を超える少しまあブレーキがかかってきて25%に至りますと強力な行政指導が入るというようなことで、思うような事業ができなくなるひとつの、従ってあのそれぞれ数値は範疇に収まっておるとはいえ、どうもこの予算編成時点からまだまだこの償還の負担というのが町はここ数年増えていくという途上でございますので、常にそのことを念頭に置きながら警戒をしながら、厳しくともこれは何としても一部また繰り上げ償還を含めた弾力的な運用も含めて今後も対応していくと、こういう形で現在臨んでおるところでございます。

平沢議員

それでは次に進めさせていただきます。新公会計制度の取り組みについてお伺いをいたします。新地方公会計制度導入が総務省自治財政局長から通知されていると理解しております。この目的は自治体が採用している官庁会計はこれは現金主義で単式簿記、

単年度主義であったわけでございます。この会計は与えられた予算をその年度内にきちんと使ったかを議会に報告することであったと認識しております。しかしこの自治体の決算状況はどのサービスにどのくらいのお金が使われたかはこれははっきり分かりますが、人件費や光熱費等の内訳がこれはすぐにはわからない。また資産や負債の現状もこれも正確に把握できない。そこでこの現在の資産や負債状況が把握できるように、またこの費用対効果これが求められておりますが、これが明確になるように官庁会計に加えて企業会計の手法を導入する公会計改革が只今進められております。これは基準モデルでいくのかこの総務相方式改定モデルでいくのか、これは町村では2010年、2010年度から導入となるというように書いてありましたが、この円滑な連続会計移行に向けた計画的な対応は考えているのか、この点町長の所信をお伺いしたいと思います。

町長

まあお話のようにあの2010年からこれがスタートしていくということで、いろいろあの定期監査、決算審査の折にもいろいろとあの監査委員さんからもそうした意見交換いただいておりますけれども、まだ具体的にあのこれだというふうに決めて掛かっておりません。今後もう1年有余、2年自近くあるものですから、慎重にひとつ対応していくように、当然のことながらこれは導入の方向でいかざるを得ないという考え方でございますので、検討期間を設けて慎重に検討してまいりたいと思います。

平沢議員

只今答弁いただきました。まあまだ決めてかかっていない、検討中であるという答弁でございますが、ちょっとあのいろいろ資料を見ても、これもこれどちらもメリットもデメリットもたくさんあります。この一般的なイメージでいきますとこの総務省が推奨しているからといった理由だけで選択するようなきらいもあると思いますが、まあそうしたことのないように、はっきりこれから検討中でありますので、飯島版の構成について職員に対する研修、これを今から計画的に私は実施すべきだと考えておりますが、この点はどうにお考えでおりますか。

議長

只今の発言につきまして平沢議員に申し上げますが、通告された範囲の若干超えている面もありますので、この中身と新地方公会計制度の中身に入っておりますので、この質問要旨と関連した中でのご質問を簡明に行っていただけたらと思いますのでお願いいたします。

副町長

只今ご質問のありましたいわゆるあの複式簿記に市町村の会計も移行するという大きな変革でございます。まあいきなりその年からやれということも非常に困難かと思っておりますので、今現在は財政係の段階で県、国等からの情報の中でどういう方法がいいのかということで検討しておる最中でありまして、方向が出たところで職員に当然研修をしながら、それから会計方式の変更のための諸手続きを進めていくということで考えてまいりたいと思いますのでお願いします。

平沢議員

当初まあ取り組みについてというお伺いでしたが、ちょっとあの内容的なものが複雑でありましたので、質問をいたしました。

次に使用料手数料の適正化についてお伺いいたします。この使用料手数料及び分担金負担金については対象事務の見直しを図り、住民負担の公平確保の観点と受益者負担の原則にのっとり、関係事務費の動向に即応して常に見直しが必要だと思われませんが、この適正化については只今検討をしているものがあればお伺いしたいと思います。

町長

この町のいろんな使用料手数料の適正化ということでございますが、お話がございましたように、この使用料手数料はいわゆるこの特定のサービスを受ける方だけが利益を

受けるという一つの観点の上に立って、その受益の範囲内で支払っていただく対価であると、こういう趣旨で徴収をしておるものでございます。町の徴収条例に基づいて各項目ごとに細かく設定をしてあるわけでございます。で当然のことながらこれはあの、この料金設定は利用する方とそうでない方の負担の公平が保たれなければならないということでございます。各種の施設やサービスの利用対価は極力まあ負担の軽減を図って、利用者の理解が得られる料金設定であることが求められるということですが、その一方でまあ財政状況厳しい折りでもございますし、かつて数年前には町はふるさとづくり計画の中で全面的なこの使用料手数料の見直しというものを大々的に実施をいたしまして、それに沿って現在のものが設定をされておるわけでございます。ただこれがあの常に見直しと言いましても毎年こう料金、使用料徴収の額を変えるというわけにはなかなかまいりませんし、これまでも十分検討をして受益者負担という一つの観点的なかで、いろいろとまあ審議をいただいて決定したという経過がございますので、新年度に向けての主なこの部分での料金改定ということは今考えておりませんけれども、あと1、2年この議論の中では次の行財政改革とも関連したこの辺の見直しというものもひとつ当然検討課題に挙げていかなきゃならないと思っておりますので、そのような方向で今後ともひとつの検討課題としてとらえてまいりたいというふうに考えております。

平沢議員

徴収条例にのっとりまあやることでありますから一概にそういうあれではありませんけれども、私はこの各施設ともこの使用料収入は少なくとも町の管理下にありますから、この維持管理費は一樣にかかります。これが一般財源を圧迫することとなります。これはそれを打開するにはこの使用料を上げるか利用度を高めることであります。これらの公共施設の使用料を適正な額に改正する、このご意志は今のところ検討中ということでございますが、まあ町民により多く利用してもらって利用度を高める方策、まあこのようなことも参考に考えていってもらいたいと思います。ということはこの施設の中にはかなり老朽化しているものもございます。まあB&Gのような20年のよう立っているもの、かなり破損も進んでいることもお聞きしておりますが、この施設利用者の負担も大変とお聞きしておりますけれども、あえて申し上げましたのは、この問題については早い時期の再考が必要だということをお聞きしておきます。これは答弁はけっこうです。

それでは次に公共工事コスト縮減に対する取り組みについてお伺いをいたします。この公共工事についてはその執行をめぐり、最近の状況や厳しい財政事情等を背景として、実施方法や経済効果等についてさまざまな指摘がされております。この現下の厳しい財政事情の下、この限られた財源を有効に活用して不十分な社会資本整備を着実に進め、この本格的な高齢化社会の到来に備えるためには早急に有効な諸施策を実施して、このコスト縮減を推進していくことが必要と考えますが、この点については町長はどのようなお考えをお持ちでしょうか。

町長

この公共工事のコスト縮減ということにつきましては、国の指導もいろいろあるわけでございますけれども、国の方ではこの公共工事コスト縮減策に関する新行動計画というものを策定して、国自体の工事等については取り組んでおるわけでございますけれども、この地方公共団体での発注する公共工事、これは公共工事全体に占める割合が非常に大きいことから、やはり国と同様にこれも推進するようという指針の中でうたわれてきております。当然のことながらこの事業費の極力まあ削減という観点の中では、このコストの縮減は当然まあ必要なことでありまして、積極的に進んでいかなければなら

いということで、まあ設計上の問題、現場管理の問題、常にそうした姿勢でやっておるわけでございます。でまたこの公共工事のコスト縮減にもいろいろ中身があるわけでございます、直接的なこの工事のコスト低減、それから時間的なまあひとつの効率よくやることよっての削減、それから成果品の品質にかかわるまあライフサイクルコストというふうに呼ばれているわけでございますが、これら削減、さらに効率性を上げていくようなさまざまなコスト削減があるわけでございます。で実態としてまだ市町村ではほとんどこうした国の指針指導受けての取り組みがなされていません。全体的なまあ一つの設計上の中でできるだけ華美にならないような形の中での縮減は取り組んでおりますけれども、今後のまあ国の行動指針をもとにして、常により良いものを安価に安くという理念はやっていかなきゃ、そういうことで心がけていかなきゃならないということでございますので、今後の一つの検討課題というふうにいま準備をしておるところでございます。

平沢議員 今申したこの公共工事コスト縮減に対する取り組み、それから只今いま町長申したコスト構造改革この取り組みについては、まあこれも言うとおりそれぞれ総務事務次官通知に基づいて一層のコスト縮減に取り組み、縮減率の公表について、まあ公表しろということが定められておりますので、この縮減率の公表についてどのようなお考えでおられるかをお伺いしたかったわけでございますけれど。

町長 今後こうしたことに取り組んでいく段階では当然まあこう公表もひとつの選択肢として公表していくべきであるというふうを考えております。

平沢議員 この行動指針の実施状況これについて各地方公共団体はそれぞれの行動計画の実施状況について、まあホローアップ、追跡調査っていうかこれを実施するように見直されておると思いますので、経済構造改革を進める努力も併せてお願いをしたいと思います。

次に財政を比較分析することによって長期財政計画を樹立することについてを質問をしております。地方財政は年々苦しくなっているのは私が今さら申し上げるわけでもございません。この国の三位一体改革は期待に反し、地方交付税も減額を続けて、それから毎年苦しい経営を続けておるのが現実でございます。財政が好転が期待できない中であって人件費をいじり、使用料の増を図っても根本的にはこれは解決策にはならないと思います。本町の財政を監査委員の課題提起を参照にしながら分析することによって何が問題であるか、それから課題は何か、ここらをも究明して長期の財政計画を樹立すべきではないかと考えますが、町長はいかがお考えでしょうか。

町長 2点目のご質問でありますこの財政分析による財政計画に基づいた長期財政計画の早期樹立ということに関してのご質問でございます。この長期財政計画は二つの視点で作成をする必要があるというふうに思っております。ひとつにはこの事業を実施する財源をどう保障するかということ、もう一つはいかにこの健全な財政運営を行うかという視点でございます。いくらまあ事業の財源を確保できたといたしましても、それが原因で財政運営が健全でなくなるとすれば、これは新たな事業の財源確保ができなくなるということにもなります。住民の期待に沿えないばかりか将来に不安を募るという事態にもなりかねないからでございます。町ではいままでもこれからもこれら二つの大きな視点で財政計画を策定をしておるわけでございます。この財源保障としての財政計画、ひとつには実施計画策定時3カ年、あるいは一部5年の一つの方向づけをしておりますけれども、歳入見通しと併せて毎年策定をしておるわけでございます。でこの実施計画

をさらにそれぞれの年度の国の財源状況等も勘案しながら、新年度の予算編成時においてさらに精査して組み込んでいくという形になります。で歳入面では景気動向や国の財政計画など大変まあ変動しうる要素がございますので、なかなか中見通しが難しいわけで、ぎりぎりにならないとこれがまあ決まっていけないということもございますけれども、国のこの地方財政計画それから町独自の起債の計画や基金運用というようなことを含めた全体的な一つの財政計画ということで考えておるわけでございます。でもう一つの視点でありますこの健全化に関する計画につきましては財政健全化計画というのがございまして、これは平成19年度から23年度にわたる起債の償還を軸とした健全計画でございまして、負債管理の適正化を図ることを中心にして、特にこの内部の経費の削減に手段を求めこの財政指標の向上型の計画というふうになっておりまして、この計画も国や県の機関を交えて毎年評価を行いまして、目標として定めた財政指標の達成状況を検証をいたしておるわけでございます。町の財政計画の中に映し出していくこの課題としては、自主財源の安定的な確保、それから負債の少しでも低減、資金力、まあこれは基金にもなるわけでございますけれども、これを増蓄していくという内容でもってやっております。まあいずれもこれはあの急速に解決できるというような問題でもございませぬけれども、着実なこの実行を伴うことによって初めて成果が将来に表れて健全財政が維持されるという観点に立っておりますので、今後ともそうした中期計画、特にまあ3年5年の見通しの中での実施計画を中心にして取り組んでいくということございまして、まあ飯島町は早くからこうした手法に着手をしておりまして、他の町村に比べてシビアに先進的にまあ取り組んでおるというふうにしておるところでございますのでご理解いただきたいと思っております。

平沢議員 長期の財政計画これはやはり今の言うこれから求められるこの負債管理の健全化計画、これが一番重要だと思っておりますのでまあ慎重をお願いをしたいと思います。ちょっと時間も押しておりますので、もう1点平成18年の2月に総務省から団体間で比較可能な財政状況の開示手法が示されたと思っております。この地方財政の状況が極めて厳しい中で、住民の方の理解を得て財政の健全化を一層進めていくには、この職員と町内の有権者によって構成される委員会を立ち上げて、総合計画の中に財政を他団体と比較分析して長期財政計画を樹立することについて、これについての提案を申し上げたいと思うのは、23年から始まるこの長期総合計画、これに基づいて今からこの総合計画の中に財政を主たるものとしたこの委員会を立ち上げる、これについてはいかがお考えでしょうか。

町長 現在進めておるこの財政計画に基づいた行財政運営、それから将来を見越したこの行財政運営、当然のことながらこれはあのいろんな国の計画、県の計画との指導もありながら、やはりあの似たくらいの規模まあ類似団体、類団というふうに呼んでおりますけれども、これとの比較によっていろんな分析をするというのが全国的に行われて、そうしたあの資料が出来ておるわけでございます。従ってあのまあ夕張市に代表されるような、ああいう形も全国の同じくらいの規模と内容、行政水準によって比較してどうこうというようなことも盛んにまあ論じられておるわけございまして、当然あの全国の中に飯島と同じような規模と似たような行政運営の内容との市町村も多いわけございまして、常にそうした比較をして飯島町の姿を見つめつつまあ運営しておると、これが基本になっておるわけでございます。でまあそうしたことの財政運営を委員会を設けてどうのこうのというようなお話もございましたけれども、これはあの委員会というよりも私

どもが内部的によく分析をして将来見通しを立てて、そして国や県の一つの指標ともまあ合致していかないと、これは外れたことはなかなかできませんので、一応努力の中でそのことをクリアしていくという考え方でおりますので、審議会等を立ち上げていくという考えは今持っておりません。

平沢議員

それでは最後になりますけれど、この次年度に向けてはさらに厳しい財政環境下にあることを踏まえて、この予算執行については慎重に対応しなければならないと思っております。この財政健全化を重視すればこれは借金を抑えなければなりません、この一方景気が後退色を強め地域経済も急速に悪化しているこの現状では、これは一定の財政出動も欠かせないものではないかと思っております。やはりこの選択と集中によりこの事業を厳選して重点的に財源を配分する、まあこの飯島町においては多くの課題が山積する中で最優先すべき課題は何であるのか、今この町長リーダーシップが本当に問われている時期だと私は思っております。持続発展可能な飯島町の未来のためにこのより効果の高い予算編成の決意をお聞きして質問を終わります。

町長

新年度の予算編成に向けて今作業を進めておるわけでございます。この近々の状況非常にまあ厳しくて、本当に予算がまとめられるのかどうかという不安すら感じておりますけれども、今大詰めを迎えております国の予算編成方針、税制の問題等も含めて年末年始的確なこの見通しの中で、やはりお話のありましたように継続的な重要な課題もございます。かといって健全財政は維持していかなければならないと、また近隣するいろんなこの行政課題も加わってまいります。的確に判断をしてあくまでも貴重な財源を有効的に予算付けをして選択をし、そこに集中をしていくということを繰り返し申し上げましてお答えとさせていただきます。

平沢議員

質問を終わります。

議長

5番 三浦寿美子 議員

5番

三浦議員

それでは通告に従いまして一般質問を行います。最初に看護、医療、福祉施策について質問をいたします。介護保険事業計画の第4期の見直し作業が行われている最中だと思います。制度発足当初の目的である介護の社会化、介護者の負担軽減につながるよう取り組みを望むものです。さて今回の見直しで大きく変わるのはどのようなことか、それによる影響をどうとらえているのかお聞きをしたいと思います。

町長

それでは三浦議員の質問にお答えをしてみたいです。大きく介護、医療、福祉全体につきまして、特に第4期を迎えようとしておりますこの介護保険制度、この介護保険計画の見直しで大きく変わる点があるのかというようなことでございますが、この介護保険事業ご承知のように本年度までの第3期、これが21年度から新たに第4期目に移行をしてみたいですが、平成12年度にスタートをした介護保険制度は制度導入当初から第3期の平成18年度からの制度の見直しが位置付けられておりましたので、介護予防に伴うこのサービスの見直しと地域包括支援センターの創設等のこの制度の改正が行われ、ここで3年経過したということでございますので、今のところ次の第4次に向けての大きなこの制度改革は特別にはないというふうに思っております。で国での新たな経済対策として生活安心確保対策ということの中で、介護従事者の処遇改善と人材確保等のために平成21年度からの介護報酬を3%アップする改定をするということが検討

をされておまして、一定期間国の負担によりまして介護保険料の急激な上昇の抑制策がとられるということになるわけでございますけれども、これによってどの程度の保険料に各市町村の影響があるかという事はちょっとまだ試算が出来ておりません。で施設整備計画の中では上伊那圏域においても特にまあ特別養護老人ホームへの入所待機者が増加をしておりますことから、入所者増の対策を反映した介護保険計画というものがいま検討されておまして、出来るだけ待機者減を図ることが今検討をされておるということでございます。以上であります。

三浦議員

介護労働者が減少をしています。求人が退職に追い付かないそうした状況が生まれております。特に1、2年で辞める方が多いということは、理由の1番が給料が少ないということだそうです。で政府もそれを認めたために今回の介護報酬の見直し3%をアップするということになったというふうに解釈をしております。しかし2期と3期の見直しで併せて介護報酬は約5%引き下げられております。3%アップでは経営を立て直すのに精いっぱいではないかとか、人件費まで回るのかという危惧をしているということもお話に聞いております。人材の確保に結び付けるには5%に戻す必要がある、このようなことも感じるわけです。また介護型の療養病床を削減するというのを2011年までに削減するというので、2011年までに廃止をするという方向が出ております。すでに療養病床の削減によって対応を余儀なくされているところした人も実際におるわけです。今後介護を取り巻く環境は大きく変わってきて、高齢化がさらに進み中、今でも老々介護の問題が深刻な中でますます大変な事態が生まれてくる、こういう問題として認識をしておいでになるかどうかをお聞きをしたいと思います。

町長

それぞれのまあ介護保険を適用をしておる施設、飯島町の場合では石楠花苑がございまして、それから伊南の福祉会、観成園を中心にしたこの施設、それから上伊那全体では上伊那福祉協会の運営する各施設、なかなかこれはあの運営状況が大変でございます。一時的にまあ介護単価の切り下げ、介護報酬の切り下げということで、本当に大変な運営が今なされておるわけでございますけれども、一部まあ21年度からの見直しではありますけれども3%復元をして、その1面であるこの人材確保という問題がやっぱり各施設もなかなか大変でございますので、安心してその介護を受けられる1つの体制づくりということの中で人材確保まで、こうしたことがまあ一つの改善につながっておるということでございます。まあ5%にするか3%でいくのか、いろいろ議論のあるところでございますけれども、これはまあひとつの国の基準報酬の枠の中で決められることでございますので、先般全国町村長大会もございました。地域医療の確保とともにこの介護事業従事者、事業者へのこの手厚い財源措置というものも一様にして強く声をして要望をしてきたところでございますけれども、そういうまあひとつの認識でもって是非財源手立てをお願いしたいということを常に思って要望しております。

三浦議員

療養病床の削減により在宅介護の介護の方が介護が増えるということは間違いないというふうに認識をしております。現状の介護にかかわる事業所また施設でカバーできるような状況にないというふうに思っております。在宅介護を余儀なくされ介護、医療の難民が生まれるのではないかというふうな危惧もいたします。またさらには介護者の肉体的精神的な負担が1層重くなるのではないかというふうに心配をするところです。是非住民の皆さんの立場に立って安心できる介護保険事業計画が立てられようにご努力をお願いしたいと思います。また只今も町長から全国町村長大会でも国に対して求めてお

るというふうに言われましたけれども、国庫補助を増やすよう強く運動をしていただきたいと思ひます。

次に妊婦健診の公費負担を4回から14回に拡大する考えはないかお聞きをしたいと思ひます。妊婦健診にかかる費用は若者の世帯の家計に大きな負担としてのしかかっております。喜ばしいことである妊娠が重荷にあつてしまうような社会状況でございます。経済的にも精神的にも良い環境で安心して出産の準備ができるよう公費負担を5回から14回に拡大する考えはないかお聞きをしたいと思ひます。

町 長 この妊婦健診の公費負担、現在の5回から14回に拡大するという問題でございます。国ではまあ母子保健法に基づきまして、妊婦健診は出産までに合計14回程度のこの受診が必要というふうにされております。今年度から飯島町でも妊婦健診の公費負担をかつての2回から5回に拡大してきたということでございます。でこの10月の30日、政府与党は生活対策の中で14回をすべてまあ無料化する方針が打ち出されてまいりました。現在の地方財政措置で14回に足りないこの9回分を国が2分の1、市町村2分の1と、この負担でもって国庫補助事業を立ち上げるべくこの1月の通常国会に法案を提出するという今準備をされておるといふふうに承知をいたしております。市町村分はこの地方財政措置が講じられる見込みであるといふふうにも報じられてはおりますが、正式通知はまだ来ておりませんし、いまだ説明会も開かれておりません。全容はまだ十分報道の限りの承知しかしておらないわけでございます。まあそうした状況ではありますけれども、この委託先である県の医師会と県の市長会が今調整に入ってその事前検討を進めていただいておりますといふふうにも聞いておまして、でそのように全貌国から正式に示されておられませんけれども、やはりこれからの国や地方を担うこの安心して出産のできる施策としてこれはぜひ私もお願いしたいといふふうに思っておりますので、安心して出産子育てができるこの飯島であることを願ひながら、国の施策制度に準じて新年度からその方向で準備をしてまいりたいといふふうに考えております。

三浦議員 是非14回になりますように取り組みをお願いしたいと思ひます。次に子育て世帯の経済負担を軽減するため乳幼児医療費の窓口の無料化を取り入れる、そうした努力をすべきではないかということでお聞きをしたいと思ひますがいかがでしょうか。

町 長 この件につきましては再三まあ三浦議員からもご質問をいただいておりますが、平成15年の7月から福祉医療費の給付につきましては、一部負担金に対する受益者負担300円を差し引いた額が給付をされておまして、ご承知のとおりでございます。で窓口無料化の問題はこの受益者負担を廃止することによりまして、受益と負担の関係を見直した制度検討委員会の提言に反してしまうということになります。従つて昨年度、長野県福祉医療費の給付事業検討会が何回か開催をされまして、給付方式の見直しの検討も行われました。現在の福祉医療制度における自動給付方式につきましては、見直しはまあ行わないといふふうにされております。その理由といたしましてはこの窓口無料化は国民健康保険国庫負担金の減額になってしまうということが現実問題としてあるわけで、なかなかまあ難しい問題であるわけでございます。またあの社会保険に加入しておる被保険者、この方には保険者が定める付加給付制度というのがそれぞれあるわけございまして、この給付の対象となりますとこの福祉医療費の給付と重複することになってしまうと、従つてこの重複を避けるためにもこの社会保険加入者には

窓口無料化は適用できないということになってしまいます。したがって保険により差別が生じるということになりますので、差別をせずにこの無料化を行う場合には、町は重複受領分の返還を後日対象者に求めるということになります。従つて、受益者には余分なこのまた負担がかかって増えてしまうということになりますので、医療費の一部負担金の支払いが困難な場合は是非まあ貸付制度がございますのでご相談をいただきたいということございまして、町も現行の制度を維持していくといふふうに考えております。

三浦議員

なかなか長野県では難しいというお話かなといふふうに今受け止めました。前知事時には窓口無料化の方針が出されまして、県議会で否決をされたということがありました。その時に実現可能だったということが明らかだといふふうに私は受け止めております。すでに全国では36都府県が窓口の無料化を実施しております。長野県はその中では遅れていると取り組みが遅れているという県です。今こそ実現に向けて県に働きかける、またあのこの制度、全国47都道府県の中で乳幼児の医療制度というのは、全47都道府県実施をしております。当然こうした重要な制度ということでもありますので、国に対して国の制度として実施をするように強く働きかける必要があるのではないかと、いふふう、いまの町長の答弁を聞きながらも強くそのことを感じたわけですからその点についていかがでしょうか。

町 長

まあこのことは法制化するかどうかの問題についてはちょっとまたあの意見の分かれることかと思ひますけれども、現実問題として長野県は1本化してこうしたい取り組みでやっております。不公平感のないような形でやっておりますと、どうしても各保険者間とのその本人との穴埋めができないという現実問題がございますので、趣旨はまあいろいろあの理解できないこともないわけでございますけれども、町としてはこの長野県の考え方に沿つていかざるを得ないといふことでございます。

三浦議員

次に全国町村長大会で後期高齢者医療制度への批判が出ておるといふふうに報道もされております。でこの制度が施行後にすぐからぶれているということへの批判、それから自治体にも負担がかかっていると、きちんとした方向を出してほしいといふような内容の意見だったといふふうに承知をしております。それとはまた別に、いままでも言ってきましたけれども、参議院ではすでに廃止法案が可決をされております。まあ町としてどちらの方向を目指すべきかと、何度も聞いてうるさいと思われるかもしれませんが、世の中の情勢変わつておましてし、見直すということもいろいろ出てきているわけですので、その点についての考えをお聞きをしたいと思ひます。

町 長

まあこの今年度から始まりました後期高齢者医療制度、いろいろとまああの議論のあるところではあるかと思ひますが、ここにあの去る11月の26日に開催をされました今お話の、先程の関連もございましてけれども、全国町村長大会における新年度予算に向けての要望というものは40項目にわたつて掲げられております。後ほどまたご覧をいただきたいと思ひます。また一部町の広報等でもこうしたことまた毎年掲載をさせてひとつの共通の認識としてお願いしていきたいといふことで予定をしておりますけれども、その中にあるあの医療保険制度のこの一本化の実現等ということの中で、今言うこの後期高齢者医療のひとつの取り組みの要請が出ておるわけでありまして。あの決して制度そのものを廃止してといふようなこの話は、県の大会の段階でも国の段階でも出ておりません。ただあの当初あまりにもこの短兵急な取り組みであったために、なかなかこの説明責任が果たせなくて、誤解を招いておるといふようなことと、そしてあの、なべてこの年金

天引きというようなことがあったために、ご都合の悪い方も中にはあって非常にあのそのことが問題であるというようなこともあったかと思ひまして、でそのことはまあ一部改善をされて、もう既に実施をされておるわけでありまして、今後ともあのこれは事業者は長野県の広域連合が取り組んでおりますので、十分各市町村とのパイプを太くして円滑なこの運営をしていくべきだということは、まあ一様に言われておるわけでございますので、町といたしましても今後とも窓口対応や説明責任というものは十分に、この制度が定着していくように理解を求めていきたいというふうに考えておるところでございます。

三浦議員

私はこの後期高齢者医療制度は国の医療費負担を減らすための高齢者を切り捨てる政策、差別の政策だというふうに思っておりますし、そのことに対する社会的な批判を今浴びているのだというふうに解釈しております。このことは町長の見解とは違うと思ひますが、私はこのことが周知の事実だというふうに思っております。住民の立場に立つなら私は反対の姿勢を町長はとるべきではないかというふうに思ひますのでそのことを言っておきます。

次に昭和伊南総合病院を守るための取り組みについて質問をいたします。昭和伊南総合病院の住民説明会がありました、町長は病院側の説明が今後の方向として十分成り立っていくというふうに考えているのかどうかお聞きをしたいと思います。

町長

地域医療、とりわけ身近なこの昭和伊南総合病院の運営実態については、大変まあ地域の住民の皆さん方にご心配をおかけしておるわけでございます。大変厳しい状況にあるということももう常にいろんな場面で接していただいておりますが、具体的にこの病院の現状等の住民説明会、これが飯島の場合は10月の16日に開催をされました。病院側から直接まあ責任者が出向いて、今後の病院の目指す方向性というものが話されました。その時点ではそのこの窮状を承知をさせていただくというその方向性についてはまあ理解はいただいていたというふうに思っております。まあそのための説明会でございますので。ただこれがあの問題解決になるとかということでは決してございませんけれども、同時に今、再建プランというものを、健全化に向けた再生プランというものを専門的な立場を入れ、それからまた病院内部のこのスタッフを入れ、そして医師も含めて、われわれのまた伊南行政組合議会も含めて、いろいろとあの検討をして、ひとつのこの方向づけがおおむねまあ示されてまいったというふうに聞いております。近くの伊南行政組合議会でその全体像をまずお知らせして理解を得ていくということでございますし、また再三申し上げておりますように、町の議会の方にも25日でございます全員協議会をお願いをして、その詳細をご報告を申し上げる、ただこれはあの報告で終わるというものでは決してございませんので、その後の対応が大変厳しいということになってまいりますけれども、具体的にその報告を受けた段階でまた今後取り組んでいくということでございます。でまあこうした説明会を経て果たして病院経営が成り立っていくのかどうかということ、まあお話があるわけでありまして、この成り立つかどうかということ、やはりこれはあの地域が育てた基幹病院の総合病院でございますので、みんなで関係者まあ知恵を絞って地域の皆さん方のご理解とご協力をいただいて、何としてもこれは維持して持続可能な方向づけをして、成り立たせていかなければならないというこういう決意の下で取り組んでおるわけでございますので、この場面場面では大変まあいろんな議論がありますけれども、ひとつそれを乗り越

えて一致協力して支えていっていただきたいということを是非お願いしたいと思っております。

三浦議員

只今町長からは住民の皆さんには窮状を理解されたというふうに思っているというふうにお聞きをいたしました。いろいろな立場の方から声が聞こえてくるわけですが、まああの説明で説明会で心配していたことや不安などに対して納得したという意見は聞いておりません。そういう点で町としてはそんな意見などを把握していないのかどうかお聞きをしたいと思います。

町長

この1回だけの説明で、はいわかりましたもう十分理解したので次のステップを、つというふうななかなかいかないと思ひます。これはあのそれぞれの立場でいろいろ思うことも違うわけでございますけれども、まあ全体的にそうした意見を今後まあお聞きしましてですね、いろいろあのワークショップ的なことも重ねていかなければならないだろうし、また専門家のアドバイスもまた財政負担の問題も当然まあ関わってくるといういろんなこのことが想定されます。ちょっとまだあの具体的にそうした方向づけが示されておられませんので、今日のところは何とも申し上げられませんが、いずれにいたしましてもこの現実には変わらないわけでございますから、ひとつ機会を重ねることによって理解をいただいて、そして協力いただきたいという姿勢で今後とも臨んでまいりたいというふうに思っておりますのでよろしくお願ひ申し上げます。

三浦議員

私はこの苦境の背景には医療制度の改悪があるというふうに考えております。公立病院改革ガイドラインでは改革プランを策定することを求めており、採算の合わない病院を縮小、廃止する方向で進んでおります。村井知事は県立病院の阿南病院や木曾病院を独立行政法人化することを表明しておりますけれども、これは病院の縮小、廃止につながることは明らかです。公立病院の赤字の主な原因は国の医療制度の改悪にあります。診療報酬も病床当たりの交付税も引き下げられ続けています。このような国の方針でいけば昭和伊南総合病院も大変危機的な状況に陥ります。実際に今も大変な状況です。昭和伊南総合病院を守るためには、根本にある公立病院の削減を盛り込んだ医療制度そのものを本来の自治体病院として、地域を担えるように改善を求める以外に道はないというふうに私は考えますが、町長の考えをお聞きいたします。

町長

まああの全国的にこの地域医療が危機に陥っておるということの背景の中に、ひとつの国の制度としての研修医制度の変更がございました。このことはまあ事実であります。で、当昭和病院も信大との連携の中でなかなかこの若い研修医の先生方が都会へ流れてしまうと、この教材豊かな事例豊かな大病院の方へ中心に思考がいつてしまうということが大きな1つの原因であることは間違いございません。従ってこれを何とか制度的に復元をするというようなことは、もうあらゆる機会でお願ひ申し上げますし、同時にまたあの県が独立行政化法人に向けての5つの病院を転化していくというような方向も審議会方は出されましたけれども、この上伊那は辰野、伊那中央、それから昭和とこの総合病院3つあるわけでございますけれども、いずれもまあ各自自治体が共同で支えておる公立病院であります。従ってその財政負担だけでも県の県立病院とこの市町村立病院とも大きなこの同じ地域の両輪でありながら、このお金の面で論じますとそういう現実の問題があるわけでございますし、それから県内の中に大きな私立、私立、医療法人でございますけれども、もあって、普通ではまあこの各自自治体が財政負担をしていくというふうな状況にはないということで、まあこれもその地域の歴史の中で培ってきた形です

から何とも言えませんけれども、現実にはそういうことがあって、各区市町村の財政負担というものがやっぱり差がある、同時にあの県もそうでございますけれども、私立病院と違いまして公立病院というのはその営業レベルだけでは論じられない部分が非常に多くあるわけでありまして。地域の医療福祉ということの前提でどうしてもその黒字につながらない部分も、救命救急もそうでございますけれども、どうしても自治体病院としてのこの内容とはいうものは、黒地に繋がる、繋がらんは別にしても維持していかなくや、取り組んでいかなくやならんと、こういう要素がありますので、なお、そういうことが非常に厳しいわけでございますけれども、やはりこれはあの、かと言って他のすべて遠くの医療機関へ行くわけにもまいりません。従って今は第1次医療というこの個人の開業医の皆さんともご協力をいただいて、そしてまあそれぞれの住民の皆さん方も病状によってはその住み分けをしていただいて、初期的なものは個人医でお願いして必要に応じて紹介状によってそれぞれ搬送をしていただくと、救命救急もしかりでございます。そういうまあ宿命を背負っておりますので大変苦しいんですけど、是非ひとつみんなの手で支えてこれを維持していきたいという固い決意でございますのでよろしくお願ひしたいと思います。

三浦議員

この大変な特に公立病院というのが大変になっている背景には、やはり国の方針としての削減をしていくという、そうした方針があるということが根底にあるわけですので、是非住民と一緒にがんばるのであるならば、当面の問題ではなくやはり国に対してそうした制度を改めるように強く求めるべきではないでしょうか。昭和伊南総合病院を守るためには根本にあるやはりそうした医療制度の改善をする必要があります。町として是非、医療制度を改善するために住民の皆さんと一丸となって強く国に対して働きかけをする必要があると思います。そのためにも先ほど町長も住民とともにこうした説明会を開いたり、ワークショップや専門家も入ってというようないろいろな今後の取り組みについて、具体的にはなっていないが進めていくという方向だというふうに答弁されましたけれども、やはり頻繁に住民の説明会を開いて町民にもっとこの問題点を明らかにする必要はあるというふうに思います。そして日常の住民の皆さんの声をしっかり聞く、そうした仕組みをつくるべきではないかというふうに思いますので、先程の言われたような取り組みを具体的に是非、住民の皆さんと一丸となれるような取り組みで強めていただきたいというふうに思います。その点について町長の見解をお伺ひいたします。

町長

まああのその件につきましては、今の実態それから今後どういうふうにして再建、維持していくかということの新しい再建プランというのが当然出てまいりますので、病院当局もあらゆる機会を通じて汗を惜しまずに、ひとつお知らせしてご協力をいただきたいということの姿勢でおりますので、そのように努めてまいりたいというふうに思っております。

三浦議員

次に循環バスの運行について質問をいたします。来年4月から循環バスが本格運行をするにあたりまして、住民の皆さんの期待にこたえてしっかり準備をしなければならない、そのように思っているところです。福祉バスの運行時と現在の利用者の動向の違いについて説明をしているのでしょうか。また利用者の皆さんや運転手さんの生の声を聞いて新たな運行に備えているのかどうかお聞きをしたいと思います。

町長

循環バスの運行につきまして、この従来の福祉バス、それから現在の利用をいただいております循環バス、この違いの解明というお話でございますけれども、これはあの中

身を解明してという今段階ではもうございません。福祉バスを発展的に解消して、より対象者を広めて利便性を上げるという趣旨のもとに、今年の7月から新たな形で運行をしてきた内容でございますので、その違いを解明という一つの答えを出すということではないと思います。でこの福祉バスの運行につきましてはご承知のようにこの身体障害者、あるいは65歳以上の高齢者の方で自らの移動手段を持たない、また自分でバスに乗り降りできない方々、一般的な大きな運行バスに、そういう方を対象に町内における日常生活の買い物等のための交通確保手段として社会福祉協議会にお願いして運行をしております。で現在運行しておりますこの地域循環バスは、誰もがまあ利用できる交通手段として運行しておりますわけですが、利用者は子ども広場の開催日等において参加児童が学校から会場への移動に利用をする以外は、ほとんどがやはりこれは高齢者の方でございます。当初まあいろいろこの運行ルートの問題、時間帯の問題、停留所の問題、まあ試行錯誤を重ねておりましたが、今年の12月から最初の見直しをして大幅に改正をして、特にまあ昭和伊南病院までのこの路線というものを重点的に考えながら、その通院の便宜を利用するためにまあ中心に改正をして参って現在姿があるわけでございます。その後もいろいろとバスの大きさの問題や停留所の問題等も抜本的に改正して今の形になっておりますけれども、で昨年まあ12月この見直しをした後の乗っていただいております数等につきましては、現在まで7,500人の利用をいただいておりますが、この64%が病院線という形になっております。まあこうしたことを見ますと通院等に、以前はまあ電車あるいはタクシーを利用されていた皆さんが、次第にまあ循環バスの定着とともに利用をしていただいておりますというふうになって参りまして、約発足当初から倍くらいの方に乗って利用をいただけるようになったということでございますのでご報告を申し上げておきます。

三浦議員

まあ福祉バスから循環バスに代わりまして、今答弁されましたように、昭和病院行きの循環バスができたことによって本当に助かると、多くの方が利用されている皆さんがそんな声が返ってきて本当によかったなあというふうはその点については思っております。しかし町内を行き来するそうした利用をされている高齢者の今まで利用してきた方のお声ですと、なかなか利用しにくいというお声も聞いております。それで住民のグループや団体などが希望をすれば、その方々の意見や要望を聞きに町側からその場に出向いていただくことができるかどうかお聞きをしたいと思います。

町長

まあこれはあの、できるだけ住民の皆さんが利用しやすいようにということを考えていかなければならないことは、もう当然のことでございますけれども、で今年のこの12月のまあ変更、それからまた4月、この4月からに向けてのまたどういうふうに取り組むかというようなこと、いろいろまた乗っていただいた方、それから運転手を通じて声を聞かしていただいたこと、それから町には対策協議会ということがございますので、協議会のみなさんもいろんな場面の中で地域の皆さん方の声を聞いてきていただいております、アンケートも実施をいたしましたし、そうした声によって一応また4月から新しい運行計画に従ってやってまいります。基本的には七久保、本郷病院線は現行どおり定住路線としてまいりますし、それからこれをつなぐ東部と西部とのアクセスの路線でございますけれども、これは予約制いわゆるデマンド方式に切り替えてやっていきたいと、でその状況もまた見てまいりたいと思っておりますけれども、いわゆる実質的な効果が上がるような考え方ということでこれを採用することといたしました。で今後あの将来

ともこれで固定というわけにはなかなかまいりません。常にまたいろんな場面で声を聞いたりして反映してまいりたいと思いますけれども、毎月毎月これはあの運行計画を変更してというようなわけにはなかなかまいりません。いろいろバス停留所の問題や第一また陸運事務所等の許認可の問題もございますので、ひとつの定着をしていくためには数年かかるかと思えますけれども、できるだけ利便性の上がるようにということはやっております。でまあそれぞれのご意見を聞く場面もいろいろあるかと思えますけれども、従来のような考え方と同時にまた是非ひとつ直接町長に申し上げていただく町長への手紙もございます。ホット懇談もグループで来ていただければ十分でございます。また総務課が担当課でございますけれども、そこでのまた対応も十分可能でありますので、是非ひとつまた声を寄せていただきたいというふうに思っております。

三浦議員

是非そうした要望がありましたら町に出向くことが困難な方たちもおりますのでお出かけいただけるようなことも配慮をお願いしたいと思います。

次に農業問題について質問をいたします。政府の水田経営所得安定対策では米価下落の支援金に農家の経営規模による格差がついております。このような仕組みが町の農業にとって望ましいといえるのかどうかその点についての考えをお聞きしたいと思います。

町長

最後に農業問題についてこの政府の新しい水田経営の所得安定対策で、米価に絡んでのそれぞれの農家あるいは営農センターとの取り組みの問題かと思えます。平成19年度から国の農業政策は大変大きく変わりました。ご承知のとおりかと思えます。その背景といたしましてはひとつにはこの農業者の高齢化とともに急速なこの農家数の減少がございます。それから食糧の自給率の問題がございます。3番目にこのWTO、世界貿易機構の中でこの農業交渉がなかなか関税にかかって、暗礁に乗り上げてきた問題があって、まあそれらを総合してこの農業問題というのは非常にまあ難しい問題を抱えておることでございます。でこうした中でこの日本の農業というのが国際ルールの中でのこのどういふふうにもまあ位置付けて、安心安全な食糧生産につなげていくかということが今後のこれからの日本の農業を担う大変大きな課題であるというふうに認識をいたしておるわけでございまして、そうした中で国もまあ四苦八苦しながら、なんとかこの農業を守るという観点の中で、新しい施策がまあ次から次へと行っていくくらいここ数年間出てきております。それで今のご質問の具体的なこの仕組みにつきまして少しこの町の実態に合わせてこの仕組みを申し上げてご理解をいただきたいと思っておりますが、国は今まではすべての農家を対象にさまざまな支援をしてまいりました。今申し上げたように今後はこれを担い手を中心に支援をするという形に変わってまいりました。そうした背景の中でのさまざまな施策のうち、ご質問のこの水田経営所得の安定対策につきましては、一定規模以上の農業経営をする担い手農家あるいは農業の認定者について、これらにつきましては自らが制度に加入をして、この米価の下落に対する支援を受けられるということになっております。しかしそれ以外の農家、まあ兼業農家のほとんどがそれになってくるわけでありまして、暫定的に平成21年度まではこの稲作の構造改革促進交付金というものによって、10アール当たりでは4,000円を限度として補てんをする制度となってきておるわけでございます。で、このうち小規模農家であっても、集落営農組織を通じて実質的にこの担い手農家とほぼ同様なようなこの支援を受けられるという制度でもございます。従ってすでに一部の地区のこの農家では地区の担い手法人を通じて実質的な支援を受けられるという対応をしておるところでございますが、飯

島町はご承知のようにこの集落営農組織というものが他の地区に先じてまあ充実組織化されておるわけでございまして、この法人化された集落営農組織を通じてこの支援を受けるといふことに大変複雑なこの事務手続きが必要となりまして、特に農業現場に即した制度とは言いがたい状況にあるというふうに感じておるところでございます。飯島町のようにこの土地利用型の専業農家というものは大変少なく、大半が小規模な兼業農家である当町にとりましては、全国的な視線に立った農業政策上やむを得ない部分もあるというふうには思いますが、飯島町の農業や農村を守る観点からすれば先駆的に取り組んでおる部分に対して、国のこの制度のずれというものにはちょっと私もこれはおかしいなというふうには思っておりますけれども、むしろ町の取り組みの方が先行しておるというふうなことも考えながら、そうした観点の中で担い手も兼業農家も簡単な手続きで等しくこの支援を受けられるような制度となつてもらいたいということは望んでおるところでございます。従ってまあ今後いろいろと流動的な要素もございまして、今後も国や県に対して事務手続きの簡素化等によって、販売農家に対して支援を受けられるように制度の見直しの働き掛けを行ってまいりますが、当面する課題として現制度においても支援する農家は希望をする農家は米価の下落に対する収入減の減少に対する補てんが受けられる体制づくり、このことを営農センターを中心にして地区営農組合や担い手法人を通じて進めてまいりたいということでございますので、なかなかあのこうした方向には難しい部分があるかと思えますけれども、関係団体一丸となって取り組んでまいりたいとこのように考えております。

三浦議員

是非農業で成り立っている飯島町の農家の皆さんが、安心して規模の大きい小さいにかかわらず農業を一生懸命長くやっていけるような体制づくりをするためにも、国に対して力強く農政の転換を求めていただきたいというふうに思います。

以上で一般質問を終わります。

議長

ここで休憩をとります。再開時刻を午後3時25分といたします。休憩。

午後 3時10分 休憩

午後 3時25分 再開

議長

休憩を解き、会議を再開いたします。休憩前に引き続き一般質問を続けます。

4番 坂本紀子 議員

4番

坂本議員

それでは通告に従い一般質問を行います。次の中期総合計画案を作成するにあたり、町長は10年後の飯島町をどのように描いているのかという観点からお尋ねしたいと思います。まず平成18年から始めた協働のまちづくりについてであります。これは国から投げられた地方分権の波が協働のまちづくりとなり、わが町でも取り組むこととなりました。しかし長年にわたり町から住民へ行政サービスが行われてきたため、突然、行政とともに考え、自分たちでできることは自分たちでしてくださいと言われても、なぜと思われた方が多かったと思います。国全体の財政が厳しいからだけではなく、地方自治を考えるに私自身も住民自治が行われることがこれからのまちづくりには必要だと強く思っております。しかし長いこと行政から投げかけられた政策をそのまま受け手と

してきた住民にとって、意識を変えていくことは大変なことです。また職員にとってもやっつけてあげているという意識から、住民の声を聞きともに作っていかうとなるには時間がかかると思われます。この協働のまちづくりの意識はこの3年間の間に住民にそして職員に定着してきたと思われますか。その点をお答えください。

町 長

本日の最後の質問者であります坂本議員から、極めて大きく町長は10年後の姿をどう描くかという壮大な想いを前提に、極めて現実をとらえた身近な個々のご質問をいただきました。町の長期構想10年、中期総合計画5年のこの中・長期の展望に立ちまちづくりを進めておるところでございますが、ここ数年来の、特にまあ昨年からの今年にかけての政治的な面、あるいは経済的な面における世界的な規模でのこの激変は、これからこれら想像を絶するものでありまして、これがどのように今後変化をしていくのか、10年はおろか来年のこともまあ分からないというのが偽らざる私の心境ではございますけれども、努めて長期的な視野に立って行財政を進めていかなければならないという思いで担当をしておるわけでございます。そこでまあ最初のご質問でございます町の基本的なまちづくりの部分である協働のまちづくり、これの事業を取り組んでいくにはどうしても地域のリーダーが必要であるというその人材育成を含めて、どう振興をしておるかということのご質問でございます。協働のまちづくりを進めていくには住民と行政はよきパートナーとなることが大切でございます、お話のありますようにそのリーダーも当然必要であるというふうに考えております。地区ごとに組織化をしていただきました地域づくり委員会につきましても、それぞれの地区ごとの課題に取り組みながら、いろいろな活動が行われてきておりますし、また組織されておる方たちは地区ごとには違っておりますが、これらの活動を通じてのリーダーや人材も育てていくということを期待をしておるわけでございます。町としても活動への支援を今後とも継続してまいりますし、そしてこれからは住民一人ひとりが学ぶことや活動によって自らの手で解決をしながら、人間力を高めていくことがどうしても必要であるというふうに認識をいたしております。で町といたしましてはそのためにも現在も各講座の開設などによって支援をしておりますけれども、近い将来仮称ではありますが、この活動の拠点となります各地区にこの生涯学習センターの設置とも相まって、例えば環境保全や国際理解、また高齢化社会への対応、男女共同参画社会の形成などの現実的な現代のこの社会の諸課題の解決に向けて学習環境の整備、それからそうした学習への支援、そして人間力を高めるための体験活動、ボランティア活動の支援とともに、これらを支援するネットワークづくりの整備というものも行っていく予定でございますので、それぞれの立場におかれましても是非ひとつご協力をお願いしたいというふうに考えておるところでございます。

坂本議員

では具体的な中でお尋ねしたいと思えます。協働のまちづくりの政策の中で生まれた今言われました地域づくり委員会は、区長をトップに各耕地総代、区会議員、PTA会長、育成会、女性団体、議員等、充て職のような中からできた組織です。でまた、子ども広場、子ども見守り隊も各4地区へ協働のまちづくりの政策の中で出来上がった事業で、そのトップは区長です。あくまでも役場からの投げかけの中で、区長自らやりたいと臨んだわけではなく、3年たった中で4区の区長さんたちはとてもご苦労されていると思うわけです。耕地担当制度も活発に各区が職員を呼んで動かしているとは思えません。それぞれの事業をどのように評価していますか。地域づくり委員会、今言いました

町 長

子ども広場、子ども見守り隊、耕地担当制度についてお答えください。

個々の件につきまして、子ども広場の問題、子ども見守り隊のこの問題、それから地域づくり委員会あるいは耕地担当制と、このことでこの通告をいただきました内容によりますと、ほとんどこれが稼働してなくてうまくいっていないというふうに言われておりますけれども、少し反論も含めてお答えをしてみたいと思います。まあ今この取り上げられた内容については、いずれもこの発足をしてから数年というまあ日が浅いわけでありまして。なかなかこれがあの定着をしていくにはまだまだ相当の時間と、それぞれの立場でのご苦労が必要というふうには思っておるわけでございますが、すべてうまくいっていないということではございますが、まあ坂本議員自身もそれぞれのいろんな形で参画をいただいております立場だろうと思っておりますので、そのそうした視点でなくてですね、どうしたらこのうまくいくかということの是非ご提案もいただきたいというふうに思っております。先ず七久保の地区の子ども広場でございます。平成19年度から開設をいたしまして、町からわずかな金額ではありますが支援をしながら、今20人以上のサポーターの方に週一回開設ご協力をいただいております。2年目となりご協力をいただいている方も大変まあ疲れてきておると、これはお話の部分もあろうかと思っておりますけれども、地域のボランティア的な考え方で大変まあ生きがいを持って接していただいておりますということでございます、感謝をいたしておりますし、また新しいサポーターの方の発掘も検討をしてみたいと思っておりますけれども、大変まあ住民ニーズ、地域の方たちの期待の大きいニーズの多い事業でもございますので、他の地区も今含めて取り組みをお願いして、すでに立ち上がってきておりますが、今後ともぜひご協力をお願いしたいというふうに思っております。

それから子どもの見守り隊でございます。これもまあ学校やPTA、地域一体となって見守っていただくこの安心な地域づくりということの中で、募集をしたり、それから自ら進んでご協力いただいておりますという方達ばかりでございます。飯島、七久保両小学校で約140名以上、この方が見守り隊のメンバーとしてご活躍をいただいております。平成18年度からご活躍をいただいておりますということでございます、子どもの安心安全のために地域が一体にて取り組みをしていただいております、本当に感謝をしながら今特別な事故や事件等もなく、子ども達が通学通園しておりますのもこの方たちのご尽力に負うところが大きいというふうに感謝を申し上げます。それから次のこの地域づくり委員会でございます。協働のまちづくりを進めていく推進母体としてとらえた中で、それぞれ平成19年度に発足をいただきまして、これもまた2年目ということでございます。これはあのお話にもございましたけれども、この発足にあたりましては、行政からの決してこの押し付け的なことはしないというこの意見統一の中で進めて来ておる関係でございますが、なかなかあの末端のどこまでいきますとそうした、今までの行政とのかかわりのこの主観がございますので、全部が全部そうした理解をいただいております。区長さんをはじめ大変まあリーダー的な立場でございます、でこれもまあちょっと言葉は何でございますけれども、すべてうまくいっていないというふうにお話にもまあ言われておりますけれども、決してそうではないと、リーダーの皆さん方の取り組み、それからまたこの2年間の事業実績等いろんな新たな展開も含めて、大変一歩ずつではありますけれども定着をしてきておるということでございます、これは少し認

識違いのお話かなあというふうに思っておりますので、今後考えてみていただけたらというふうに思います。

それから最後に地区担当制でございます。これはまあ行政のひとつの自らの考え方発想で取り組んでおります。いろいろまあ各地区、区や耕地によってもまた捉える感度とございますか、も違いがあるかと思っておりますけれども、いずれしてもこの情報の提供や耕地、区の課題の調整、それからいろんな役員会ははじめ会議への出席、現地調査の立ち会いといったことも含めて、行政と地域町民の皆さんとが少しでもまあこの身近な存在として、そのパイプ役を果たすというこの開かれた行政として、まあ私の就任以来から取り組んでおる事業でございます、受け止め方に差はあるということもやはりあるかと思っておりますけれども、どうかそうした趣旨でございますので、今後とも行政とのつなぎ役を十分果たしてもらおうということの中でぜひ継続していきながら、地域としてもこれを積極的にご活用いただき、なんなりとまあひとつお申し付けいただき、職員もそのことによってやはりこの行政のみならず、地域全体の一員としての自覚、意識改革というものが生まれてくるということと大変まあ期待しておりますし、またそのとおりだろうというふうに思います。是非ひとつご活用いただきをお願いしたいというふうに思っております。以上でございます。

すべてを否定的にとらえているわけではないのですが、問題としてはその子ども見守り隊は、飯島の状態はちょっと私もよくわからないんですが、七久保の中で自分もこの見守り隊に入っているわけですが、なかなかあの夜型の生活なので朝のちょっと出るのには間に合わなかったりして、本当に時々しか協力できていないのも事実なので、あとはやはり継続的にやっていくには、放っておくとやっぱり減っていく傾向にあるというか、いつも同じ方が頑張っているというのとは事実でありまして、まああの本当にその頭が下がる思いですが、毎日子ども達が行く時間には道路に出られて言葉を投げて少ない会話ですけれどもしてしますので、すごくそれは子ども達にとってもいいことだというふうにご両親の方も言っているし、その見守り隊に属している方もあのまあ年配の方たちばかりですが、頑張っているというかまあそういう感じに思います。であの耕地担当制の中の問題は、もちろんその職員の方たちが耕地を知るうえで自分の属さない耕地のことをわかるっていうことは、広く言えば町全体のいろんな諸問題に対して、担当課を超えたとしても分かり合えるということでもいいことだと思うんですが、ただその現在職員の数が行財政改革の中で減っていますので、そういう部分の負担というか、どの程度その積極的にこちらというかあの住民も使うようにしたいですが、職員自身もその会議に出掛けて行かれることに負担を感じているかどうかということが、そこら辺をちょっとひとつ聞きたいことです。

あと地域づくり委員会は七久保の中では地域づくり委員会がひとつのいくつかの組織に別れておりますので、前回というか今年やりました地域づくり委員会の中で1つの事業として行った、千人塚の水中花火なんですけれども、これは委員の中に花火を上げたいというメンバーいまして、その方々が中心になり、いろいろ論議はあったのですが、委員会のメンバーを動かして七久保全戸に寄付をお願いし成功した事業となっております。でこの時は補助金も活用しました。でこれを見ますとあのやはりうまくいったという理由はどこにあるかと言いますと、やってみたっていうふうに思った人た

ちがこの事業をまとめ上げて、それに多くの人たちが協力したからすごく成功したと思っております。で協働のまちづくりっていうのはやはり町から住民に投げかけるだけではなくて、住民自身がやってみたくと思わなければうまくいかないと思うんですけども、そういう点は行政サイドとしてはどのように考えているのでしょうか。

2点についてお願いします。耕地担当制と今の最後の。

まああの耕地担当制もそれぞれの職員の個々の立場で担当する耕地あるいは区と、比較的まああの密に連携の中で溶けこんでパイプ役を果たしていただいている耕地もありますし、なかなかあの1年を通してほとんどもうないというようなことでもございます。これはまあそれぞれの地域の考え方でよろしいかとは思いますが、町がこの一つのパターンに沿ってこうしろあしろということはあまり言うてはおりませんし、あまりそうした形はよろしくないというふうに思っております。ひとつ是非この趣旨でありますこの行政とそれから地域とが身近に感じられるような、このルールを敷かれるようなその活動になんらかのお手伝いをということの趣旨でございますので、是非ひとつこれはあのそちらの地域側の地区の方で積極的なご活用をいただくということで、どうも押し掛ける的にこれが予定しないところで入り込んでいって気まずい思いをしてもっていう気持ちもあるとは思いますが、その辺はまあいろいろケースバイケースで難しい面もありますけれども、全体としては是非ひとつご活用いただきたいということでもございます。

それからいろんなあのまあ協働のまちづくりのこの地域づくり委員会、それから見守り隊、それから各イベントに触れて、町の職員の参画とも関連してどうかというようなことでもございます。もともとこの基本的な考え方は、町からいろんなイベントにしてもまちづくりの協働にしても、ひとつのノルマでああしてほしい、こうしていただきたいということを掲げてやっておるわけでは決してございません。是非ひとつそうした投げかけをしてボールを受けとめていただき、そしてこの地区にあった形でどう展開をしていくかと、それでそれが結果的に住民参加につながってどう効果が上がっていくということがひとつの狙いでございますので、目に見える形でもう成果の表れているところと、まだなかなかこの結果として出ないところとあって、それは当然かと思っておりますけれども、方向としてはそういうことでもございますので、これにあの町の職員が全部参画をしてというようなわけにはまいりませんなかなか。平日の業務、土日のいろんな業務もございまして、ただそうしたことに飛び込むことによってまた得られるいろんな成果、勉強にもなる部分が多いわけでございますから、努めて参画をするようにしてはございますけれども、やはりこれは自らの地域の、人間力というふうにはさき申し上げましたけれども、この発想と取り組みでやっていくことが決して押し付け的な形でなくて、将来に維持していくひとつの大きな元になるというふうに考えておるところでございます。

ではリーダーの育成ということについてお尋ねしたいと思います。先程も町長も育成ということで少しおっしゃいましたけれども、何か事業をするときそのリーダーはどういった方法で決めているのでしょうか。またこのリーダーの育成は町としてはどのように現在取り組んでいるのかお尋ねします。

またもう一つ町長サイドから町内外を問わず人材の発掘をするというようなことは、職員に対して常日頃から尋ねているのでしょうか。

坂本議員

町長

坂本議員

町 長

先程あの最初のご質問でも少し触れたつもりでありますけれども、やはりこの地域活動をしていく上にはみんなであら、この集まっているんなこの取り組みをしながら地域力を上げていくということが必要なわけでございますけれども、そこにはやっぱり中心のこの気概を持ったリーダーが必要であるということは当然かと思えます。これはどんな世界でもまあそういうわけでありまして、そのことがなかなかあの現実的には難しい面もあるわけでございますけれども、町といたしましてはこれはいろんなあの生涯づくりのまちづくりの学習の中でもそうしたテーマをとらえておりますし、それからそれに対する支援もまあしてあります。で今後につきましてもそうしたことはやはり重きを置いて考えていく必要があるというようなことなかから、中心的な生涯学習センターそれからまたそれに伴う各地域の公民館を中心にした充実のその活動の組織も今考えておりますので、そうしたことにまあ関連して是非ひとつ、町も支援するしまた地域自体も自ら考えていただいて、リーダーづくりというものを長い目で育てていただきたいというふうに期待をいたしております。当然まあそれに対して職員も一歩外へ出れば地域の人間である、住民の一人ということでございますので是非溶け込んで、場合によってはリーダーの役目も果たしてもらわなきゃならない立場の人もおおと思えますし、いまもいろんな青少年育成問題でもそうした立場でリーダーとして活躍してくれておる職員もおりますので、そういうことが非常にいいんではないかというふうに思っています。今後ともそうした方向で期待をしておりますし、また町の私どもの立場としても進めてまいりたいというふうに思っております。

議 長

坂本議員に申し上げます。ただ今の質問、最初の質問に重複する部分がありましたので、通告順に従って質問を進めていただきますようお願いいたします。

坂本議員

では次の、職員が減少する中ということで、職員が減少する中で施策は全体を見るに以前と大体同じに行われています。議会初日に配られた今年度の監査報告書は非常に分かりやすく丁寧な内容のものです。監査委員の方々にはご苦労さまでしたとお伝えしたいと思えます。各係ごとに職員数、嘱託及び臨時職員数が記入されていまして、係によっては仕事は順調に進んでいないところもあると思えます。報告書の中で自立のまちづくりの全町的な取り組みとともに、住民合意を前提に行政が行わなければならない事務事業の大胆な選別を英断されたいとあります。当町の財政の面から考えても政策の絞り込みが今後必要と私も思えます。その点はどのように考えていただけますか。

町 長

ご質問の中にもありますように、この行財政改革ふるさとづくり計画によって職員を絞りこんでいかなければならないという一つの方向づけと裏腹に、いろんなまあ事務事業が次から次へと増えてくるということはまあ事実でございます、先にまあ定めておりますこの行財政改革プラン、ふるさとづくり計画においても、できるだけまあ限られた人員の中で小さい行政と申しますかスリムな行政化を目指してということで、民にできるものは外に委ねて、まあこれも一つ指定管理者制度というようなこともその一環に含まれるわけでございますし、また完全外部委託というようなものもいろいろ進めてまいりましたけれども、結果としてなかなかいろんな経済状況、政治状況の中で事務が増えておるといことは、実際大変職員も苦勞してノルマが否応なしに増えておるといことは事実でございます。で今後ともまあそうした考え方で出来るだけその負担が軽くなって、本当にまあ行政、町が自ら処理する事務事業というものを絞り込んでというふうには思っておりますけれども、なかなか住民の皆さんあるいはまたそれぞれの団体と

坂本議員

の接点の中ではその整理が出来ないでおるのが実態でございますけれども、いずれにしてもそうした視点の中でまた次の改定をしていくべきこの行財政改革、第二次ふるさとづくり計画というようなものも次の長期構想に合わせて検討していかなきゃならない状況でございますので、総合的な観点からもう一度見直しをして、できるだけ行政本来の事業を中心に進めていくような方向で検討してまいりたいというふうに思っております。

ただ今言いました政策の絞込みということをする前に、行政評価ということがあるわけです。今度の中期総合計画を作るに当たり、庁内評価とまあそれとともに住民アンケートの結果をもとに計画を作ると伺いました。辰野町では平成17年度から行政評価のための第三者組織を作り毎年行っています。その第三者組織のメンバーは議会、17区ある区の代表、商工会、女性団体、民生児童委員、老人クラブからそれぞれ1名ずつ計6人と、一般公募から9名で、そのうち現在女性は2名入っております。両方で15人で政策ごとに細かくチェックしていくということです。先程伺いました住民アンケートという形がどの程度の人数で細かく行われるのかそこまでちょっとお聞きしませんでしたけれども、住民アンケートだけではなく、こういった形のもを飯島町にも作っていただきたいと思えます。アンケートは多くの方々の意見が届くという点では良いかと思えますけれども、15人の間でひとつの政策について議論する、またその中から良いアイデアも生まれるし、うまくいかない政策の弱点も分かってくると思えます。そうすれば住民サイドから政策提案もできます。住民が行政評価をするには多少なりとも行政の勉強が必要ですし、こういうことを続けていけばこの中から新しい事業をするときのリーダーが生まれてくると私は思うからです。評価委員会を作るということをぜひやっていただきたいと思えます。またこの評価委員会を作る場合のメンバーの中には多方面の住民サイドから多く参加できるような形をとってほしいと思うのですが、その点についてはどうお考えですか。

町 長

常にまああの限られた財源を有効なこの施策によって生かして施策をしていかなきゃならんと、無駄があってはいけないということでございまして、すぐ目前的な考え方は今度の予算編成にも指示した内容としては、振り返って今までの踏襲に流れるのではなくて、もう一辺見詰め直して常に評価をして、その評価と実績を十分踏まえてその事業に取り組む予算を編成するよという形で指示をしておりますし、それから次のステップとしては今お話にありますように、次期中期総合計画と長期構想があるわけでございます。当然のことながらこれは過去10年間、5年間の行政評価、実績評価というものの上にその時代背景を重ねてまあ計画が作られていくということになっております。住民の皆さん方がどのようにまあ過去を振り返って捉えておるか、また期待するものは何かというふうなことも含めて、前回5年前には約1,000人規模でこのアンケートをいたしましたけれども、まだ平成23年からスタートする計画でございますので、22年度の間くらいまでにはその成案を得ていきたいと、そして議会の議決をいただくということになりますとやはり1年くらいはこのいろんな検討期間ということになりますので、その審議の前にそうした内容を詰めて準備をしていくという形になりますと、新年度からそのことを含めて取り組んでいくという形になろうかと思えます。内容的なものにつきましてはまだ構想として固まっておりますけれども、ただあの行政評価を辰野の例を示されて、評価委員会というようなものを設けてやっていくことがいいんではないかというふうなご意見ではございますけれども、そうしたことを常設的にま

あやっぱりまたこれ委員会の運営の問題もございますので、やはりこれはあの常に住民の皆さん方のこの見る目というもの、それから第一、議会の皆さん方はこのチェック機関としてのひとつのお立場でもあるわけでございますので、常にこの評価委員会のメンバー的なひとつの考え方の中でうけとめてとっていただきたいと思ひますし、また監査委員の制度もあるわけでございます。その他いろいろ住民懇談会の場面もあるわけでございますから、そうしたことによって十分あのチェック、行政評価というもの自然として固まってくるだろうということで、そうしたご意見を聞いて行政展開をしてまいりたいというふうに思っております。

従って今のところこの評価審査委員会なるものの組織立ち上げというものは考えておりません。

坂本議員

課ということの仕の内容の中からお尋ねしたいと思ひます。現在進んでおります食育についてですが、こども室でやっております。この食育の内容というのは広く言えば多くのことを含む内容でありまして、地産地消、健康、教育、それから食物を生産するという立場でいきますと農業者、そしてJAとかそれを販売する食品小売業、それから商工会、それからまた食物という料理として提供する給食センター、それから飲食関係者、そして逆にこれをもし啓蒙するとしたら保健師と教師、栄養士などという形で、今はこども室でやっていますけれどもこれがそういう限定された中での政策となっているわけで、飯島町のことを思うと例えばこういうあの一つの課でひとつのことだけで終わってしまつて、課を超えた例えばこれを今私が言ったのを見ますと、産業振興課もやはりこれに関わつたほうがいいと思ひますし、住民福祉課も関わる内容と思われているわけで、そういう部分で連携してその事業をひとつの課だけでなく、こう関わりあつていくというようなことができていないと思うんですけれども、それはどうしてそういうふうに関わりあうような形の事業の取り方をしていけないのかその点についてお尋ねしたいと思ひます。

町長

ちょっとこの質問の趣旨がいまひとつ焦点が理解できない部分があるわけでございますけれども、まあ食育の問題等を取り上げて例として、そこにあの、職員が何らかの形でこう主体的な役割を果たしていくとそういう趣旨でしょうか。

坂本議員

要するにそのそうです現在食育を中心にやっているのはこども室であつて、それを地産地消も超えてというか、課ごとに、課というかその中でこども室だけではなく、その何かをやっていくためには別の課もかかわつた方がもっと広く強く訴えて、生活としては安定してやっついていかれるということが思うわけです。

議長

あのちょっと質問者に申し上げます。通告された細目の4番目の内容に関することだと思ひますけれども、答弁者にもう少しこの質問の要旨と関連付けた内容で質問していただくようお願いいたします。

町長

具体的に食育、大変大事な問題だと思ひますのでいま、こども室を中心に課を超えて取り組んでおる部分もござひます。担当の教育長の方からお答えをさせていただきます。

教育長

一例をもってご説明申し上げたいと思ひますが、ただ今あのご質問のありますその食育の活動についてどのようなことを例にとつて申し上げますと、食育については縦断的横断的な組織をもってそれぞれのところが連携を取り合いながら進んでいるところでもあります。具体的にどのような部署がどのようにかかわりあつて縦断的横断的にやっているかということについて具体的には次長の方から申し上げます。

教育次長

食育の問題につきましては実は前の議会でも若干その触れましたが、町の食育推進ネットワーク会議、これを今年度中に立ち上げるべく現在関係する機関団体等で幹事、幹事を構成しまして幹事会等開いておるわけです。でその構成団体ですが中心はこども室が食育ということで教育、特に保育園、学校等中心に食育に取り組んでいますので、そこが一応代表幹事という形になっておりますが、このメンバーには当然住民福祉課の保健の関係の栄養士さん、それから保健師さん、当然入ってきますし、それから当然保育園、小・中学校、それから農業団体、JAから改良普及所の関係、それからもっと幅広く言えば商工会の中で食品加工にかかわる業者の皆さん、また食品を提供する食堂であるとかそういったとこまで含めて落ちがあるかと思ひますが、全体では100近い方で組織をするというような形で現在進めております。でそれに携わる幹事の皆さんも今言われますようにこども室ばかりじゃなくて、役場に関係する課、関係職員、それから民間の皆さん、商工会すべて含めたなかでの幹事会を組織して準備をしている状況でございますのでお願いしたいと思ひます。

坂本議員

私が思つていたより多くの人たちがかかわっていることで、さらなるまあ食育がこれから実際に実施される中で、広範囲にわたつて事業として進めていってほしいということをお望みします。

では最後にまあ今までの中では具体的な方法の中で小さいところから聞いてきたんですけれども、これから先の10年後の町を、町長自身がどのように描いて中期総合計画の中に織り込んでいくかということをお尋ねしたいと思ひます。例えば人口はどのくらいになっているとか、農業、商業においてはどうなっているか、また学校はまあどういふふうになっているのでしょうか、まあ飯島中学校、飯島小学校は現状からいつてもそれほどまあ人口的には減つてきてはいないと思ひますが、七久保小学校が現在のままでいくとちょっと厳しい状態にはなるかなと思ひます。それ対してどんなふうな形をとつていくかということとか、あと堂前線周辺部分はどのような形になっているのか、あとまあ道の駅周辺が現在、栗の加工場、栗の製造販売の加工場ができますが、まあそういうこととともに道の駅周辺はどうなっているか、また住民自治そのものがいろいろな形でどんな形で動いているのか、まあそういう点に関してお尋ねしたいと思ひます。

町長

まあ最後にこの10年後の町の姿をどう描くかということ、大変まあ難しいことでございますけれども、ついこの来年のこともわからないようなご時世の中で、冒頭に申し上げたとおりの心境であります。決して予断も予言もできない町の人口かと思ひますけれども、背景としてはこの少子・高齢化社会が着実に全体的には進むというこの世の中で、少しでもこの人口が減らないように増えるようにその施策に取り組んでいくという一つの大きな目標がござひます。で、そうしたことも含めてですね、まああの道路や河川やそうしたあの若干地域の基盤整備的なことについては、やはりこのプロジェクトの中で今進んでおりますので、おおかたの絵はかけるとは思ひますけれども、なかなかこの社会のしくみが10年後どうなっているかということ、なかなかこれは難しい話でございますけれども、いろいろあの社会の状況変化も出てまいります。またこのリニアモーターというようなひとつの壮大なことも、ここ10数年のうちには具体化してくるだろうというふうに思ひますので、その辺のところはひとつ夢を持ちながら、何回も申し上げておりますこの中期総合計画、10年の長期構想の中で十分議論をいただいて、ひとつの確実そうなるということはまあなかなか読めませんが、ひとつの方

向を描いていただくということをぜひ期待しております。

まあ具体的にあの堂前線や153で囲まれたエリア、これはあのひとつのいまプロジェクトで絵を描きながら、今後の土地利用計画というものもこの中期総合計画の土地利用計画で定めてまいりたいというふうに思っておりますし、そうした活性化を期待しながら、坂本議員地元のこの七久保小学校、これは厳しいということではなくて、少しでも人口を増やすことによってまあ状況は厳しいことがあるかもしれませんが、七久保小学校がそれによって無くなるというようなことは、私としては10年後を見てもあり得ないというふうに考えておるところであります。

坂本議員

それでは私の描く10年後はこうなってもらいたいという望みをもってちょっと言いたいと思います。まあ人口は多分10年ではそんなに増えてないと思いますが、まあ12,000人くらい、農地は各4地区の法人が頑張っていてともに小規模農家も農業者として直売所を支えている、商業においては堂前線を中心に新しい開発も始まる、そして新住宅も建っている、道の駅周辺は栗製造販売のお店ができ交通量も増え、道の前に信号ができていく可能性もある。まあ周辺ではその周辺では宅地化が進んで七久保小学校に学童クラブができ小学校の児童数は160人くらいになっている。地域づくり委員会は公民館活動も含んだ中で各地区に担当者1人が配属されて、地域にあった活動を展開している。そのためにも人口増の政策に政策そのものを集約することを提案したいと思います。

道の駅周辺の整備と商業地化を進め、ともに堂前線を中心とした住宅と商業地の複合的なまちづくりの都市計画の具体案を、住民とともに作っていくことを望みます。まちづくりは人づくりと先ほど研修に行った山形県長井市のレインボープランの中で謳われています。当町は人材を発掘しきれていないだけですし、また人材を育てていくことをしていないと私は思うわけです。職員の方たちもアイデアを共有する、また住民とともに仕事をする、あるいはうまく住民をおだててやってもらおうというような形の中で、協働のまちづくりにはいろいろな方法があると思うわけです。住民自身も財政の状態は分かっていますから、住民の合意を得ながら政策の絞り込みをする中で飯島らしさができ上がれば、その過程の中から生まれるものは大きいと思われれます。

ではこれで一般質問を終わりたいと思います。

議長

以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。ご苦労様でした。

午後 4時13分 散会

平成20年12月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

平成20年12月11日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者 森岡一雄 議員
野村利夫 議員
内山淳司 議員

○出席議員（12名）

1番 森岡一雄 2番 曾我 弘
3番 宮下覚一 4番 坂本紀子
5番 三浦寿美子 6番 野村利夫
7番 宮下 寿 8番 竹沢秀幸
9番 平沢 晃 10番 内山淳司
11番 松下寿雄 12番 織田信行

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副 町 長 箕浦税夫 総 務 課 長 小林広美 住民福祉課長 中村芳美 産業振興課長 中村澄雄 建設水道課長 松下一人 会 計 課 長 豊口敏弘
飯島町教育委員会	教 育 長 山田敏郎 教 育 次 長 塩沢兵衛

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 折山 誠
議会事務局書記 千村弥紀

本会議再開

開 議 平成20年12月11日 午前9時10分
議 長 おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。
議事日程についてはお手元に配布のとおりです。

議 長 日程第1 昨日に引き続き一般質問を行います。通告順に質問を許します。
1番 森岡一雄 議員

1番
森岡議員 昨日の一般質問では最近の景気経済また町の財政について大変厳しい状況について議論が深められました。私もそれらのことを認識する中でお聞きをしまいたいと思います。まず最初に生活支援定額給付金についてでございます。米国発の金融危機が世界的な景気の悪化を引き起こしております。その中で政府与党は新たな経済対策、また生活対策のひとつとして総額2兆円の定額減税を盛り込みました。これには急激な物価高と所得の伸び悩みに苦しむ家計を支援するための生活支援と、金融不安に伴う景気の先行き不安に対応するための経済対策という明確な2つの目的が含まれております。これに対して野党やマスコミからは批判の声が報じられております。白紙撤回せよとかバラマキとかのこれもあります。庶民生活をどのように受け止められているのでしょうか。ここに特別会計の積立金、俗に言う埋蔵金について一番先に指摘した東洋大学の高橋洋一教授の話があります。いわゆるバラマキというのは族議員などが特定の業者に対してお金がいくようにすることであると、すべての国民に広く薄く配るということは公平でバラマキとはいえないと、また広く薄くというのは特定補助金などと違い、国民経済を歪めない経済学の原理にも合致しているといわれております。また財源となる財政投融资特別会計の積立金は国債返還に使うべきとの議論に対しては、この議論には国債返還という前に特殊法人や独立行政法人につぎ込むことが隠されている。つぎ込んでそれでも余ったら国債償還に使うということだと実態を語っております。世界各国の様子を見ましても景気の底上げ策として減税対策がとられておりますが、特にこの2年ほどは給付付き減税が多く、国で実施されているところであり、景気対策としては減税の恩恵に与らない人にも併せて支給することが大事という考えから、給付をつけた減税がフランス、オランダ、イギリス、カナダ、アメリカ、そして韓国などで実施されたりされるようになっております。給付付き定額減税は世界の中の新たな景気対策の仕組みとなっております。また給付金を評価しないという人が報じられておりますが、日経新聞では63%の賛成を報じております。賛成の理由としては、家計が厳しいので助かるが48%、定額減税より効果が期待できるが19%、内需拡大の呼び水になるのが13%であります。全国母子寡婦福祉団体協議会会長の吉村マサ子さんは母子家庭にとって非常に助かる支援との声を寄せられております。給付金の狙いの第一が緊急時に対し庶民の生活を守るための生活支援であり併せて経済対策と受け止めます。

さて定額給付金の年度内実施に向けての準備の説明会が県下でも開催されました。総務省の事業概要はたたき台、内容の詳細は自治体の意見を聞きながら進めていくということで、詳細はまだ明らかになっておりません。しかし定額給付金が庶民の生活を守る

町 長

ための生活支援策であるとするならば、この事業がスピーディーにスムーズにそして無事故で実施されてこそ目的にかなった実のある事業と考えます。町長の認識と対応をお伺いいたします。

それでは森岡議員から定額給付金について、この実施にあたってはスピード感を持ってスムーズに無事故、これが重要であると、万全の体制で準備をするようにということに関してご質問でございます。この定額給付金につきましては今、議員からのいろいろとお話もございました。昨日の宮下議員の質問にもお答えをしたとおりでございますけれども、この給付金制度につきましては、当初はいまお話にございましたように、生活支援の面そしてまた経済対策、この両面をひとつの背景を施策として当初は定額減税という考え方の中でスタートをしたものでありますけれども、その折には税制改正という問題もございますし、それによって手続きも非常に複雑にも時間もかかるというようなことの中で、なんとしてもまあ年度内支給ということをもひとつの前提に議論がなされてきて、いろいろまあ転々といいましたけれども、結果として今言われておるこの姿に落ち着いてまいったというふうに理解をいたしております。国のまあ給付施策である以上、国がきちんと施行細則を定めて国の責任において早期に実施をすべきと思いますが、この盛り込んだ予算、第二次国の補正予算につきましては年明けの通常国会になる見通しということでございますので、つい先週でございますけれども県がいわゆるまあ国の考え方のたたき台ということをもちまして、市町村担当者を集めてその素々案が示されました。今後それぞれの自治体の意見を聞いて煮詰めていくということの位置付けでございますので、いまだにまだ流動的な要素があるわけでございますけれども、その中で特にまあ所得制限を設けるかどうかということにつきましては、再三申し上げておりますように市町村自らが判断をするという一つの位置付けになっておりますけれども、これに関しましては11月末に開催をされました全国町村長大会の折りにも、全町村が所得制限を設けない方向で統一をして実施することが望ましいという申し合わせができておりますので、当町におきましても私としてもこの方針に従って、所得制限を設けない方向で給付を考えてまいりたいと準備をしまいたいというふうに今考えております。給付のこの窓口につきましてはこの事業の目的から、生活支援的な要素も大変まあ強いということもございますので、あるいはまた住民記録等との関係もございますので、住民福祉課この福祉係、これを窓口を持って、場合によってはプロジェクトを組みながら、あるいはまた人員体制、臨時職員の配置も視野に入れながら万全の態勢をとってまいりたいというふうに思っております。

また町民の皆様にもできるだけわかりやすく、同時にそれぞれの事務があんまりこう複雑過重にならないような方法でというふうに願っておるわけでございますけれども、その実施細目によってはどういうふうにもまあ成案として出てくるかわかりませんが、極力まあ簡素な事務手続きです、そして若干まあ事務的経費もかかるわけでございますので、これについてもまた別枠で全額国の負担をお願いすることを、これもやはり全国町村会統一見解として総務省の方に要請をしておるということも、これも再三申し上げておるところでございます。まあいずれにいたしましても予算が決定され次第、また実施細目が示され次第、速やかにスムーズにそしてトラブルもなくこの事務執行ができるように万全の態勢で準備をしまいたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

森岡議員

ただ今、町長から準備の様子をお聞きいたしました。まだあの細かい内容が煮詰まっていけないので、さあどうこうということは無理かと思えますけど、ひとつの考え方といたしましては先程も申し上げましたように、このスムーズに事を進めていくということは非常に大事であると、こういうふう思うわけです。まあこれからの経済見通しにつきましても3月末あるいは年度しまい年度はじめと、3月4月といくようになってますます経済も厳しくなるというような状況を聞いております。そんな中での支給が実現できるということはこれは大事なことだと思うわけです。またスムーズにということで簡便に、まあ手続きが難しかったりいろいろということは、これはまあ非常に住民にとっても大変ですし、事務機関も大変です。そこらの配慮と、もう一つどうしても考えなければならないのは速やかに正確に本人に届くということが一番大事であると思えます。いろいろと行き違いがあったり事務上の手続きがあったり、さらには今よく言われております振り込み詐欺ではありませんけれども、本人の手に渡ってからのそうした状況、まあそれはそちらのことだということじゃなくて、そこまで配慮することは無事故という中には必要ではないかとこんなふう思うわけでありませう。

まああのこうしたことを考えて準備を進めていくなれば、当然プロジェクトチームということは当初から考え、それべきの準備をしていかなければならぬ、さらにはそれらについて以前、地域振興券の事業をやった経験もあります。その時の反省事項あるいは経験というものをひとつのたたき台として今度の準備にあたっていくべきではないかと、こんなふうにも考えるわけでございます。まあもう1点はまだ固まっていないと細目が固まっていないということでもあります。地域の市町村の意見も聞きたいということになれば、地域経済への反映策というのもし出し出ておりましたけれども、こうしたことへの働きかけとか工夫とかいうことも必要ではないか、まあこんなことを思うわけでございますけれども、町長のお考えをお聞きしたいと思えます。

町長

まああのこの定額交付金についてはスピード感を持ってスムーズにトラブルなくまあ実施をするということは大前提でございますので、そんな準備をしてみたいと思えます。ただまああのスムーズにいったとしてかなり振り込み的な事務が中心になるかと思えますけれども、まあ一部は現金でというようなことも、その辺がどう調整されるかまた今後のまたひとつの方向を見定めていかなきゃと思っておりますが、できるだけこの1人まあ中心になるのが12,000円、15歳以下と65歳以上が8,000円上乗せの20,000円、町で156,000,000ですか、くらいの額が地元で落ちてほしいと還流してほしいということがせめて私の一番の願望でございます。経済対策でもあり、この地域の経済振興に少しでも役立てていただきたい、また他町村での買い物等もいろいろあるわけで束縛もできませんけれども、できたら貯金、口座にそのまま残るんでなくてですね、地元でそのことを実際に消費を繋げていただきたいということを、少しまあ同じような趣旨の文書を入れることがいいのかどうかはちょっとまた検討課題ではありますけれども、ぜひそんなような方向では何らかの形で考えてまいりたいというふうに思っております。

森岡議員

それではここに宮城県の栗原市長、佐藤勇氏の定額減税についてのこのように言われております。ちょっと紹介してみますと、「昨年冬、福祉灯油を実施した際は職員が対象世帯を訪問して灯油券を配布した。今回の定額給付金も困っている市民に尽くしたいとの気持ちを伝えたいので、幹部職員が先頭に立ち職員が手分けして市民のお宅を

町長

訪問して、手渡しの支給を考えている。こうすることで市民とコミュニケーションが深まり、市への苦情や意見を吸い上げられると確信しています。」とこのように言っております。この言葉に市長の政治姿勢と事業への取り組むと心を感じます。町民のための政治であり行政であってほしい、いたずらに政策を政争の具としたり、単に事務的行為で終わらせてはならないと願うところであります。このことについて町長の所見をお伺いしたいと思います。

森岡議員

今お話のこの自治体がどのくらいの規模でということとはわかりませんが、まあそうしたあのこの施策の思いが一人ひとりに受け止められるようなひとつの何等かの手法でそのことをやる必要があるということは十分思っております。全世帯をこう回ってというようなことについてはちょっと難しい面もあろうかと思えますけれども、できるだけその意図が伝わるような方法は考えてまいりたいというふうに思っております。

町長

それでは次の質問に移ります。緊急保証制度についてでございます。世界的金融危機の中で中小企業の資金繰りを支援する緊急保証制度が10月より始まりました。昨日も町長より町内企業を回っての厳しい実態が報告されました。中小企業等活力向上対策として打ち出されました緊急保証制度について、改めて町内の利用状況と制度への所見をお伺いいたします。

それでは2点目の緊急経済対策のひとつの考え方の中で、緊急保証制度というのが出てまいりました。これに関する町の利用現状等のご質問でございます。今回のまあ経済危機等に対する中小あるいはまあ小規模企業への経済対策として緊急保証制度という制度が国の方で10月の30日に決定をされました。この制度は対象業種が今、国にあります1,269業種あるというふうに言われておりますけれども、この中の約半数以上698業種というふうに広範囲に拡大をされて、保証この枠につきましても1企業当たりまあ従来の一般保証、これは枠的には280,000,000、で、うち無担保で80,000,000というこの枠があるわけでございますけれども、この一般保証の枠とは別枠でそっくり同じ枠同額の280,000,000それからうち無担保が80,000,000全く同様の額を別枠で倍の利用が可能であると、従ってあの信用保証協会もこの特別枠については100%保証というまあ制度の内容でございます。利用をするためには本店所在地の市町村長の認定が必要という要件もございしますが、これまでに町では認定申請の申し込みについては12月3日現在でございますけれども、5件出て申し込みがきておまして、それぞれ担当課の方で手続きをしております。まあこの制度によりまして利用によって企業の資金繰りが少しでも好転して活性化につながればというふうに願っております。制度としてはまあ大変有効であるというふうに思いますが、一方で再三申し上げておりますように、あくまでもこれは借入金でございます。保証はしてくれますけれども借入金ということでございますので、借りたものは当然返さなければならない、しかしその返済見通しがなかなか立たないので借りるに借りられないということもあると思えます。で、あの一部によってはまあ個人の保証料の負担も業種によってはあるという部分もございしますので、この保証料率の引き下げというものにつきましても10年間の期間というふうにいわれておりますけれども、さらにこれが低くなるようなことで、先の全国の統一要望のメニューの中にもこのことを入れて国に強く要請をしておるところでございます。是非まあ今後ともこの活用をいただきたいというふうに願っております。

森岡議員

このことにつきましては昨日も町内の景気動向また企業の仕事の見通しについて町長

からもお話がありました。企業の実態としては受注減と、あるいは原材料の高騰あるいは雇用問題、こうした大きな問題を抱えて大変に厳しいという状況も町長からもお話もありましたし、私もそのように認識をいたしております。一番問題なのは受注減による先の見通しがなくて借りたものも返せないという実態、まあ只今もこうした有利な回転資金を政府で出したがどうかということで、5件と、まあ昨日のお話によりますとこの融資制度も町内では県の事業を使って14件町内で1件と非常に少ないわけで、準備したのも30%そこそこしか使われていないということで、これはこの保証制度自体が悪いんじゃないくて、そういう厳しい、借りても返せないというような厳しい情勢にあるということをまあ物語っていると思うわけです。それでどうこうっていうわけではありませぬけれども、制度をどうこうっていうわけでもありませんけれども、実態はそうであるということから考えていきますと、町としてのそうしたことへ、どのくらいな支援ができるか、これも昨日もお話があったとおり国の制度を利用するくらいしかない、町が仲介するくらいしか町単独の支援はできないというようなお話もあったわけです。しかし町としては産業振興という大きな役目も持っております。まあこれは課のために言うわけではありませんけれども、庁内には産業振興課というれっきとした課もあって、それらに携わっておるわけですけども、非常に町自治体財政基盤が小さい故に思うような支援もできない、私はそんなふうに見てそこにまあジレンマっていうかそうしたものを感じるわけでありませぬ。こうした大きな世界を経済の流れの波の中に飲み込まれそうなこうした状態に対して非常にこの小さい自治体としてそうしたものへの支援にジレンマを感じるわけでありませぬ。言うなれば町単独の支援と限界というようなことであります。こうした問題について町長その辺どのようにお考えでありますか。お聞きをしたいと思います。

町長

まああの確かにこうしたまあ全産業そうでございますけれども、特にそのあおりを受けておる中小企業町内の皆さん、本当にあの想像を絶するいまご苦労があるというふうに思っております。あくまでもこれはあの町の限られたこうした小さい財政の中で、お話にございましたように、現物的ないわゆるその損失的な部分をまあ言ってみれば公的資金の投入というような、そうした現物的でのご支援はとてどもできるものではないわけでありませぬけれども、やはりこれは国県の大きな施策によってこれを乗り切ってもらおうということで、まあ一部の保証料の補給でありますとか、利子の一部補給といったように限られてしまうわけでありませぬけれども、まあそうした実態を十分また商工会あるいはまた金融機関とも連携をとって、少しでも借りやすい資金の回転がうまく行くことによってのそのことが救われる部分があるならば、精いっぱいこれはご支援していかなきやならないということでございますので、限られた範疇ではありますけれども精いっぱい努力をさせていただくということで考えてまいりたいと思っております。今そうしたあの窓口対策的なものも今、産業振興課を中心になって設けてございますのでまた連携をとってやってまいりたいと思っております。

森岡議員

それでは次の質問に移りたいと思っております。道路特定財源の一般財源化ということでございます。道路特定財源の行方につきましては、最近の動きは日替わりメニューのように変わっておりますので、通告はしてありますがなかなか質問の仕様がございませぬ。しかし地方財政に大きな影響を与えるものでありますので町長の所見をうかがっておきたいと思っております。

町長

さてこの道路特定財源の一般化についてであります。ことの起こりは道路財源については自動車を使う人が道路整備の費用を負担すべきとして1954年に導入されました。それが公共事業の削減の余波でだぶつきぎみとなりました。しかし道路関連にしか使えないので無駄使いが生まれるとして小泉内閣が一般財源化を提唱し、福田内閣が一般財源化を今年5月に閣議決定し2009年、明年実施を明らかにいたしました。その後、麻生内閣に来て一般財源化をめぐる用途を限定しない地方交付税として1兆円を地方に配分する考えが表明されました。しかし今月に入って8日、最終的には今ある地方道路整備臨時交付金に積み増しをして公共事業に用途を限定した1兆円の地域活力基盤創造交付金の創設ということで方向が出ました。また道路特定財源の元となる揮発油税や自動車重量税などの関連する税には、本則より2倍に及ぶ暫定税率がかけられております。この件については税制抜本改革が実現するまでは現行の税制を維持するが、利用者の負担を軽減するために1元的処置として自動車重量税などの減免を検討しております。このようにことは運んでおりますが、道路特定財源の一般財源化の問題は非常に複雑でさまざまな問題を抱えております。一般財源化しても道路整備の必要性がなくなるわけではありません。また暫定税率を含むユーザーの税負担問題、地方財政への還元などさまざまであります。困窮する地方財政と道路網の整備を求める地域にあって、どう受け止めていったらいいか町長の所見をお伺いいたします。

次のご質問は道路特定財源の一般財源化に伴いますこの地方への税源移譲、飯島町を含めての考え方でございます。お話にございましたようにこの道路特定財源は、道路の整備とその安定的な財源確保のために30年前に創設されて現在に至っておる、いわゆる受益者負担の考え方に基づいた自動車を利用する方がその利用の度合いによって道路整備のために充てる財源として、ご負担をいただいております。国はまあ当時から立ち遅れた同整備の推進するために、本来の税率を倍に引き上げて、いわゆる揮発油税、ガソリンでは2倍、そしてその全額または自動車重量税では2.5倍として、この3分の2以内の約8割を道路整備の財源としてまいりました。平成20年度の国における道路整備にかかる全体経費は、その約6割が道路特定財源というふうになっておりまして、道路整備の推進に重要な財源であるということになっております。飯島町におきましても伊南バイパスや関連するアクセス道路、県施工で進めております竜東線、その他大小いろんな道路改良、生活基盤となる細かい部分の道路整備につきましても、その整備のために大変まあ直轄、補助金を問わず、貴重なこの不可欠な財源であるということもう申し上げるまでもないわけでございます。いろんな議論の中で国全体では相当のまあ道路整備が進んだんで、もうこの特定財源は暫定税率は廃止してしかなるべきだというような議論もいろいろあるわけでございますけれども、地方はもう当然のことながら、都市部におきましてもまだまだいろいろこの、開かずの踏切であるとか、その他の部分で整備していかなきやならない道路もあるということで、これは全国的に大きな一つのまだまだ整備が必要というふうになっておるわけでございます。で、昨年、あ失礼しました。今年の5月に一応この議論の末、特定財源を一般財源化という方向にまあ閣議決定されて現在に至ってまいりましたわけでございますけれども、ここにまいりまして麻生総理になりましてから、少しその状況がまた様変わりをして参っております。いろんな議論が今最終段階で詰めが行われて、明日にも最終的なひとつの方向が税制調査会の方から出されるというかと思います。お話にございましたように、5兆

3,000 億からのこの道路特定財源の全体のうちまあ、地方の取り分、国の取り分あるわけ
でございますけれども、その中で約 7,000 億円の臨時道路交付金というのがあったわけ
でございますけれども、これはあの主に地方への補助事業の財源としてあったわけござ
いいますが、これをいったん全部廃止をして、それにもう原資としては 3,000 億円上乗せし
て 1 兆円として、この新しい地域活力の基盤創造交付金というまあ仮称のようござい
ますが、そうした名前でもってその約 8 割以上をまあ道路整備に限定をする方向の中で
再配分してくるということでございますので、3,000 億増えるということは町の今、町単
独事業で進めておるこの交付金を含めた財源、それから県にしましてもこれは竜東線等
の原資の中では一応まあ朗報ではあるわけでありまして、一方で全体の枠は変わ
らないわけでございますから、少し直轄の部分にしわ寄せがいくんではないかというふ
うに、そうしますとまあ 1 5 3 の方向がどうなるかということで、年末にもまたいろ
ろとお話お願いにまいりますけれども、1 0 % くらいの影響はあるんではないかとい
うふうに全体的には言われておりますが、今こうした形で始まっておりますので、でき
るだけ影響のないように進めるようお願いしてまいりたいと思います。まあいずれに
いたしましてもまだまだこれから整備をしていかなきゃならない飯島は当然ございま
すけれども、状況でございますので、先にも議会でこの道路特定財源一般財源化阻止、そ
して必要な道路整備にはこの特定財源を充当してさらなる整備の促進という決議も
いただいておりますので、議会の皆さんと共に今後の必要な財源確保には精い
っぱい努めてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

森岡議員

町長の見解をお聞きしましたが、今ちょっとはっきりしなかったことは、今度のその
地域活力基盤創造交付金ですか、これが当町へは与える影響はどのようなものかわかり
ましたらお聞かせください。

町 長

あの従来のこの臨時特例交付金の 7,000 億の部分については飯島町の事業、例えば堂前
線等においては使っておりません。これはあの国土交通省のまちづくり交付金事業の交
付金事業でやっておりますので、近隣の市町村まあ駒ヶ根、伊那、まあ県もそうござ
いますけれども、かなりこれでやっておるわけでございますけれども、こちらの方とし
てはこのまちづくり交付金の事業の方で捉えて有利な方でやっておりますので使って
おりませんけれども、今度はそれがなくなってひとつの全体的な補助金やなんかの部分
を含めて交付金、新しい創設されるというようなどうも方向でございますので、かなり
あの町の今後の道路財源にも影響してくる、具体的な額はちょっと事業ごとには試算出
れておりませんが、一応あのプラス要素、良い方向での要素として働くんではない
かというふうに理解しております。

森岡議員

それでは次の質問に移ります。定住自立圏構想ということでございます。昨日は、1
0 年先はどのような問題提起もされました。中期総合計画としてふるさとづくり計
画、集中改革プランをもって進めていますまちづくり計画も 2 0 1 0 年には終わり、新
たな基本構想、長期計画が始まり、その準備に入る時期に入っております。現下の社会
情勢からどのような未来を開いていくか大きな課題であります。人口の増加、高度経済
成長の時代は終焉しました。人口が減少する中で少子高齢化が進む一方、人の流れは大
都市への一極集中し、地方の疲弊を広げております。このような状況下にあつて、本年
8 月に政府より出された安心実現のための緊急総合対策の中で地域活性化政策として、
定住自立圏構想が位置付けられております。大都市への人口の流れを防ぎ、地方への人

町 長

の流れを作るため中心となる市を核に周辺市町村が協定を結び、都市機能を整備し、自
立した圏域を作ろうとの構想のようであります。当町では自立のまちづくりを目指して
進んでいますが、小さな町村ではあらゆるサービスを整えるには限界があります。自立
を目指す町として次期基本構想への参考として、この定住自立圏構想について関心を持
ち研究する必要があると考えます。町長の所見を伺います。先ず、最初に定住圏構想
の概要についてお聞きをいたしたいと思います。

最後にこの国の新しい地域づくり構想としての定住自立圏構想、これに関係して飯島
でも次期構想策定へのひとつの参考として関心を持って研究を始める必要があると、ま
たこれに対する所見ということでご質問でございます。お話がございましたようにこの
少子高齢化、人口減少、大変まあ厳しい財政状況の中で地方の現状はいろんな面で危機
感を増してきております。今後まあ 3 0 年日本の総人口は 17,000,000 人以上減少する
のではないかと、またそのうち地方圏においては 11,780,000 人と大きくこの地方の方で減
少する見込みというふうなまあ人口動態の報告もなされておるわけでございます。で、
国において今こそこの東京一極集中の人口流出を食い止めて、地方圏への人の流れを作
り出すこの積極的な施策が求められておると、これをまあ喫緊の課題でありますこの少
子化対策にも資するとともに、地方への民間投資の促進や内需の振興に通じて、地域全
体としての経済への活性化にもつながるといふふうに思っておるところでございます。
今まさにこの国の地方に対する政策のあり方の根本が問われておるといふことだろう
と思えます。地方への政策は基本を思い切って転換をして、地方分権の時代にふさわしい
理念の下に一環して実施する必要があることから、この定住ということを支える地域力
を作り出す、この考え方の下に定住自立圏構想というものが打ち出されております。こ
の構想を推進するために総務大臣が本部長となって、地域力の創造本部というものがこ
の 7 月に国に設置をされておるといふことでご承知のとおりかと思えます。この考え
方は地方都市と周辺地域あるいは人口 5 0, 0 0 0 人くらいのこの中心都市との周辺がお
互いに相互まあ連携をして、この圏域ごとに生活に必要な機能を確保しながら人口の流
出を食い止める、というよりも人口を増やすようなひとつの施策を推進していくとい
うことになっておる。国においても関係各省庁で連携した支援策を講じていくとい
うことになっております。医療の問題、教育の問題それからプレイワークに可能な圏域間
を結ぶこのブロードバンド網というこのネットワークの整備などで、特にまあ IC 分野
なんかからも支援措置を講じるように進められておるといふふう聞いておるわけござ
います。

で、今後の進め方によりますと、一つの考え方によりますと、この支援施策の展開や
意見交換等が平成 2 1 年度に行われてくるというふうにいわれておる。この動向
を注視するとともに、ご提案のございましたように特に飯島町では 2 3 年度からスタ
ートをする第 5 次飯島町長期構想と中期総合計画、この策定にあたっては当然のことな
がらまあ現在具体的に進んでおりますいろんな地域づくり協働のまちづくりということ、
人口増活性化対策に向けての取り組みというものも含めて、かなりの部分でこの考え方
に合致するところがあるのではないかといふふうに私も思っておるわけございま
して、またあのインフラ整備の問題につきましても 1 5 3 のバイパスや、さらにその北上する
伊那バイパスとの連携、それから竜東線、三遠南信高規格道路等の整備もまあ当然この
伊那谷圏域としてはかかわってくる問題でございます。また一層この現実味を帯びてま

いました中央リニアモーターカー、これとの問題で飯田線をいかに活性化していくというようなことも、当然これは構想としては入ってくるだろうというふうに考えますと、やはりこれは近隣というよりももうこの伊那谷全域、特に飯田市がこの構想にいち早く手を挙げまして、飯田の牧野市長さんも国のこの政策委員の1人に入っておるようでございますけれども、そうした全体の地域をとらえた大きなこのプロジェクトの今後の実現性というものを期待しながら、地域連携軸として飯島町もその中の一つの一時自治体としてひとつ考え方が模索できないものかどうかということを考えまして、今後来年度から具体的に始まるこの新しい長期構想の策定の中で一つの議論として、あるいはまあ実現可能な方法としてとらえて皆さん方の意見の交換を是非お願いしたいと、こんなような考え方で現在思っておるところでございます。

森岡議員

時間も終わりになつてまいりましたので、まあ新しい長期構想を考えるに對しての課題といたしましては、少子高齢化と人口減少の流れに對する対応、また先程申し上げましたように小さな自治体町村であらゆるサービスの整備には限界があると、また財政基盤の小さいところでは財政運営が非常に難しいと、こうした大きな課題を持った次期総合計画になると思います。是非ともこうしたことを参考に、より有効なより新しい基本構想を考えていっていただきたいと、そんなことを申し上げて質問を終わりたいと思います。

議 長
6番
野村議員

6番 野村利夫 議員

それでは私の方から通告書に基づきまして、国の制定した「家族の日」これは11月の第三日曜日、及び家族の週間その前後の1週間の展開について、もう1点は県が制定した「家庭の日」これは毎月第三日曜日の展開であります。この2点について私から質問をいたします。実は初めての内容でございますので初めに少し説明をさせていただきます。まず第1点の家族の日についてであります。この運動は内閣府が提唱し関係省庁をはじめ、地方公共団体及び関係団体等に呼びかけ展開しているものであります。これは新しい少子化対策をさらに効果的、総合的にまた迅速に推進し、生命を次代に伝えることや家族、地域の力の大切さの理解を深め、その紐帯を強めていくことを極めて重要であります。このような観点から家族、地域のきずなを再生する国民運動を実施し、11月の第三日曜日を家族の日、その前後1週間を家族の週間と定め、この日を中心に大会を開催したり、あるいは作品作文や標語の募集、表彰等を通じて家族、地域のきずなの重要性について呼びかけをしているものであります。この取り組みを通じ国民一人ひとりがかけがえのない家族の存在価値や地域の絆の重要性を認識し、だれもが安心して結婚、出産、育児することができる社会の構築を目指しているものであります。19年昨年11月18日が家族の日、これは第1回の大会を富山県で行っております。また今年はまだ済みましたけれども、11月の16日第2回の大会を奈良県で行っております。これが内容でございます。

それではここで第1点のこの制度をどのように受け止めておるか先ず町長のお考えをお伺いいたします。

町 長

野村議員から国が制定をしておりますこの家族の日、並びに家族の週間とに對する町の捉え方それから取り組みについてでございます。この家族の日、家族の週間の趣旨、

内容、経過等につきましては今議員さんから縷々お話がございましたので、こちらから重ねて申し上げることはいたしませんけれども、いずれにいたしましてもこれは家族、地域のきずなを再生する国民運動ということで、飯島町にとっても大変まあ重要な課題であると、また取り組むべきものであるというふうに認識をいたしております。また家族や地域のこの絆の重要性について集中的に呼びかけるために、町も家族の日及び家族の週間を定めておまして、いろいろな取り組みをしてこの趣旨に沿った関連事業を取り組んでおるところでございますので、是非さらにまた進めてこのことをいく必要があるという認識の下に細部具体的な取り組みについて教育長の方から申し上げたいと思います。

教育長

それではあの私の立場から家族の日、家族の週間をどのように考えているかということをお話しし、後具体的などのような政策を今後考えているかというようなことをお話ししたいと思います。家庭にあっては日常生活の中で、たとえば家族全員がそろって食事するということが、これまで一つのいわば生活の基準というふうになっていました。また家族みんながそれへのつまり、言うならば家族そろって食事をするというようなことに対しまして、それぞれが努力をしあうことが家族の機能や家族一人ひとりの役割を果たされてきたというふうに私は考えております。しかしながら家族全員が揃うことができないまあそういう事情にあっては、家族の中ではやや後ろめたい思いもあったでしょうけれども、まあすまないとか、ごめんなさいとか、そういう心情がたとえば言葉に出なくても湧いてきたもの、それが家族の真実の姿ではないかなというふうに私は思っております。また家族状況にあっては年長者をいたわったり、あるいは年少者に心を配ることが家族の順序、あるいは家族の生活の秩序というまあ特に話し合われたわけではなくて、自然に家族の中に培われてきた形成されてきたそういうものが今までの家族の形であるというふうに思っております。この人間真実ともいべきこのような姿から他人への思いやりや優しさが生まれてきた、そのように考えておりました。まあしかしながら現代は忙しさがそのことに優先され、全員が顔を合わす時間が時代とともに少なくなって参りまして、加えて今の家庭では各人がそれぞれの部屋を持ちそれぞれの部屋に暖房器具が整い、個人の時間に没頭するというまあそのような由々しき風潮も見られてきていることも事実であります。

議員ご指摘の少子化対策のための家族の時間とか家族の日ということではなくて、やはりもう一度本来の家族の姿に引き寄せる、自分のことを自分の都合を後回しにして家族全員が揃う、そういう努力をすることが改めて求められてきた時代ではないかなというふうに考えております。まあその意味からも家族の日、家族も週間がたとえトピック的な扱いであっても重要でありその意義は大きいというふうには受け止めております。教育委員会といたしましても社会教育の一つの核として、家庭づくり、家族づくりあるいは家族の絆の日ということを重要に考えておりますし、現在、生涯学習パートⅢの製作を進めているわけですが、その中にも具体的な活動というふうに、これこれの日というふうに設けているわけではありませんけれども、この理念を重要に受け止めて反映しているところであります。以上であります。

野村議員

それでは第2点目に入らせていただきます。毎日のテレビ、新聞等のニュースで犯罪、虐待など事件が多く、また離婚も増加しておるわけであります。今家族の地域の絆が緩み、社会に、まあ言葉は悪いかもしれませんが、ガタがきているのではないかと

私は考えます。また現代の物質的に豊かになり過ぎたこと、また公害や環境問題あるいは生活・産業廃棄物等この現状を見れば同時に心も汚染して、行き過ぎた、ことに個人主義また物質万能主義となり人間関係が希薄になった結果、家族、地域の絆も緩んだと私は思われます。まあ基調講演の中にも言うておりますけれども、家族、地域の絆を締め直すにはまず第一に遊び、スポーツ、お祭りなどによってお互い同士が豊かな触れる社会にするとともに、次代を担う子ども達を心豊かに育むことが必要であると考えます。そこで2点目の家族の大切さや家族を支える地域の力をみなす、家族・地域の絆を再生する国民運動、これを積極的に展開したらどうかと考えますが町長のお考えをお伺いいたします。

町長

野村議員お話にございますように、この従来に増して家族の絆が大変まあ希薄になってきておると、まあ全部の家庭というわけではないと思いますけれども、全体的にまあそうした傾向は否めないところであるというふうに私も思っております。当然のことながらこの家族、地域の絆を再生する国民運動、この趣旨は是非まあこれからの時代の生き方として大切な基本的な考え方でございますので、この趣旨に沿った活動を積極的に今後とも展開をしていくことは、言うまでもなく大変大切なことであるというふうに思っています。今、教育長の方からも年間を通して取り組んでおります内容的なこともお話を申し上げましたけれども、やはり今後とも家族を大切にするあるいはまた時代の流れであるこの少子化対策というものも意識をしながら、家族や地域の絆をもう1度まあ強く再生していく国民運動、この趣旨を十分理解をしていただけるように全町民の皆さん方に訴えて取り組んでまいりたいというふうに思います。特にまあこの家族の日あるいはまた、この後のご質問にもございますが家庭の日もそうでございますが、この1年の中で定められた日、あるいは期間というものだけでなくでですね、先のあの子ども議会でも「あいさつの日」を設けたらという子どもの提案もございました。そうした集中的な1つの要素を持って対応をする定めた日のことも大切ではありますけれども、やはりこうしたことは1年365日、家族の日、家庭の日、あいさつの日という考え方で全戸全住民を挙げて取り組んでいただくことが必要であり、町としましてもまた町当局、教育委員会共々にひとつ趣旨の徹底を図っていくような努力を重ねてまいりたいというふうに考えております。

野村議員

それでは再質問をいたします。実はこの家族の日の関係についてこの2年になりましたけれども、町内でいろいろ見たこともない、広報にも見たことがない、と私は見ておりますけれども、そこでこの家族の日についてはこの啓発の流れ、これは家族、地域の絆を再生する国民運動に関する啓発の依頼ということで内閣府から、これはまああの政府の内閣府の政策担当でありますけれども、そこから長野県の少子化社会対策主管課ということで、これは企画部の企画課であります。そして飯島町に流れてきておるわけがありますけれども、まああの飯島町では元はまちづくり推進室ですか、そこになるかと思っておりますけれども、実際の行動は教育委員会のこども室あるいは生涯学習に考えられると思っております。まあそんなことでもうこれ大事な問題でありますけれども流れてきておりますけれども、やはりこれは庁議、課長会議ですかそんなところも図っておるかどうかという点、もう一つは広報に周知しておるかという点でありますけれども、まずその中でこういう、これが本年度のポスターであります。これ見たことがないんです。これ。ね、手を抱えて、で、これがななめにたたんだるんですけれども、で、ここに作文の募

集やいろいろな募集もしておりますので、子どもの笑顔、つくる人の手、社会の手、これ家族の絆を表しているものであります。こういうものを貼ってあるところを見たことがありません。またその他にこのようなリーフレットといいますか冊子、そうして全国的な先例、事例、こういうものは来ているわけなんです。全然動きがないんですけれども庁議にかかりまた広報についてどうやってきたか町長のお考えをお聞きしたいと思います。

町長

まあこの点についての町のこの庁議にかけてというようなお話が今ありましたけれども、庁議という位置付けにつきましては少しくしたPR啓発的な部分とちょっと違う考え方の組織でございますので、特別その庁議にかけてこの家族の問題について議論をしたことはございませんけれども、まあ再三申し上げておりますように、こうした絆は当然これからの明るいまちづくりのためには欠かせないひとつの取り組みでございますので、また職員間それからまた地域、当然のことながら町の広報や有線もあるまたひとつのまとめた考え方を持ってひとつ周知をしていくことは必要であるというふうに思っております。いろんな資料を今示されてお話がございましたけれども、ちょっとその現状等につきましては教育長の方からお答えをさせていただきます。

教育長

この事業が昨年度から今、議員ご指摘のように、内閣府少子化対策の所から発信されたものということで、この事業が浸透していないまあ新しい事業であるということで、なかなかその普及啓発についてはまああの十分ではなかったところもあると思っております。昨年度はそのチラシ・ポスターにつきましては文化館へ掲示し、それから併せて作文コンクールもその事業の中にあつたわけで、各学校を通じてそのような事業にあることを周知した経過があります。今町長がお答えしたように、この理念あるいはこの事業の中身、この持つていく目的について教育委員会の内部で検討し、広報し、あるいは町の広報にこの事業について紹介したということは経過はありません。

野村議員

それでは次の点についてお伺いいたします。この家族の日そして家族の週間、まあ来年は11月15日になります。第三日曜日。そして週間もその前後1週間ということでもあります。まあ国県から今お見せしましたけれども、ポスター、リーフレットなど今度の広報・啓発を行うとともに今から計画して飯島らしさを出した絆を再生する運動を展開してはと考えますけれども、来年のことではありますけれども町長のお考えをお聞きします。

町長

今後の啓発PR等も含めてまた新年度の課題として教育委員会共々に、実戦的な部分については教育委員会の方でまた企画をして進めていくように努力をしてまいりたいと思っております。

野村議員

それではこの問題の最後に、私は実は不登校こういう問題について子どもを預かっておりましたけれども、まあ外国から帰ってきて大阪に帰ってきて中学3年の時にお預かりしたわけであります。もう1点はいろいろお世話をして離婚問題、こういうことがありまして調停、これも何日か通いました。そうしてまた他にさまざまな家庭の問題、親子の問題、兄弟間の問題等、いろいろ立ち合いに相談も受けて今までまいりましたけれども、やはり底辺には家族の絆、これが如実にあります。もうひとつは私先月の16日に敬老会がございました。そこへ招待をされました。ちょうどいい機会ですのでたまたまその日が家庭の日また家族の日に該当した16日でありました。そこで私総代さんを褒めまして実はこの日にやってくれてたいしたもんだということで褒めました。もうひ

とつはこの家族の日を知っていますかと呼びかけたところがしらなかった。そんなところで私あいさつの中で申し上げましたけれども、実はこの私のあいさつをとって、招待に来ていたNさん、女性の方でありますけれども青、赤、黄の50センチくらいのロープを持ってマジックをやりました。これは1本は青が家族、赤が地域、そして黄色が町とそういう説明をして、各1本ずつを全部こう結びました。1本ごと結んだんです。円くなるように。それを全部まとめて持って一声かけましたところが、1本の全部の3本がつながってこういう輪になりました。このとき皆さんに非常に関心を持ったわけでありまして。このときこの方は家族、地域、町が1本の絆でこうなるんだよという説明もしました。大うけをしました。これはお客様でございます。非常にその後私全員の方を一回り回りましたけれども、やはり絆の問題、これは非常に関心が多かったわけでございます。先ほど教育長もおっしゃってございましたけれども、絆を高める、これは家族の日、まず家族一緒に食事、また外食もあるかと思えます。またひとつの作業をするにも家族全員でお手伝いしてやる、ひとつは行動、まあスポーツでも飯島はことにマレットが盛んでありますけれども、やはり町としては啓発し、この問題については啓発し、動機付けをすることが大事であります。各家庭で家族全員が理解し認識して行動を起こせばよいと私は考えますので、その中でその先ほども応募をしたと言いましたけれども作文、標語などを多く応募をしていただく、またこのような経済危機でありますのでこの動機付けをしていただいて、あとは家族全員が理解認識の行動を起こせばよいわけでありまして、町長のお考えをお聞きしたいと思います。まあ金の問題はほとんどどのような問題じゃありません。まず動機づけであります。お答えをお願いしたいと思います。

町長 再三お答えを申し上げますように、まあ動機付けも含めてですね、また具体的なさらに啓発浸透を図るような考えを教育委員会共々に具体的に新年度も進めてまいりたいというふうに思います。

野村議員 それでは第2点目の家庭の日に入らしていただきます。まあこれも私平成10年の9月の定例会で家庭の日がどうも飯島はやるのが鈍いと私の方から質問をしておりますけれども、これはこの家庭の日というのはちょっと経過を申し上げますと、昭和30年にさかのぼります。鹿児島県の鶴田町、人口5,200人の町であります。まあこれは今現在町村合併ありまして確か、さつま町とかなんとか申しておるかと思えます。その小さな町で公民館の研修の中で提起されて、家族同士のつながりはまあ固い物、強いものがある半面、家の中家族のきずな非常に薄れているから、これを何とか歯止めをかけなければならないということで、この町は農業主体の町であります。農休日を設けたらどうかと提案がありました。また家庭を大切にしたいという提案、この二つの目的を合わせて家庭の日となったわけでありまして。まあ日本で初めての試みが産声を上げたのがこの町で、これが第三日曜日を家族の日を定めて、家庭の絆ということを公的行事は一切行わないとこの町は実行したわけでありまして。長野県は42年の4月1日、明るい家庭づくり普及実践推進要綱というものを定めまして、心身ともに健全な人づくりの基盤は家庭にあり、子どもを健やかに育てるために愛情に裏打ちされた躰のできる明るい家庭が基になるということで、明るい家庭づくり運動を県民総ぐるみでやっていこうということで家庭の日を決め、毎月第三日曜日を実施しておるわけでございます。まああのこれは来年の県民手帳でありますけれども、毎年非常にこれは参考になりますので町内でも多くの購入があるかと思えますけれども、この予定表を見ますと毎月第三日曜

日はすべて家庭の日が記録されております。またしっかり見ていただきたいと思えます。

そこでまず第1点は町長にこの制度をどのように受け止めておられるか先ず町長のお考えをお伺いいたします。

町長

次のご質問がこの家庭の日ということに関してこの受け止め方であります。先のご質問のこの家族の日もそれからこの家庭の日も誕生をした掲げられたこの歴史は、若干またそのこの趣旨とするところも違いがあるわけでございます。家族の日はずいぶん昨年の平成19年またほんとに日が浅いわけでありまして。家庭の日はずいぶん昭和の30年産声を上げたというまあ経過の違いがあるわけではございますけれども、これは全く一つと同じ考え方の趣旨のものであろうというふうには私は思っておりますので、家族の日の思い同様にこの家庭の日も一体となった考え方の中で今後ともひとつの取り組みをしていくべきであるというふうに思っております。ただ家庭の日はその誕生をした歴史が長いために具体的な取り組みが今までも飯島町でもなされてまいりました。スポーツの面あるいはリクリエーションの面、サークル活動の面いろいろあるわけでございますので、またこの捉え方としてはそういうふうにお答えを申し上げながら、ご質問によってその具体的な取り組みについては教育委員会の方からお答えを申し上げたいと思えます。

教育長

この制度の受け止めということですが、具体的にどのようにしているかということと、これをちょっとその前に、この家庭の日についての理念と申しますか、私がこう理想とする姿と申しますか、そのようなちょっとある家庭の扱った詩を紹介し、どのように受け止めているかということとをちょっとお話をしたいというふうに思っています。かつて小学校の6年生が使っていた国語の教材の中に次のような詩があります。ちょうど今時分の情景を扱ったものでありますけれども、「お帰りなさい」という詩であります。「冬の夜道を1人の男が帰っていく、激しい仕事をしてきたとみえ、その疲れ切った足取りは重い、月に照らされている小砂利を踏んで一軒の家の前に立ち止まった、そうしてゆっくり格子戸を開けた、おかえりなさい、土間に灯がもれて女の人の声、それに続いてどこかの部屋から幼い子どもの声、おかえりなさい、また別の声が叫んだ、おかえりなさい、冬の夜道は月が出てずいぶん明るかった、それにも増して行きずりの私の心には明るい1本のロウソクが燃えていた」この詩に触れたときに家庭の状況が思い浮かぶと申しますか、家庭の理想とする姿、かつて私どもがあった家庭の姿というものに再び巡り合えたような気がいたします。家族がそれぞれ忙しい現代であります。議員ご指摘のように家族が揃って心を寄せ合う、そこに家庭に命を吹き込むという捉えをし、昭和30年から続いているこの家庭の日でありますけれども、私は大事に受け止めております。

今後の具体的なことについてはまたお話をしたいというふうに思っておりますが、いずれにしても、もう一度先ほどお答えしました家族の日ばかりではなく、家庭の日を取り戻したいということ、それについては教育委員会も大事に受け止め、さまざまところで啓発しこの意図について普及していきたいというふうに考えております。以上です。

野村議員

それでは第2点目に入らしていただきます。子どもにとって家庭、家族との生活を通じて社会で生きるための基本を身につける場でありまして。子どもが心豊かなたくましい人間に成長する上で大きな役割を担っておるわけでありまして。また家庭は社会を形成する基本的な最小のこの単位であります。愛情と信頼の絆で結ばれた家庭づくりは、青少

年のみならず親や地域の大人にとっても極めて重要であります。そこで家族一人ひとりが家庭のあり方を振り返り、青少年が豊かな情操を育むことができる家庭づくりのために積極的に展開してはと私は考えますが町長のお考えをお伺いいたします。これは第2点の項目であります。ダブる面もありますけれどもお答えを願いたいと思います。

町長

まああのお話のとおりだと思います。そのところが一番問題であって、学校教育におきましても言われておりますことはこの少年非行だ、いろんないじめの問題だというのがありますが、基本はやっぱり小さいころからの家庭、また家庭の躰というところに戻らなろうというふうに思います。そのことはもう再三いろんな場面で言われておるところだと思いますし、家庭の責任、親の責任、すべてそこに帰結する、それにまあ地域や学校や周囲が加わってひとつの健全な社会構造を構築していくというところにすべて結びついていくということでございますから、町といたしましてもその先鞭になるような取り組みは当然していかなきゃなりませんけれども、やはりこれは家庭の特に親が、また、じいちゃんばあちゃんも含めたその家庭が健全でないとこれは成り立たないということでございますから、住民の意識改革としても共々にひとつその思いを持っていただいて、やっていきたいというふうに思います。

野村議員

それではひとつ私が平成10年の9月に町長にお聞きした内容をちょっと説明をしておきます。長野県では昭和42年、これは質問であります。家庭の日を制定し各自自治体に指導をしているが、目に見えた取り組みがないが町長のお考えはいかがですかと聞きました。その中で青少年健全育成に好ましくない環境が増加していると、青少年の凶悪犯罪の増加を防止する上で家庭の役割は大変大きいと思いますと、7月には青少年健全育成大会を開き啓発に取り組んでおります。第三日曜日の家庭の日は、ここが大事であります。残業や地域の行事をやめていただいて町ぐるみで積極的に取り組みたいと、こういうことをいただきました。それでは私、町の状況について質問をしてみたいです。実は飯島町には歴史民俗資料館がございます。飯島陣屋これがあります。これについてこの家庭の日、こういうものを皆さん知らないと思います。こういうものをこれね、家庭の日の飯島町で大きな仕事を家庭の日でやっているんです。この中に親子18歳以下の親子で、もし民俗資料館に行けば入場料一般は300円を50円引きして250円にする。また小中学生は150円、これです、ここに書いてあります。150円を50円引き100円にすると、まあこれはみんな18歳未満のお子さんを連れていった場合であります。この長野県全部がこれあの載っております。特待、優待をしておるわけでございます。この中で載っているものは県下では文化施設、文化施設関係、全部載っています。87箇所中には無料のところもあります。資料館とかそこへ入るに。そしてまたレジャー関係はカラオケ店これ4軒ほど加入しておるんです。そしてスキー場22、テーマパーク8、ボウリング場もあります、これ14、そしてまた入浴、宿泊、食事関係これが17あります。全部で152施設を載せて割引あるいは無料こういうことを家庭の日に行けば優待があるんです。この陣屋、聞いてみましたところが全然ないと、やはり飯島の施設です。飯島の家族がまず第一に利用してみる、そして上伊那、上伊那ではあるのはまあ飯島はその陣屋が加入しております。上伊那では伊那市、箕輪町、そして駒ヶ根市、そして中川村これは望岳荘ですか。やはり18歳の子どもを連れて、長野県中やっておるんですから多に利用することが大事だと思います。まあ飯島ではそのほかにこれから検討していただく、例えば道の駅とかスポーツ、キャンプ場など、商店もこれ

入っておりますので、そういうことをもう少し増やして、やはり家族でみんなで町の施設だからまず第一に町の施設を利用し、それから県下に広がって各地を利用させていただければと、これについてはこの裏に優待券が付いております。二つ付いております。そういうことでこれ1年更新だと思っておりますけれどもやっておりますので、資料館へ聞いてみたところが全然利用がないと、そこで私はお願いをしたいと思っております。ひとつはまずこういうもののPR、皆さんに知らせることなんです。この点について町長はどう考えておりますかお願いしたいと思います。

町長

今あのパンフレット等資料示されておるわけでございますけれども、あの県下のこの全体の小学校を通じて全部保護者に今のその資料を飯島町でも配布して、関係の皆さんや商店やあるいは協力施設にもご協力いただいて、ということをすでに飯島町としてやっておりますのでひとつご理解をいただきたいということと、まあ町も子育て応援券等も交付しながら対応しておるところでございます。さらにまあファミリーのこのスポーツ施設の開放だとかいろいろ細かいことまでやっておりますので、具体的には今後のまた考え方も含めて教育長の方から申し上げたいと思っております。

教育長

具体的な家庭の日にかかわる教育委員会の事業でありますけれども、昨年の今時分とそれから今年の8月にかけて子どもの生活実態に合わせたアンケート調査を実態調査をいたしました。約1,000人ほどの回答があったわけですが、まあそれをもとに今生活習慣の確立運動をさらに進めていく考えでおりますが、その中に食事中テレビを見ないで家族のだんらんを楽しみましょう、お手伝いや体を動かす運動をしようというようなまあ啓発運動をしていくわけですが、今お話のありましたように諸施設の利用促進についても併せて、このチラシとは別にですね、このようなもう一度生活リズムを取り戻す、それから地域の文化施設に目を向けるというような運動を広報通じて行ってきたいというふうに思っております。今町長がお答えしました体育館のファミリー開放も有線と言いますか広報通じて毎月行っているわけでありまして、しかしなかなか利用実態がお知らせはするものなかなか利用が伸びていかないという実態もあります。そこら辺はどのようにしていくかということも考えながら、今議員のお話がありました施設の利用を文化事業も含めて積極的に参加を呼びかけ促していきたいというふうに考えております。以上であります。

野村議員

今のファミリースポーツの関係は何か指導者の関係で家庭の日には今やっておらないということをお聞きしておりますけれども、これは間違いでしょうか。

教育次長

それではファミリー開放の関係ちょっとお答えしますが、これは当初あの昭和59年だったと思っておりますけど、家庭の日に合わせて第三、確か土曜日だったと思っております。日曜日じゃなくて土曜日、体育指導委員会の皆さんが中心になりまして、家族どなたでも自由に来ていただいて、そこでスポーツ、新しいレクリエーションスポーツ等を指導しながら2時間ですか、夜楽しんでもらうという企画で当初始めております。ところがその隔週5日制が小学校導入しまして、第2、第4週が土曜日が休みになりました。その時期から第2土曜日に変更してファミリースポーツの集いの日という形で現在に至っております。

野村議員

それでは最後に提言も含めまして質問をさせていただきます。まあ私から申しますと今この前面にお座りの皆さんは、町長以下町の幹部の皆様でございます。皆様は土曜日、日曜日、祝日も公的行事で本当に忙しい毎日を過ごしておるわけでありまして。まずこの

ご苦勞に対しては感謝とまた敬意も表したいと思ひます。私2年間の町長といろいろおつきあひをやらしていただきましたけれども、ここでひとつ提言をしてまいりたいと思ひます。もう一つは町長の予定表を見ますと分刻みのご苦勞をなさっております。こういうことから第三日曜日家庭の日には公的行事は無くすということで、月に1日ぐらいは休みを取っていただいて、家族とともにリフレッシュして創造豊かな活力ある今以上の町政を願うわけでありませう。町長が休みを取れば幹部のみなさんも当然休むことができるわけでありませう。町としてもこの家庭の日を積極的に推進し定着することが大事と考えませう。家庭の日には町の行事は無くして、今申し上げましたけれども、家族のふれあひの日としてほしいわけでありませう。そこでこの定着した飯島町を想像してみますと、素晴らしい家庭から派生する飯島町、また家族に直結したさまざまな活動が活発になり、地域の活性化やまたそれに関連する多くの、まあ大きいことはあるかどうかわかりませうけれども、経済的波及効果、当然出ることが多くなったり家族で食事する等ありますので、期待できるのではないかと、何かプラスの動きが出てくるような気がしてならないわけでありませう。この家庭の日の定着を積極的に推進することについて町長のお考えをお伺ひいたします。

町長 まああの大変ありがたいご提言かとは思ひますが、なかなかこれだけあの町内的にもまた町外的にも詰まった日程の中では、必ず第三日曜日を理事者以下開けてというようになわけには現実としてはまいりませう。またあのそれぞれ個人的にも家庭の方がリフレッシュできるのか、仕事をしとった方がリフレッシュできるのか、そうしたこともございまして、なかなか一概にその日を優先的に全部開けるというようになわけにはまいりませうので、提言は提言として、まあ確かに家庭の日の趣旨に従って毎月の第三日曜日、多くの皆さん方が家庭で過ごせれるようなひとつの町独自の行事等についても配慮をしてまいりませうけれども、現実にはなかなかその通りには行かないということだけをご理解をいただきたいというふうにお思ひます。

野村議員 終わります。

議長 ここで休憩をとります。再開時刻を11時10分といたします。休憩。

午前10時52分 休憩
午前11時10分 再開

議長 休憩を解き、会議を再開します。一般質問を続けます。
10番 内山淳司 議員

内山議員 それでは通告に基づきまして質問をさせていただきます。地域循環バス本格運行に向けてということで質問をするわけでございませうけれども、この件につきましては昨日同僚議員からも質問がございましたので、できるだけ重複は避けて聞いてまいりたいとこう考えております。

それでは昨年7月から循環バス試行運行が始まり、12月には循環路線の変更等が行われ、今日まで運行されてきました。乗客もなかなか伸びない状態の中で、この運行もどんなものかなあとちょっと心配をしていたところでございませうが、広報いいじま11

月号には利用者数が増加傾向にあるとのこと、運行バスも10月から飯島地区と田切地区を巡回すると東部線と西部線の車両をマイクロバスからワゴン車に変更して運行ということで、しかも19年9月ごろの利用者と今年の9月の利用者数では約倍というような伸びをみているというような報道がありました。今までに至るまで循環バスを見るたびに何かこう寂しい思いがしたり、無駄だなあというようなこと、それから地域の皆さん方からも、議員は何をしとるんだと、あんなものを走らせておいていいのかなというようなことまで言われてきた経過がございませう。そんな過程の中で少しでも安心していただけるようなそんな次第でございませうが、ここで4月から本格運行になるわけがございませうけれども、現行のこの路線のまま本運行に移行するのか、改善すべき点があり改善するのか、その辺をお聞かせをいただきたいと思ひます。

町長 それでは今議会最後の一般質問者でございませう内山議員の質問にお答えをしてまいりませう。まずこの循環バスの本格運行に向けてさらに改善すべき内容があるのかどうかということでございませう。お話にございましたように昨日の三浦議員の質問の中でもお答えをいたしましたので、来年の21年の4月から開始いたします本格運行、これにつきましては七久保、本郷病院線は現行どおりの定時定路線ということにしまして、それから東西のこの東部線と西部線につきましては定路線での予約制、いわゆる定路線デマンド方式こういう形態に切り替えて、運行形態を替えて実施をしていくことといたしました。この点が大変大きな改正見直しの部分でございませう。まあこれに至ったことにつきましては、この利用者をはじめ町民の皆さんからの循環バスに対するご意見を、また各路線における利用状況や経費節減等を考慮して、町の生活交通確保対策協議会というこの組織の協議会で検討を重ねて議論をいただきまして、住民の皆さん方の声も十分反映した形で決定をさせていただいて、本運行に向けていきたいとこういうことでございませう。

まあいろんなご意見もございませう。路線によっては運行形態が変わることもあって、利用される皆さんへのこの周知の問題もなかなか徹底できるのかどうかというご心配もあると思ひますし、できるだけまあこれから4月に向けてそのことを徹底をして、あまり混乱トラブルのないような形でスタートしてまいりたいというふうにお思ひます。

さらにまあ今後の改善等につきましてもこうした状況を見ながら、本格運行後もより利用しやすい循環バスへの改善に向けて、皆さん方からご意見要望を聞く中で引き続き路線やダイヤ等、またはデマンド方式という一つの新しい試みもございませうので、そうした状況推移を見守りながら常に総合的に検討を今後とも進めてまいりたいというふうによりよくお願いを申し上げます。

内山議員 今、この現行の形の中でデマンド方式というものだけは取り入れるということでございませうが、そのまま運行をしていくというようなお話のように受け取りましたが、私はあの、この循環バスが始まって以来をちょっと振り返ってみますと、7月の16日ですか昨年の、それから始まりその時には在るバスをということの形の中で、大きなマイクロバスが3台で運行が始まりました。乗客のないような状態での運行であり、その間、一般質問のたびに誰かがそのことについて状況の改善について、また提案や指摘をしてまいりました。私も運行を開始して間もないときに、昨年9月の定例会でございましたけれどもその時に一般質問をさせていただきました。その中でも指摘した事項がありました。町の活性化のための循環バスというような題の中で質問をしたことを覚えております。その中で利用者が少ない原因をどのように捉えておるかということで問いかけ

たところ、循環バスの形態が住民に浸透していない、また路線コースが1日おきに変わり定期的運行とは違った戸惑いを感じたという、それから6コースを3台で運行している、また高齢者の足ということで現役世代には足が遠くなると、また発着所そして停留所の乗り継ぎが買い物やJRとの接続点などが挙げられるという、その当時の問題点を答えをいただきました。既存の公共交通機関をフルに活用し昭和病院コース路線など、町の活性化のために試行運行中であればこそ、いくたびかの変更を試みる必要があるであろうということを申し上げましたところ、町長の答えでは大方の町民の総意に合うような常に工夫をし、国土交通省の交付金を活用しての試行であり、検証実験を行い、定着を前提にきめ細かく見直す、今の目途としては3カ月の経過をひと区切りとして集約し次の改善につなげていきたいと、こんなようなことをいくたびか繰り返しながらというようなことでもございました。そのことが今まで言われております12月、昨年度12月に一度改正をされたと、私はその間、いままし幾度か改正をしてもよかったんじゃないかなというような気がいたしておりました。

さてそこで今日に至ってしまったわけでございますし、先ほど聞く中ではデマンド方式というようなことが出て参って来ております。これはあの利用者から考えてみれば、頼れば来てもらえるようなそんな雰囲気だと思いますけれども、何か煩わしいんじゃないかなというようなこんな気がいたします。それからその運行の中で私が一番気になっていることは、一番利用度の高い昭和伊南病院コースでございますけれども、現況におきましては七久保の道の駅をスタートして、それから七久保地域内を一巡し、本郷へ下り、それから本郷から飯島の駅へ寄り、そしてそのものがひたすら153号線を北へ走って、田切地区においては追引、それから体育館で乗下車ということで、その先が中田切を渡り駒ヶ根へ入る。そして広域農道、大森鉄工の交差点へ上がって、そして病院へ行くと、その間所要時間が七久保の一番先に乗せた人から考えてみますと、1時間あまりかけてようやく昭和病院へ着く、まあそれだけの人たちが利用するわけではなくて、その地域の人の動きっていうものの中では向まで行く衆ばっかではないだろうけれども、そんな時間帯が何かちょっともったいないなあというような気がいたすところでもございます。従って今のところこの循環バスの本経路とか、そういうことはちょっと現行のまま進めて運行に向けていくんだっていうようなニュアンスの答えがございましたので、その辺を一考を加えていただけるのかどうか、そして特に今田切へ行って追引の集会所、体育館、そこからすぐ駒ヶ根市の方へ入ってってしまうということ、言ってみるなら広域農道がここを走って行って大森鉄工まではまあ直通のような格好でおります。できることならその田切の体育館、追引、そのところを経由してから田切のというか春日平の広域農道まで春日平ら経由で上がって北へ走って行っても、大森鉄工へ出ると時間帯とさほどに変わりはないと思うわけです。その中にも幾人かは拾えるんじゃないかと、また利用者もおるんじゃないかと、こんな気がいたしております。すでに要望の方へ入っておりますけれども、その点について一言町長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

町長 現行路線網を基本にして一部デマンド方式も取り入れる中で4月からの本運行ということでございます。で、部分的な細かいところで今お考えも示されておるわけでもございますけれども、まあ何度かの改善改正を含めて、これまでも十分まあいろいろとこのご意見をお聞きして、それを集約して今度の本運行に向けての考え方というものを固めたわけでもございますので、まあ今あのご提案を則せいじゃあそれに加えてまた4月からと

というようなわけにはなかなか参りません。改善の内容できるだけ詰めて集約した結果でございますので、一応本運行については今申し上げておる考え方でスタートさせていただくということでもございます。またあのいろんな要望があるかと思っておりますけれども、頻繁にこれをダイヤを改正をしながらこの組み替えをしていくということは、なかなかこれはあの許認可の問題もございまして、それから住民の皆さん方に浸透をしていく部分での混乱も生じるというようなことにもなりますので、一応あるまあ1年の内の見直しの中でというような形になろうかと思っておりますけれども、今のご提言はご提言としてまた事務的にも十分また検討をさせていただく一つの要素として捉えさせていただくということと、まあデマンド方式を入れますと実際に乗車されない方については通過いたしますので、通りませんので、かなり時間も短縮してロスが解消していくというようなことでもございますから、そのへんの状況も逆にまたあの、いちいち電話するのが面倒臭いというような考え方の中にはあるかと思っておりますが、これはあのタクシー等をお願いする場合でもやっぱり電話をして来ていただくというようなこととの、まあ一つの慣習としてももう定着すればこれはそういうふうになっていくんだろうと思っております。いずれにしてもまたあの見直しは今後凍結してこのまま未来永劫に行くということでもございませぬので、そうした状況を十分またご賢察いただいて、当面はこの形で方針どおりスタートしていきたいということでもよろしくお願ひしたいと思っております。

内山議員

只今の運行どおりデマンド方式を取り入れながらやっていくんだということでもございます。さてあの私あの前回の9月の時の、前回といいましても昨年の9月の時に、その既存の交通機関をフルに活用して云々というようなことを申し上げました。その時には飯島の駅であるとかそういう駅をあまり重視をしていない時分でもございましたので、そういうお話もいたした経過がございまして。それからあのこういった路線を考えるときに私どもはあのお互いにそうですけども、自分の住んでおるところを中心にものを考えます誰しもが。そしてこれから私申し上げることは、これはあの公共交通確保対策協議会の委員の皆さん方を云々言うわけでもございませぬけれども、その皆さん方も私と同じように自分の家をとるか住まいをしておるその地域から物をおそらく考えてのことだと思っております。それでそのメンバーを一応調べさせてもらいました。そのところ区代表であるとか、それぞれの団体、それから業者、それが入られておるわけでもございますけれども、このメンバーの中に入っていない地帯、そのものが上の原、岩間、高尾、春日平といったその地帯の人が1人もそういう役回りにおらなんだそうで、入っておりません。そうしてみますと私が9月に質問したときには、西の広域農道そしてJRの飯田線そのものが他所の隣接する地帯への交通機関として、このことを基幹の路線にしたらどうかというようなこと申した記憶があります。そしてそのことを聞いてもらいたいなというような意見を吐いたことがございまして。どうしてその七久保からぐるぐるって回ってそこへ行ってそのまま向へ抜けていく、これはあの大きくみるならば一極集中型のそんな路線だと、大勢おるからそこを走れば大勢利用してくるということもこれは結構な話だと思っておりますが、また考えを変えてみますと広域農道沿いを短時間のうちで七久保から目的地の昭和伊南病院へ着くということも、ひとつは大きなメリットがあるんじゃないかとこう考えます。そしてその路線へ東西路線の便と組み合わせをして、七久保の道の駅から出たものを七久保の内でも2、3カ所、3カ所ぐらい、そして飯島地域それから田切地域、そのところへ4カ所か5カ所的なものを設け、東西線と結ぶ、その時間帯に

結ぶようなそういう路線の組み合わせはできんのかなあこんなことを感じております。やはりあのもう少し広い目で見てそういった路線の変更なり運行を考えてもらうことが、これは大事なことであろうというふうに思っております。そんなことも、まあこれはあの近いとかどのくらい立つかわかりませんが、もし改定を考えるならばその時にはそんなことに留意をしてやっていただきたい、こんなように思います。そのことについて町長はどんな所見をお持ちかお聞かせを願いたいと思います。

町長

更にまあ具体的な内山議員のお考えでまあ今例示をいただいたわけでございますけれども、まあ特にあの今度の本運行また中途での一部改善改正含めてですね、十分にあの最終の方向づけは先程から申し上げたまあ今お話ございました町のこの交通確保対策協議会でまとめて県国の方へ申請して認可を得ていくと、こういうお手続きでやるわけですけれども、委員の方17名、確かにこれはあの全耕地の代表というわけでもございませんし、それぞれの個人的には地元があるかもしれませんけれども、私もあの節目の時には何回も会議に出席をさせていただいて、いろんなご意見を聞く中で、決してあの自分の地元の利害のご発言というようなことはなかったというふうに確信をしておりますし、第一それにあの吸い上げてくる総合的なご意見の集約というのは、実際に乗った方、それから高齢者の皆さん方の町長とのホット懇談や手紙を通じての資料も提供しておりますし、それからその乗った方のご意見は運転手の方にもやっぱり聞こえて、そうした意見の集約も、一人ごとすべてそのご意見を会議に提出をいたしまして、見ていただいてそれから総合的に広く判断をさせていただいて、こうした方向づけがなされてきたということでございますので、決してあのご心配の向は全くないというふうには是非ご理解をいただきたいと思っております。であの今度のデマンドもそうでございますけれども、必ずまたいろんなご意見が出てくるかと思えます。そうしたことまたある時期に集約をして、今内山議員のおっしゃったこともまたひとつのよく記録にとどめてですね、ひとつ参考にしながら見直し材料には当然まあ検討材料にはさせていただくということでございますけれども、いろんな考え方があるかと思えますけれども、4月1日からそうした基本、規定事実の中で発車してまいりたいと、こういうことでよろしくご理解いただきたいと思えます。

内山議員

答弁いただきましたが、私はあの決してその委員の皆さん方が我田引水でやったとは申しておりませんし、そのことはあの骨を折っていただけた皆さん方に感謝をしておるわけでございますけれども、とかくあの先程も申し上げましたように、自分の住んでおらんというところは目につかないものでございます。でありますのでこのそれぞれの団体を網羅して作られてはおるわけでございますけれども、そういったまあ住まいの関係もある形の中で、できることだったら偏らない、その地域の人はその地域のことだけはよくわかります。他所も公平に見てやったとはいうものの、本当の実態はと言いますと、そこらには疑問が残るわけです。私自身がそういう考えを持っておりますので、そんな気がいたします。今後のこの運営につきましてはこの協議会のものに対しましては、できるだけ地域地域のその場その場の方から代表者が1人ずつ入ったほうがいいだろうと、こんなこともこれも提案をいたしておきます。17人の陣容の中で七久保が3人、飯島地区が12人おります。しかしながらたまたまその時の係の具合で、ここの中心部より下のほうの皆さん方がほとんどであります。一人もここから上には飯島地区の12人の中にはおりません。そういった形も今後このバス運行がこう順調に行き、そしてそのも

のの最もいい運行が出来る事がこの飯島町の活性にも繋がるんだということを私は強く申し上げて、この問題については閉じさせていただきたいと思えます。

続きまして、人口増対策ということでもあります。これもあの11月の広報の中で平成23年度に若者定住促進住宅が予定されているということを書いてありました。そのことについてでございますが、まあ時期が早いので予定地であるとか、建設場所であるとか、それからその規模についてはまだ計画ができておらないかもしれませんが、そのあたりはもしどのような考え方で今後進めていくのか、そのことをお聞かせを願いたい、こう思います。

町長

2つ目のご質問でございますこの人口増対策に関連をして、町がこれまで進めてまいりまたこれからも取り組んでいくこの特交賃、若者向けの住宅建設について、この予定地あるいは規模というお話でございます。この若者向け住宅建設につきましては平成19年度に鳥居原の地籍に2棟建て12戸の若者定住に向けた特交賃住宅を建設いたしました。国土交通省の交付金を受けての事業でございます。現在12戸全部が募集と同時に埋まりまして、抽選の結果今満杯という状況になっております。こうした状況の中で計画的にはさらなるこの若者定住対策のための住宅を、平成22年度に一応今のところ実施計画の中では計画をいたしまして、23年度入居の方向で計画を進めております。ご質問のこの予定地あるいは規模につきましては、まあ一応グリーンリーフ、先行しました状況の12戸の2棟を同じくらいのまあひとつの規模といたしまして、建設予定地につきましても併せてさまざまな面から今、今後検討をして実施計画に盛り込んでいきたいという状況でございますので、確たることはこの段階ではちょっとまだ申し上げられないことをひとつご理解をいただきたいと、よろしくお願ひします。

内山議員

当然のこととは思います。まだその場所もそれから規模等々についても今後の検討というか、第5期基本構想の中での問題にも入っていくかと思えますので、このことは今の考えをそのまま受け止めさせていただいておきます。さてあの9月の定例議会の折りに4区連絡協議会が一括しての陳情と申すか要望というかそういうものが出てきました。その中で田切の地区から出た住宅団地を云々という、こういうことがございました。その答弁の中ではそういうことは町としては今のところ考えておらんというようなそういう答弁があったように私は記憶をしております。さてあのこの人口増対策の中で私がやはり地域、私の地域を中心としたような形の中で物を見る傾向がございますが、これからちょっと申し上げたい、こう思います。住宅建設については既存概念からの発想の転換が必要であろうと、こういうことを私は考えるものであります。住宅建設地を選択するにも飯島の中心部からの見地からだけでなく、広く近隣市町村、隣接する、その状況も加味した形の中で視野を広げながらそういったことを考慮した地帯に住宅団地を造ることもいいのではないかと、私はそう思うわけです。例えば駒ヶ根市、田切区、その間には広域方農道の方でいうならば230メートルの橋が渡り、ふれあい橋があり、それを渡ればもう既に駒ヶ根市です。飯島町が自立してっていう形になりますとまさに町の方へみんなこう、そこに住む者が中心の方へこう抱えがちでございますけれども、経済の流れそして地理的關係の中では私どもが住んでおるところは、当然上ばっかではなくて田切の下の方もそうです。そこは商業圏にいたしましてもいろいろの形の中で大変あの駒ヶ根市の方へ行く場所であります。この役場へ私が出向いてきても3.5キロあります。今道が良くなったので自動車で走れば5分ぐらいのもんですけれども、やはりあのとこ

から駒ヶ根市の方へ走ってみても、3キロというともう駒ヶ根市の中心街に出るわけです。生活圈域というものの中から言うと、そういったこの近い関係にあるというかそういった条件の中にあるということでございます。従って例えば住宅建設をしようというようにときに、その基盤である土地確保にも230メートルを超えた向こうの単価と飯島側の単価は3倍の差があります。こちらが20,000であればこちらは60,000、それではもしかすると効かないかも知らん。そのくらいの格差がある。その中で私はその安いかから云々ということを用いてはございませんが、安いその土地へ持って行って住宅団地を建設することもひとつの策ではないかと、そして住民がいくらかでも人口増の形になるのではないかなと、こんなことも感じております。特に広域農道で走るなら今の時代では飯島の中心部に来るにしても、広域農道沿いに住んでいるものは飯島へ飛ぶも駒ヶ根へ走るのもさほどに変わりがないと、そういった今の現代社会の中ではその辺りへひとつの構想もこれからの、第5次構想の中では検討をする要素があるだろうと、こんなように感じております。一方的にこちらから提言を申し上げましたが、そのことはどうか今後の5次計画の中あらゆる方面でそのことをちょっとどこかへ残しておいていただいて、そしてそんな政策が講じていただければこんなように感じるものでございます。そこで町長の私の今申し上げたことを受けた中でどのようなお考えをお持ちかお尋ねをいたします。

町長

更にこのまあ住宅等、宅地開発も含めて取り組んでいくこの発想の転換と申しますか、地域バランスを考慮した上でのこの検討をというようなご提言でございます。最初にあの4区連絡協議会が陳情書を出されまして議会で審議をいただいたと思います。あのいろんな要望がございましたので確か一部採択という結果になっておるんじゃないかと思えますけれども、その中であの当田切地域に対するこの問題について答弁があって、それは考えていないというふうに、どういう形で町側が答弁したかと、私との答弁は無いわけでございますので、ちょっとその辺がどういうことかまたお聞かせいただきたいと思えますけれども、まああの特に今ご提言の中では地域バランス、地域のそれぞれの発展とはいうものを思うときに、当然まあそういう一つのことは考え方としては大切な要素ではあるというふうに思っておりますが、特にこの近隣市町村のまあ経済的なことも含めての、これも一つのメリットがあるんじゃないかというふうなお話でございます。たしかにまあ考え方はそういうことも要素としてはあるかもしれませんが、まあ少なくとも飯島町の施策を考えていくときに、一応あのこれまでもそうございましたけれども、この住宅用地、宅地ですね、これにつきましては全体的には位置付けは次の中期総合計画の飯島町土地利用計画の中で位置付けていきたいと、個々の対応はまあいろいろ出てまいりますけれども、全体的の絵のこう見直し設定というものにつきましては、そういうところでやっていきたいと思えますけれども、でなかなかあの今までもそうした地域で環境等の問題を重視しながらやってきたために、イメージ的にはいいというふうに捉えてはおりましたけれども、なかなかこの居住者、宅地を購入していただく方のニーズというものもございまして、現実問題としてまだ売れ残っておる部分もあるということで、なかなかこれがあの心配のタネといえますか財政負担、今後の土地開発公社の連結健全化指標というようなことも考えていきますと、なかなかこれは慎重にしていかなければならないという要素でもございます。

で、特にあの今お話の若者向け住宅特交賃の住宅を今後模索する中で、今のお話に結

び付けたときに考えていく場合に、大切なことはやっぱりこの若者向けですのでいろんな考え方があると思います。これはまた今、鳥居原に建設をして入居いただいております、あるいは応募していただいております方たちの、この若い人たちの居住ニーズというものが当然あるわけでございますので、まあその辺のところ。それからまあ特交賃ですからできるだけ安く家賃を抑えていかなきゃならんというようなこともございますので、費用対効果の問題も出てまいります。まあそうした面だけを考えるのではなくて、やっぱり総体的にこのできるだけ建設費用、土地の部分も含めて低く押さえないとなかなかこの低料金設定での家賃設定ができないということにもなりますし、この入居に満たないというようなことがあっては困りますので、そうした発想の転換というふうに言われます。確かにそのことも大事なわけでございますけれども、この発想の転換だけではなかなか解決できないという要素も含まれておりますので、是非その辺は大局的に総合的に判断していく必要があるということでございます。

いずれにいたしましても今後また十分慎重に場所等を決定していくということになりますけれども、そういう今ある考え方もあるわけでございますので、ひとつご理解をいただきたいと思えます。

内山議員

お答えをいただきました。あの話はちょっと飛ぶような形でございますけれども、この人口増対策の中に入ると思えますのでちょっと申し上げておきたいと思えます。そのことは今、伊南バイパスが田切のこの用地買収をされる、それから、そこからたまたま家を移転しなきゃならんという方が駒ヶ根の方へ出ていったとか、それからそれより以前に田切の中で住んでおった方が駒ヶ根へ行った、その衆のまあ2人に聞いたわけではございませんけれども、最初の、最初というか幾年か前にこの田切から向う駒ヶ根へ移り住んだ方は、「いやあここへ来たら本当に楽だ、係ものも少ないし、うんぬん」とこういうようなことを言われておりました。私はしっかり調べたわけではございませんので、その辺の確かなことはわからんけれども、そういった住まわれた人がそういう言葉を吐いているということ、それには何かあるのかなあとこういうことを私は感じるわけでございます。まああの市と町ではおのずから収入っていうか税収も少ないし、そしていろいろの形の中でこの負担が、個人負担というか住民の負担が多くなりがちだというようにちょっと感じております。そういった人たちが向へ移り住むことのないようなまあ施策、そんなことも近隣市町村に負けんような施策を、これは金がなげにゃ出来んことでございますけれども、そういうことに心がけた施策を今後も努力して続けていただきたいと思いますなど、私たちも当然一緒のことでございますけれども、そんなことを希望というか提案をお願いというかそんなことを申し上げまして私の質問を終わらせていただきます。

議長

以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会といたします。ご苦労様でした。

午前11時57分散会

平成20年12月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

平成20年12月16日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 第16号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例

日程第 3 請願・陳情等の処理について

日程第 4 議会閉会中の委員会継続審査について

平成20年12月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）

平成20年12月16日

追加日程第1 発議第8号 「介護労働者の処遇改善を求める意見書」の提出について

追加日程第2 発議第9号 「介護保険制度の抜本的改善を求める意見書」の提出について

1 町長閉会あいさつ

1 閉会宣言

○出席議員（12名）

1番 森岡一雄	2番 曾我 弘
3番 宮下覚一	4番 坂本紀子
5番 三浦寿美子	6番 野村利夫
7番 宮下 寿	8番 竹沢秀幸
9番 平沢 晃	10番 内山淳司
11番 松下寿雄	12番 織田信行

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 小林広美 住民福祉課長 中村芳美 産業振興課長 中村澄雄 建設水道課長 松下一人 会計課長 豊口敏弘
飯島町教育委員会	教育長 山田敏郎 教育次長 塩沢兵衛

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 折山 誠
議会事務局書記 千村 弥紀

本会議再開

開 儀 平成20年12月16日 午前9時10分
議 長 おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。
町当局並びに議員各位には大変ご苦勞様です。本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中は社会文教委員会において付託案件につきまして大変ご熱心な審査にあたられ感謝を申し上げます。去る8日の本会議において付託した陳情案件について、社会文教委員長よりお手元に配布のとおり陳情審査報告書が提出されております。

本日は条例案件1件並びに陳情案件3件について審議を願うことになっておりますので、議事運営の諸ルールに則り、慎重にご審議の上、適切な議決をされるようお願いをいたします。

議 長 日程第1 諸般の報告を行います。
最初に、12月8日本定例会の初日において議決された飯島町議会会議規則の一部を改正する規則につきましては、議会告示第1号として12月15日付で公表しましたのでご報告いたします。

議 長 日程第2 第16号議案飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例を議題
副町長 といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
第16号議案飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。本条例は高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部改正に伴いまして、本条例で引用適用をしておる条項が変更されました。これに伴いまして関係条項を整備する必要があるものでございます。細部につきましてはご質問により担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 これから本案について質疑を行います。質疑はありますか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第16号議案飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第16号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第3 請願・陳情等の処理についてを議題といたします。
冒頭お知らせしましたとおり、社会文教常任委員会へ審査を付託した陳情について、委

員長から陳情審査報告書が提出されております。

議事進行についてお諮りします。陳情の審議については委員長より委員会審査報告を求め、これに対する質疑の後、討論・採決をしたいと思っております。異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。これから委員長報告を求めます。

内山社会文教委員長。

社会文教委員長 それでは社会文教委員会審査報告を申し上げます。去る12月8日本会議におきまして本委員会に付託されました20陳情第10号介護労働者の処遇改善を求める陳情書につきましては、12月の11日に委員会を開催し、提出者であります長野県医療労働組合連合会、渡辺一信執行委員長に説明員を要請いたしましたところ、代行で平川恵資氏に説明を求め、慎重審査いたしました結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定いたしました。なお審査の過程を及びその過程に出されました意見につきまして申し上げます。大変な職場状態であり、安心して介護ができる環境が必要だ。介護報酬を3%から更に5%引き上げる必要がある。介護労働者は1から2年で辞める人が多い。求人が追い付かない状況にある。処遇改善を求めるべき。という意見が出されました。

続きまして、次に20陳情第11号介護保険料を所得比例中心に変更することを求める陳情書につきましては、提出者である長野県社会保障推進協議会より平川恵資氏に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、お手元の報告書のとおり不採択すべきものと決定いたしました。なお審査の経過及びその過程に出されました意見について申し上げます。飯島町の介護保険料は6段階であり、1段階では年22,800円で月に1,900円である。このぐらいの負担は最低である。第4期の段階設定では段階を増やすことを認めているが、1段階は同額であり軽減にはつながらない。よって陳情に反対をするとういう意見。また介護保険料は生活保護基準以下世帯でも基準額の半額を負担しなければならず、低所得者にとっては大変な負担となる。国の負担割合を引き上げるべきという意見が出されました。

次に20陳情13号介護保険制度の抜本的改善を求める陳情につきましては、提案者である長野県社会保障推進協議会より平川恵資氏に説明を求め、慎重審査いたしました結果、お手元平の報告書のとおり採択すべきものと決定いたしました。なお審査の経過及びその過程に出された意見について申し上げます。今介護保険制度は崩壊の危機にある。認定制度やさまざまなサービスの利用制限により、介護のとりあげが成され、利用者に生活困窮をもたらし、重い利用料負担額がサービス利用の取りやめや、出さざるを得ない実態を生んでいる。また介護従事者の人材確保や処遇改善のためにも介護保険に対する国の負担を大幅に増やすべきである。等々がございました。以上をもちまして審査報告とさせていただきます。

議 長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。必要終わります。

内山委員長自席へお戻り下さい。

以上で陳情の処理かかる委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

これから案件ごとに順次、討論・採決を行います。

議 長 初めに20陳情第10号介護労働者の処遇改善を求める陳情書について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

20陳情第10号介護労働者の処遇改善を求める陳情書について採決します。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり採択することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

議 長 ご着席下さい。

起立全員です。従って20陳情第10号は採択することに決定しました。

議 長 次に20陳情第11号 介護保険料を所得比例中心に変更することを求める陳情について討論を行います。討論はありませんか。

5番
三浦議員 私はこの介護保険料に人头割りはふさわしくない、介護保険料を所得比例中心に変更を求める陳情について賛成討論をいたします。介護保険料は生活保護基準以下の世帯でも基準額の半額を負担しなければならず、低所得者にとって大変負担となっております。また介護保険料を払っても必要なサービスを受けられない状態が生まれております。本来だれでも必要な介護を受けることができなければならないはずであります。低所得者層の保険料の軽減は必要であるということ、また所得に応じた保険料に変更すること、国の介護保険への負担割合を引き上げ、普通財政調整交付金として平均所得の低い市町村へ重点的に配分することをいま必要な施策だと私は考えます。よってこの陳情について賛成をいたします。是非意見書を国に対して上げていただきたいと思います。以上です。

議 長 反対討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 他に討論はありませんか

(なしの声)

議 長 討論なしと認めこれで討論を終わります。

02陳情第11号介護保険料を所得比例中心に変更することを求める陳情について採決を行います。この採決は起立によって行います。お諮りします。本陳情に対する委員長報告は不採択です。本陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議 長 お座りください。

起立少数です。従って20陳情第11号は不採択することに決定しました。

議 長 次に20陳情第13号介護保険制度の抜本的改善を求める陳情書について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

20陳情第13号介護保険制度の抜本的改善を求める陳情書について採決します。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり採択することに賛成の方はご起立願います

[賛成者起立]

議 長 お座りください。

起立全員です。従って20陳情第13号は採択することに決定しました。

議 長 日程第4 議会閉会中の委員会継続審査についてを議題といたします。

会議規則第72条の規定により、お手元に配布のとおり総務産業委員会、社会文教委員会及び議会運営委員会における所管事務調査等の処理について、議会閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

申し出の事件について議会閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って本件については各委員長から申し出のとおり継続審査といたします。

ここで休憩をとります。暫時お待ちください。

[追加日程・追加議案配布]

議 長 休憩を解き会議を再開いたします。

只今お手元へお配りしましたとおり、三浦寿美子議員から1件、竹沢秀幸議員から1件の議案が提出されております。お諮りします。本案を日程に追加し議題にしたいと思いません。異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って議案2件を日程に追加して議題とすることに決定しました。

議 長 追加日程第1 発議第8号上介護労働者の処遇改善を求める意見書を提出についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

(議案朗読)

事務局長 議 長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

5番 三浦寿美子 議員。

5番
三浦議員 それでは介護労働者の処遇改善を求める意見書を内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣宛てに提出することを提案をいたします。今介護労働者の職離れが問題になっております。介護の現場では人手不足のために労働者の負担が過重となり、体調を崩される方も多いとのことです。離職者の8割以上が3年未満との報道もあり、熱意を持って介護・福祉の仕事に就かれた方が辞めていることは大変に残念なことです。一番多いその理由は日本医療労働組合の調査の報告書でも見られますように、約半数の方が賃金が安いということが理由となっております。第169回通常国会では介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律が全会一致で可決成立をしております。処遇改善を直ちに具体化することと介護報酬を引き上げを求めるものです。以上提案いたしますの

で是非全員の皆さんのご賛同をいただき意見書の提出ができますようよろしく願いいたします。

議長

次に本案に賛成者の意見を求めます。

6番 野村利夫 議員。

6番

野村議員

それでは私の方から賛成意見を申し上げます。実は今提案されました事案については全面的に賛成するものであります。これは法律第44号、ここにも出ておりましたように169通常国会、これが本年5月28日に公布、また同日施行されたわけでございます。これは介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律であります。この内容を見ても高齢者等が安心して暮らすことのできる社会を実現するために、介護従事者等が重要な役割を担っていることから、介護を担う優れた人材の確保を図るために来年21年の4月1日までに介護従事者等の賃金の水準その他の事情を勘案し、介護従事者等の賃金をはじめとする処遇の改善に資する施策のあり方について検討をするんだということになっておりますけれども、その結果については必要な措置を講ずることになっております。だが現実には賃金、まあ報酬3%引き上げが報道等ではされておるわけでございますけれども、まあ政局の混迷か、この全般的にこのことについて進展が遅れております。そこでこの現況を理解をしていただいて、議員各位の賛同をお願いを申し上げます。そこでこの現況を理解をしていただいて、議員各位の賛同をお願いを申し上げます。私の賛成意見といたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻り下さい。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第8号介護労働者の処遇改善を求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。従って発議第8号は原案のとおり可決されました。

議長

追加日程第2 発議第9号介護保険制度の抜本的改善を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

(議案朗読)

事務局長

議長

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

8番 竹沢秀幸 議員。

8番

竹沢議員

それでは私の方から介護保険制度の抜本的改善を求める意見書の提出につきまして提案の趣旨説明を申し上げたいというふうに思います。先程議決を賜りました介護労働者の処遇改善を求める意見書と関連がございますので、簡潔に申し上げたいというふうに思いま

す。この間にコムスンの不祥事件とかございまして、介護保険制度のあり方について議論もあり、また介護報酬の引き下げによる介護労働者の環境も厳しいものがありますが、介護報酬をとりあえず3%還元というような動きもあるところでございます。意見書本文中の三行目にもありますけれども、不透明な認定制度というような表現はこれはあの認知症などの認定のことを指してございます。わが国の介護保険制度でございますけれども、平成12年4月に全面施行され介護保険制度を将来にわたって持続可能なものとするため、平成17年改正がございまして平成18年4月から施行され現在に至っておるわけであり、国の社会保障審議会介護保険部会やまた同部会に関連する「安心と希望の介護ビジョン会議」で現在分析し制度改革に努力しているところでございます。10年後団塊の世代の高齢者が急増します。2025年には介護人材が現在の2倍必要とされておるところでございます。同安心と希望の介護ビジョン会議では超高齢社会における安心とは年齢や心身の状況、所得の多い少ないや、家族の有無にかかわらず一人ひとり尊重されることであり、そのため介護を担う人が尊重されるとともに、政府、企業、地域、国民が知恵と力を結集することが今求められているとしておるところであります。まったく同感であるわけであり、国も同じ方向に進むというふうに理解をしておるわけでありまして、地方議会の方から声を意見書として国へ届ける責務があるわけでありまして、お手元の意見書の4項目実現のため全議員の賛同を願い、本案に対し満場一致でご議決いただくことをお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

議長

次に本案に賛成者の意見を求めます

5番 三浦寿美子 議員。

5番

三浦議員

それでは介護保険制度の抜本的改善を求める意見書の提出について賛成意見を述べたいと思います。先ほど私は介護労働者の処遇改善を求める意見書を提出いたし、皆様に賛同をいただいたわけですが、関連をいたしまして只今竹沢議員より提案をされましたが、いま介護の現場では利用者の方も介護度の改定において認定区分が要支援に変わるなど、大変に必要な利用が受けられないような状況も生まれて大変な状況にあります。また介護報酬の引き下げという問題では、先ほども申しましたが介護労働者の方の賃金が低いために辞めていく方が多い、こうした実態があるわけです。是非、国はここにあります項目のとおり4項目実現をしていただいて、安心して介護を受ける方も介護労働者の皆さんも、こうした介護制度の中で安心して皆さんが生活できるようなことを求めたいというふうに思っておりますので、賛成をいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。提案者は自席へお戻り下さい。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第9号介護保険制度の抜本的改善を求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って発議第9号は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。
ここで町長から議会閉会のご挨拶をいただきます。

町 長 それでは平成20年12月議会定例会の閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。
去る8日から本日までの9日間にわたり開催をされました飯島町議会定例会、議員の皆さん方には連日慎重な審議・審査をいただきまして、提案いたしました各案件につきましては、いずれも提案どおり全会一致により可決・決定をいただき誠にありがとうございました。心からお礼を申し上げる次第でございます。今議会における議案審議や一般質問を通じていただきましたご意見ご提案等、理事者・職員重く受け止め、引き続き厳しい財政事情など今後とも地方行政を取り巻く状況は一層厳しく続くものと思っておりますが、最大限努力をして町政運営に努めてまいりたい所存でございます。

さて平成21年度に向けた予算編成作業が既に始まっております。国においては与党による税制改正大綱がまとめられ、政府の新年度に向けた考え方がかなり見えてきてはおりますが、世界同時不況の中にあつて経済の見通しは全く不透明で、また衆参国会の難しい状況の中で、地方交付税はじめ地方財政対策が最終的にどうなるのか、町の予算編成にとって最も肝心で重要な部分はこれからの正念場であり、予断を許さない厳しい状況が続くものと思われまます。町においては法人住民税の極端な落ち込みが町財政に与える影響は計り知れないものがあり、そうした上に立って大変厳しい予算編成になることは必至であります。町としては開会ご挨拶で申し上げました基本的な考え方に沿って、選択と集中による選択実行型のまちづくり予算の編成に努め、更なる町の発展に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

さて今年も余すところ2週間余りとなりました。今年の日本をはじめ1年間の世相を象徴する漢字として、先日「変」変わるという字が選ばれました。国内においては2代続けたの首相の突然の交代、米国の次期大統領がチェンジ、変革を訴えて当選をしたこと、株価が暴落した世界経済の大変動、物価上昇による生活の変化などが挙げられ、来年こそは明るい良い年に変えたいと多くの気持ちが込められているのではないかと思います。是非良い方向へ変わって行ってほしいと心から祈るばかりでございます。年明けの1月の5日から通常国会が開会をされる予定でございますが、一日も早く実のある総合経済対策を実行し、国民の皆さんが安心して暮らせる社会の実現に向けて取り組んでいただき、またわれわれが求めている真の地方分権社会の実現と、財政の安定による格差のない地方自治の確立のための施策が確実に推進されることを切に願うものでございます。本年は農家にとっては台風の上陸もなく、これといった被害もなく作柄としては順調な1年であったと思われまます。製造業や商工業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、大変厳しい年でございました。世界経済が少しでも回復をし、景気の回復によって地方経済も少しでも活性化されることを記念をいたし、最後になりましたが、議員各位にはこの1年間ご苦勞ご協力に対し心からお礼を申し上げますとともに、いよいよご健勝で良い年を迎えられ、飯島町の発展のため一層のご活躍を心からお祈りを申し上げまして、12月議会定例会のご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

議 長 以上をもって平成20年12月飯島町議会定例会を閉会します。

午前 9時54分 閉会

上記の議事録は、事務局長 折山 誠の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員